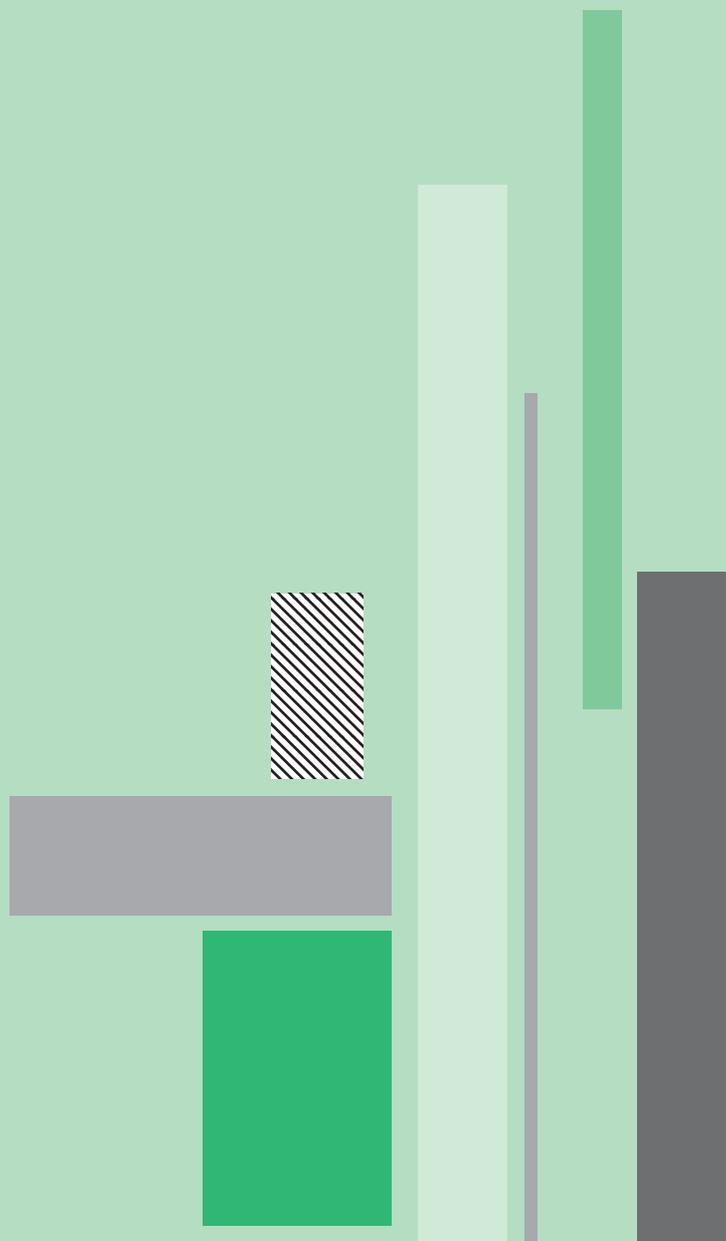


日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

- 2010年6月定例会
- 2010年9月定例会
- 2010年12月定例会
- 2011年2月定例会
- 要望・申し入れ
- 談話・声明



日本共産党埼玉県議会議員団



日本共産党埼玉県議会議員団

団 長 柳 下 礼 子

はじめに

当議員団にたいします日頃のご支援、ご協力に感謝申し上げます

先の県議選におきましては、みなさんのご支持、ご支援によりまして西第1区（所沢市）で私、柳下礼子の再選と南第2区（川口市）での村岡正嗣さんの当選で2議席を確保することができました。西第5区（旧上福岡市）で山川すみえさんの再選を果たすことができなかったことは、返す返すも残念なことでしたが、引き続き二人で力を合わせて県民要求の実現と県政刷新のために全力を挙げる決意です。

今回まとめました『県政資料』（No.111）は、昨年4月から今年3月までの1年間にわたる当議員団の議会での質疑・質問や主張、活動などをまとめたものです。この資料集が、埼玉県政の現状や問題点、当議員団の政策や主張、活動について理解を深めるうえで少しでもお役に立てれば幸いです。また、当議員団に対しますご意見、ご要望等がございましたら、何なりとお寄せ下さいますようお願い申し上げます。

2011年11月

目 次

あいさつ（柳下礼子団長）1

2010年6月定例県議会（2010年7月14日～8月4日）

1. 福祉保健医療委員会における柳下礼子議員の質疑（要旨）5
 2. 産業労働企業委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）9
 3. 循環社会対策特別委員会における柳下礼子議員の質疑（要旨）12
 4. 教育改革・文化・スポーツ振興特別委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）14
 5. 知事提出議案及び請願の審査結果に対する山川すみえ議員の反対討論16
 6. 議員提出議案に対する柳下礼子議員の反対討論17
 7. 議案及び請願に対する各会派の態度19

2010年9月定例県議会（2010年9月24日～10月15日）

1. 追加議案に対する山川すみえ議員の質疑21
 2. 福祉保健医療委員会における柳下礼子議員の質疑（要旨）22
 3. 産業労働企業委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）25
 4. 循環社会対策特別委員会における柳下礼子議員の質疑（要旨）28
 5. 教育改革・文化・スポーツ振興特別委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）30
 6. 知事提出議案及び請願の審査結果に対する山川すみえ議員の反対討論33
 7. 議員提出議案に対する柳下礼子議員の反対討論34
 8. 議案及び請願に対する各会派の態度36

2010年12月定例県議会（2010年12月1日～12月22日）

1. 山川すみえ議員の一般質問（全文）38
 (1) 国民健康保険の保険税引下げと広域化について
 (2) どの子ども安心してかかれる医療について
 1) 子ども医療費助成制度の拡充について
 2) 小児救急医療体制の整備について
 (3) 県立病院について
 1) 県立病院の地方独立行政法人化について
 2) 県立小児医療センターの耐震化と総合周産期母子医療センターへの拡充について
 (4) 高等技術専門校の拡充について
 (5) 住宅リフォームに対する助成で地域経済の活性化を
 (6) 住宅の確保対策について
 1) 県営住宅の増設について
 2) 高齢者向け優良賃貸住宅の普及促進について
 (7) 特別支援学校の過密解消と教育条件整備について
 1) 特別支援学校の新設計画について
 2) 学校管理費の増額について
 (8) 埼玉農業の振興について
 1) 県産米「彩のかがやき」など猛暑被害への対応と生産農家の救済について
 2) 環太平洋経済連携協定（TPP）への日本の参加問題について

2. 議員提出議案「埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例」に対する 柳下礼子議員の質疑	51
3. 福祉保健医療委員会における柳下礼子議員の質疑（要旨）	54
4. 産業労働企業委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）	59
5. 循環社会対策特別委員会における柳下礼子議員の質疑（要旨）	61
6. 教育改革・文化・スポーツ振興特別委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）	62
7. 知事提出議案及び議員提出議案（条例）に対する柳下礼子議員の反対討論	64
8. 請願に対する山川すみえ議員の討論	66
9. 議員提出議案（条例及び意見書）に対する柳下礼子議員の反対討論	68
10. 議案及び請願に対する各会派の態度	69

2011年2月定例県議会（2011年2月21日～3月15日）

1. 予算特別委員会における柳下礼子議員の総括質疑	71
2. 福祉保健医療委員会における柳下礼子議員の質疑（要旨）	73
3. 産業労働企業委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）	79
4. 循環社会対策特別委員会における柳下礼子議員の質疑（要旨）	83
5. 教育改革・文化・スポーツ振興特別委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）	84
6. 予算特別委員会における柳下礼子議員の締めくくり総括質疑	87
7. 予算関連議案に対する柳下礼子議員の反対討論	89
8. 条例その他の知事提出議案及び請願の審査結果に対する山川すみえ議員の反対討論	90
9. 議員提出議案（意見書・決議）に対する山川すみえ議員の反対討論	92
10. 高校授業料の実質無償化の見直しを求める意見書の提出を求める 動議に対する柳下礼子議員の反対討論	94
11. 議案及び請願に対する各会派の態度	95

要望書・申し入れ

・ 県立高校定時制不合格者問題についての申し入れ（2010年5月19日）	97
・ 口蹄疫対策の強化に関する申し入れ（2010年5月25日）	98
・ 子宮頸がんワクチンに関する要望書（2010年5月25日）	99
・ 埼玉県議会議員の定数並びに選挙区等の改定に関する申し入れ（2010年9月17日）	100
・ 埼玉県議会定数・選挙区検討協議会の運営に関する申し入れ（2010年10月6日）	101
・ ヤングキャリアセンター埼玉の拡充について（2011年2月3日）	102
・ 環太平洋連携協定（TPP）参加反対の意見書に関する申し入れ（2011年2月14日）	103
・ 東日本大震災への緊急対応に関する申し入れ（2011年3月15日）	104
・ 県民生活の安定と安全の確保、被災者の生活支援に関する申し入れ（2011年3月30日）	105

声明・談話

・ 団長談話「2010年6月県議会の閉会にあたって」（2010年8月5日）	107
・ 団長談話「2010年9月県議会の閉会にあたって」（2010年10月15日）	109
・ 団長談話「2010年12月県議会の閉会にあたって」（2010年12月22日）	111
・ 団長談話「2011年2月県議会の閉会にあたって」（2011年3月15日）	113

2010年6月定例県議会

1 福祉保健医療委員会における柳下礼子議員の質疑（要旨）

2010年7月29日

Q 柳下礼子議員

- 1 介護保険制度推進事業費について、介護職の人材確保と定着を図るためには大変良い事業だと思うが、昨年、介護職員1人当たり15,000円の賃金アップということで、介護職員処遇改善 交付金の制度が始まったものの、実際には賃金が改善されていないという相談が寄せられている。働いている側の視点で考えれば、月々の基本給に上乘せされると思うところだが、実際には、賞与などに加算されるのみで、基本給は何ら変わらないなど、不満の声が出ている。介護職の離職を防ぐことが重要であり、それには処遇改善が不可欠である。そこで、国の指導や国への要望も含め、現状をどのように認識しているか伺いたい。
- 2 生活保護受給者チャレンジ支援事業費のうち、住宅ソーシャルワーカー事業について伺いたい。生活保護受給者がアパートを借りる際、家族と音信不通で保証人の確保が困難であるために保証金を求められることがある。こうした実態についてどのように認識しているか。また、生活保護費で保証金を支給するなどの対応はできないか。
- 3 生活保護受給者が転居し、新たに生活を始める場合、食器、炊事用具、冷蔵庫等必要なものを揃えるために一定の費用が必要である。これらを生活保護費から充てられないか。
- 4 生活保護費から転居に伴う敷金や礼金を支給できることについて、ケースワーカーによる情報提供が不足しているのではないか。
- 5 工賃倍増支援事業費について、昨年度の授産施設活動支援事業の実績と今年度の授産施設製品販路開拓事業の活動内容を教えてもらいたい。

また、小麦粉等原材料の高騰により授産製品の販路を拡大していくことは大変だと思うが、特に官公需の拡大など、今後どのように取り組んでいくつもりか。

A 高齢介護課長

- 1 介護職員処遇改善交付金は、事業者が賃金等の処遇改善計画を作成し、それを職員に周知した上で申請した場合に交付しているが、苦情・相談があった際は実地調査をしている。相談があったケースでは、職員に支払いはされているが、当初の計画が変更されていたり、職員に対し計画変更等が十分伝えられていなかったことなどがあったため、引き続き十分に指導していきたい。

なお、国の指導では、賃金の改善内容について、基本給、賞与、一時金のいずれによるかは事業者委ねるとしている。平成21年度実績の中間報告では、賃金改善方法は、一時金のみでの対応が25%、手当のみが21%、賞与のみが10%、基本給や手当、一時金で併せて支給しているものが8%といった状況である。現在、実績報告の取りまとめ中であるが、個々の改善点があれば、国への要望の必要性について検討したい。

A 社会福祉課長

- 2 保証人がいない場合、家主が家賃の確保を懸念し貸し渋るという現状はあると認識している。アパートを借りる際の保証料は、扶養義務者が全くいないか、長期間交流がない等の場合に限り、平成20年度より生活保護費から支給されるようになっている。

3 転居後、生活に最低限必要な食器、炊事用具及び冷蔵庫等を必要とする場合には、家具什器費として25,200円の範囲で支給できる。さらに、真にやむ得ないと認められる場合には、40,400円まで支給できる。

4 生活保護申請の急増に対応するため、新任のケースワーカーが新たに配置されることが増えているが、業務に不慣れなため制度の周知方法に稚拙な部分もあると認識している。今後、研修や福祉事務所での実地指導により徹底していきたい。

A 障害者自立支援課長

5 昨年度の実績は、58施設で107人を雇用し、このうち63人が継続して施設に雇用された。売上実績は約5,500万円、営業活動の実績は1,383社で、このうち236社から受注があった。今年度の活動内容としては、障害者授産事業振興センターと協力しながら、効率良く企業を回ることができる産業団地を中心に取引拡大を図っていききたい。

官公需については、昨年度56施設、約7,400万円の売上実績があった。今年度は、県や市町村が主催するイベント等の情報を施設に提供するとともに、原材料の高騰に対しては商品開発を進めることにより、販路拡大を図っていく。県議会の皆様にも協力をお願いしたい。

Q 柳下議員

1 介護職員処遇改善交付金による改善について、現場の職員には、月々の基本給が変わらない場合があるなど、どの部分が改善されているのかわかりにくい。賃金等の処遇改善計画において、職員の誰が見ても改善されたと分かるようにしてほしい。

2 部長にお願いしたいが、介護職員処遇改善交付金を賞与に反映させることで処遇を改善したと認めるのはおかしいのではないかと。国に改善を要望すべきと思うがどうか。

3 新たに配置されたケースワーカーであっても

たくさんのケースに対応する中で技量を上げていくことができる。更なる能力向上を図り、同一のサービスが提供できるようにすべきではないか。

4 不況のため倒産している企業がある中で、精力的に授産施設の販路拡大に向けて努力してほしい。(要望)

A 高齢介護課長

1 処遇改善交付金に関する現場職員への周知については、昨年8月に事業者説明会を実施し各事業者の説明した。また、今年度からは、福祉監査課と連携して個別に交付金の活用状況について確認し指導している。また、キャリアパスの導入についても、従業員によく見える形で周知するよう指導していく。

A 福祉部長

2 処遇改善交付金は、介護職以外の看護職や事務職などは対象になっていない。また、介護保険料に跳ね返らないよう、介護保険制度以外の別途の財源で、平成23年度まで時限的に対応しているものである。時限的な制度で、先が見えないことから、約18%の事業者が申請していないという問題がある。県としては、こうしたことをなくすために、介護保険制度をしっかりと見直すよう引き続き要望していく。

A 社会福祉課長

3 生活保護世帯は、平成20年9月の39,491世帯から平成22年5月には52,040世帯へと急増している。このため、県や市でもケースワーカーの増員に努めており、今年度は、全県で75人を増員しているところである。それぞれのケースに応じ、各ケースワーカーが専門的知識に基づき対応できるよう、育成等を含め指導を徹底していきたい。

Q 柳下議員

1 抗インフルエンザウイルス薬の関係で、昨日、

7月28日に国主催で、都道府県の担当者を集めた会議が開催されたとの新聞報道があったが、どのような会議内容であったのか。

- 2 新型インフルエンザワクチンについて、今シーズンの在庫は十分なのか。優先接種を設ける必要はあるのか。

A 疾病対策課長

- 1 昨日、厚生労働省で開催された主管課長会議では、10月以降のワクチン接種について、国で持っている情報や方針について、最新の情報を中心に伝達があった。
- 2 新型インフルエンザワクチンの在庫について、今年度は十分なワクチン供給が可能であるとのことであり、優先接種は設けない予定である。

Q 柳下議員

これまでは、新型のインフルエンザと通常型と、それぞれ別々にワクチンを打たないと効果がないとのことだったが、今後はどうなのか。別々に打たなくても大丈夫なのか。予防が一番大切であるが、周知についてはどのように考えているか。

A 疾病対策課長

会議では、新型と季節性の通常型インフルエンザの両方に対応したワクチンを使用するとの説明があった。ワクチンの安全性にも問題はないと認識している。今後、市町村を中心に接種体制を作っていくことになるが、具体的な情報を入手し次第、早急に周知を図っていきたい。

Q 柳下議員

予防接種法が改正される予定とのことだが、具体的には何が変わるのか。

A 疾病対策課長

昨年度の新型インフルエンザワクチン接種については法的根拠がなかったため、任意接種として国が実施主体となって予防接種事業を実施した。そのため、市町村で集団接種などを行う際に支障

を来した。そこで、法改正により、法に基づく新たな臨時接種として市町村が実施主体となって実施できる体制を考えていると聞いている。

《請願に対する意見》

柳下議員

議請第12号について、採択の立場から意見を述べる。

子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願については、緊急性に鑑み、以下の理由により、直ちに採択することを強く主張する。

請願の趣旨にもあるように、子宮頸がんは年間1,500人以上が発症し、約3,500人が命を落としている。こうした状況を受け、子宮頸がんワクチンの公費助成を新年度から始める自治体が全国で142自治体にも増えているところである。埼玉県では、志木市が全額、北本市や鴻巣市などが一部助成を行っている。

子宮頸がんは、性交渉によるウイルス感染で発症するため、10代前半のワクチン接種によって7割が予防できるとされている。日本では、昨年ワクチンが発売開始されたが、総額4万円から6万円という自己負担が発生するため、公費助成が不可欠である。国立がんセンター中央病院の土屋了介院長は「ワクチン接種は住んでいる地域によって差が出るべきではなく、国民が等しく受けられる利益であるはずだ」と指摘している。

このワクチンで予防できるウイルスは2種類にすぎず、子宮頸がん罹患の可能性をゼロにすることはできないが、ワクチンは70%に有効であるといわれ、ワクチン接種と検診の普及によって、よりその確率を高めていくことができる。

オーストラリアやイギリスでは、12歳から13歳の女子が学校で無料で接種できると聞いている。無料接種できる国では、がんやワクチンについて教える授業もあり、性交渉にリスクがあることも学べる。日本産婦人科学会や日本小児科学会も、11歳から14歳の女子に公費負担で接種するように求めている。

よって、一人でも多くの女性の命を救うために

も、直ちに採択を行うよう求めるものである。

Q 柳下議員

あじさい館について、指定管理期間がこれまで5年間だったものが今回は1年間となっている。その理由として、出資法人の在り方に関する報告書の中で、県が宿泊施設を設置する必要性に乏しいことから民間への譲渡を検討すべきとの指摘があったことを受けて、1年間としていると認識している。そこで、何点か伺いたい。

- 1 宿泊利用者数の合計と、それに占める高齢者、母子家庭、障害者の利用割合はそれぞれどのようになっているか。
- 2 障害者や母子家庭の利用料金はそれぞれいくらか。
- 3 建設時に飯能市が建設費の一部を負担したと聞いたが、どの程度か。
- 4 従業員のうち、地元飯能市の人ほどのくらいいるのか。
- 5 今まで福祉施設を民間に譲渡した例はあったのか。また、飯能市長から県へ要望が出ていると思うが、その内容はどのようなものか。

A 高齢介護課長

- 1 平成21年度の宿泊利用者数の合計は23,728人である。そのうち、高齢者は17,386人で73.3%、母子家庭の利用は302人で1.3%、介護者を含む障害者は2,701人で11.4%、その他一般の方が3,339人で14.1%であった。
- 2 利用料金については、障害者及び母子家庭の利用料金についても高齢者同様に一般の方よりも安くしており、料理によって2つのタイプがあるが、2人で一泊した場合、安いプランは1人当たり7,830円、高いプランは8,930円である。
一般の方の場合、安いプランは10,410円、高いプランは11,510円である。
- 3 建設に当たっては県と飯能市で協議を行い、飯能市が用地費相当額に当たる5億8千万円を負担することで合意した。飯能市は進入路整備

工事費で8千万円、給水設備工事費で5億5千万円を支出したが、給水設備工事はあじさい館以外の近隣地域も対象となるため、県の受益割合は3分の1として計算した。なお、用地費相当額の5億8千万円に足りない3億円は、寄付金として平成7年から9年までの3年間、毎年度1億円を受け入れている。

- 4 56人の飯能市民がパートとして勤務しており、支払い賃金額は平均年98万5千円である。
- 5 あじさい館のような施設を民間に譲渡した例はない。民間譲渡ではないが白鳥荘を廃止したことがある。飯能市長からは、平成22年4月、知事あてにあじさい館の存続を求める要望書ももらっている。

Q 柳下議員

あじさい館について、今後1年間かけて在り方を検討するとのことであるが、次の点について質問する。

- 1 あじさい館がいわゆる福祉施設であるということをごどのように考慮するのか。
- 2 民間譲渡した場合、飯能市が負担した負担金はどのような扱いとなるのか。全額返すのか。
- 3 あじさい館で働いている地元飯能市民のその後の雇用をごどのように考えているのか。
- 4 飯能市長から要望を受けているようだが、今後、飯能市とはどのような協議をするつもりか。最終的に飯能市との調整がつかなくても譲渡を強行するつもりか。ここまで育ててきた施設を民間に譲渡するようでは、検討委員会の在り方そのものがまったくなくなっていないと言わざるを得ないのではないか。

A 高齢介護課長

- 1 稼働率は高いものの、ピーク時よりも落ちてきている。これは近隣に同様の比較的割安な施設ができたり、あじさい館の目新しさがなくなってきたことが影響していると考えている。これらの事情を踏まえて今後の在り方を考えていきたい。

- 2 今後1年かけて民間譲渡も含めて検討するということであり、負担金の扱いをどうするかについてはまだ考えていない。
- 3 働いている飯能市民の雇用についても、民間譲渡された場合のことも念頭において検討していきたい。
- 4 飯能市とはこれまでも協議を重ねており、飯能市の考え方も聞いているし、県の考えも伝えている。今後も引き続き、飯能市と連携していきたい。

Q 柳下議員

県が宿泊施設を運営する必要があるのかという

議論があるが、潮風館はどのようなのか。

A 高齢介護課長

潮風館は法に基づく社会福祉事業という位置付けであるが、あじさい館は旅館という位置付けである。計画時とはあじさい館を取り巻く状況も変わったので、あらゆる角度からしっかりと検討していきたい。

Q 柳下議員

あじさい館については、いつまでもきれいに使える施設にして、存続のためにしっかりとやっていただきたい。(要望)

2 産業労働企業委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）

2010年7月29日

◆産業労働部関係

Q 山川すみえ議員

- 1 補正予算の雇用創出事業は、この就職難の時代に大変重要だと考えている。この事業による雇用期間は6か月と細切れだ。また、契約は1回更新できるようだが、その後に正規雇用に関わり付いていることが大切である。県事業で正規雇用に関わり付いている例はどれくらいあるのか。
- 2 障害者離職状況調査事業であるが、この不況により最初に障害者が解雇されている。仕事自体がない中で、この調査を今後の職場定着支援策に生かすということだが、どのように生かすのか。
- 3 就業体験型商店街元気アップ事業については、雇用者がイベント業のスキルを身に付けることができる。また、イベント業者を依頼する資金がない商店街から歓迎されると思うが、この事業でスキルを身に付けた人の雇用に関わり付けられるのか。

A 就業支援課長

- 1 県事業で正規雇用に関わり付いている人数は不

明である。なお、平成21年度の県事業の実績では、2,313人が新規雇用されており、そのうち、正規雇用かどうかは不明だが、203人が継続雇用されている。

- 2 毎年、約1,600人の障害者が新たに就職するが、辞めていく障害者も多い。定着支援に力を入れる必要があるが、そのためには、どこに問題があるのか、ハード面なのか支援体制なのか、人間関係なのか等、詳細に調べて、今後の定着支援に生かしていく。また、障害者雇用の受け皿も重要であり、受け皿の拡大も進めていく。

A 商業支援課長

- 3 商店街での商品仕入れや販売、接客のスキル、またイベントのノウハウを身に付け、イベント会社や商店街での雇用に関わり付けたい。また、仕事を探す中でも、身に付けた能力を活用して雇用につなげてほしいと考えている。

Q 山川議員

- 1 この事業で雇用された後、継続して雇用された方が1割程度で、実際には正規雇用かどうか

わからないということだが、正規雇用が当たり前の社会でなければならない。こうした事業が正規雇用に結び付くようにするためにも、大企業が安易に派遣労働者などのクビを切らないようにすることが大事だと考えるが、企業に対して指導など働きかけはしているのか。

- 2 基金事業における雇用者は高齢者が多いように感じるが、若い人が正規雇用されることが必要だ。年齢層など雇用者の実態を把握してもらいたい。現在、把握はしていないか。

A 勤労者福祉課長

- 1 昨年、派遣労働者も含めた雇用の維持・創出等について政労使の合意を行った。この合意を経済団体を通して個々の企業に周知を図るとともに適切な実施が確保されるよう働きかけている。

A 就業支援課長

- 2 年齢層までは把握していないが、実施事業のうち約1割がシルバー人材センターへの委託となっており、その分は当然、高齢者となる。それ以外のデータはない。実態の把握は今後検討したい。

Q 山川議員

東部地域振興ふれあい拠点施設について、

- 1 市施設との一体的管理を目指すとのことだが、春日部市との間で負担割合はどのように話し合われてきたのか。また、それについて、市とは合意できているのか。
- 2 多目的ホール、貸事務室の料金設定は、春日部市民文化会館や産業技術総合センターと比べ高いのではないか。この条例で定めるのは上限額なので、もっと低い料金にできるだろう。創業支援をするなら、もう少し格安にすべきと考える。

A 産業拠点整備課長

- 1 県と市の負担割合は、専有面積割合の按分に

より61：39となっている。市との合意はできている。

- 2 春日部市民文化会館のホールは、住民利用以外の営利目的での一般利用だと割高な設定だが、東部地域振興ふれあい拠点施設では、それより低めに抑えている。貸事務室の料金設定については、応募者からの提案をいただき、よく協議をしていきたい。

Q 山川議員

料金設定に当たっては、業者とよく協議して設定するという事なので、是非そうしてもらいたい。(要望)

これまでの春日部市との協議で、条件が付けられたようなものはないか。例えば、駐輪場や駐車場などはどのように管理していくことになっているのか。

A 産業拠点整備課長

駐車場や駐輪場の管理については市と一体的に行い、効率的に行っていきたい。当然、市には応分の負担を求めることになる。

Q 山川議員

- 1 労働会館閉館後、近隣住民から私のところに、「閉館は困る」との話があった。閉館に当たって、どのように周知してきたのか。また、これまで、近隣住民から抗議や要望はあったのか。次に、東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の選定について、
- 2 募集要項はどのように配布するのか。
- 3 募集要項にはどのような内容が書いてあるのか。
- 4 選定委員会で事業者を選定するのはいつごろか。

A 勤労者福祉課長

- 1 昨年6月議会で廃止条例の議決を経た後、昨年8月過ぎには会館に閉館のお知らせの掲示をした。また、本年3月には私自身が近所の住民

の方々を訪問し、閉館についての説明をしている。近隣の方からは6月に問い合わせがあり、これまで2回説明会を開催した。今後も要望があれば説明をさせていただく予定である。

また、住民から「コミュニティセンターにしてほしい」との話もあったので、さいたま市に話をさせていただきたい旨話した。こうした要望がある旨を、県からさいたま市にも伝えている。

このほか、閉館後暗くなってしまう、防犯面で不安があるとの話も聞いたので、一旦止めた電気を復旧し、防犯灯を設置した。さらに、職員が草むしりを行い、近隣の方にご迷惑がかからないようにしている。

A 産業拠点整備課長

- 2 募集要項は、インターネット上で公開する。
- 3 募集要項には、募集のための手続きのほか、指定管理者が行わなければならない業務の要求水準等が書かれている。

◆企業局関係

Q 山川すみえ議員

- 1 柿木浄水場の委託スタート時の給水事業所数は何社だったのか。また、今後の見通しはどうか。
- 2 今回の契約は、前回と比較して契約額が2億1千万円ほど引き上げられているが、応募は何社だったのか。
- 3 今回の契約では、受託者に「メタウォーターサービス」という会社が加わっているが、これはどういう理由か。
- 4 汚泥がかなり出ているようだが、行方はどうなっているのか。
- 5 平成21年度に中川で2回の油流出事故があっ

たと説明されたが、原因は何か。必ず調べなければいけないのではないか。

A 水道業務課長

- 1 平成17年度には70社であった。その後5年間で65社と5社のマイナスなので、今後も年間で1社程度の減少となると思われる。

A 水道施設課長

- 2 今回は結果的に1企業体のみのお応募であった。
- 3 前は企業体の構成企業を2社としていたが、今回は応募のインセンティブを高めるため、企業体の構成企業を3社以上とした。そのため、過去の浄水場における実績ということでメタウォーターサービスの応募があった。
- 4 セメントの原料となっている。
- 5 原因は不明である。必ず調査はするが、小さな流出事故の場合は、原因が突きとめられないことが多々あるものである。

Q 山川議員

今回、企業体の構成企業を3社に増やして1社が新規参入できたことは、一つの工夫であり良いことだ。

ただ、今回の契約では、前回と比較して契約額が2億1千万円ほど引き上げられているがなぜか。例えば、今後5年で費用がかかる修繕計画があるのか。

A 水道施設課長

電気料金の単価が上昇している。また、修繕費は排水処理施設、排水ポンプ等が経年劣化しており、その修繕に費用がかかる。

3 循環社会対策特別委員会における柳下礼子議員の質疑（要旨）

2010年8月2日

《低炭素・自然共生社会の構築に向けた取組について》

Q 柳下礼子議員

- 1 資料5ページ「e-サイクルシェアリングモデル事業」に関連して、これからは世界的にも自転車の普及が大事であると考えている。特に高齢者では、自転車の事故等も多いため、自転車道の整備なども含めて取り組むべきではないか。
- 2 低炭素社会の構築に向けてのうち、低炭素型で活力ある産業社会づくりについては、産業・業務部門の二酸化炭素排出量の約半分が大手企業で排出されていると聞く。家庭でのエコも大事だが、企業に対する一層の対策をどのように進めていくのか。

また、一所懸命がんばっている企業が国の方針で損をしないよう、制度をしっかりと進めてほしいと思うがどうか。

- 3 所沢市の狭山丘陵いきものふれあいの里センターに関連して、今年は、所沢市制60周年で小手指駅から西武園までウォーキング大会を計画している。県民が自然と触れ合う良い機会だと思うが、県も連携してバックアップしていく考えがあるか。

また、県は、狭山丘陵いきものふれあいの里センターに対し、どのように貢献しているのか実績を教えてほしい。

- 4 さいたま緑の森博物館は、所沢市の第2期整備計画分が進んでいないが、何がネックになっているのか。

また、地権者からの意見収集はどうしているのか。

さらに、国が権限を有する近郊緑地保全区域の指定を検討すべきと思うがどうか。

- 5 資料7ページ「県民参加による里山・平地林再生」について、平成22年度の県の方針はどうなっているのか。

- 6 資料8ページ「校庭、園庭の芝生化」について、幼稚園、保育園の園庭の芝生化を一気呵成に進めたとのことである。小学校や中学校についても芝生化を更に進めるべきと考えるが、今後の取組について伺いたい。

A 大気環境課長

- 1 自転車の普及には安心して自転車が走れる環境が大切と考えており、自転車道の整備は必要と考えている。県では、県土整備部において「ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想」による自転車道の整備に取り組んでいると聞いている。当課では、事業活動において自転車利用を促進し、CO²の削減に取り組んでいる。

A 温暖化対策課長

- 2 県全体の排出量約4,000万トンのうち産業・業務部門で約2,000万トン、そのうち約半分は約600の大規模事業所から排出されている。このため、平成14年度から続けてきたエコアップ宣言の制度を踏まえ、今回、目標設定型排出量取引制度を導入することとした。

また、地球温暖化対策基本法案が閣議決定され、排出量取引制度についても盛り込まれていたが、今後はまだ不透明な状況であり、実施までにはかなりの期間を要する。委員御指摘のとおり、埼玉県にのっとり削減を進める事業者が不利にならないよう、国に対して適切な制度設計を求めていく。県としては県制度の詳細の検討を進めながら、引き続き国の動きを注視していきたい。

A 自然環境課長

- 3 ウォーキング大会については、県も一緒に連携してやっていく。また、狭山丘陵いきものふれあいの里センターは、平成18年度から指

定管理者制度を導入した。民間のノウハウを生かして運営しており、平成21年度には2万3千人の方が訪れている。指定管理者制度の導入効果が経理面でも利用者サービスの上でも出ていると考えている。

- 4 入間市分の土地は9割確保済みだが、所沢市分は6割を確保し、4割が未借地となっている。そのうち半分は西武鉄道が地権者である。西武鉄道とは、過去、緑の森博物館の土地については買収の条件整備に努めるとの約束があるが、条件の調整が進んでいないために確保が難しくなっている。

また、地権者の要望については、相続の時に買い取ってもらいたいという要望があることは聞いている。

A 森づくり課副課長

- 5 平成22年度は県全体で180ヘクタールの再生を実施する予定であり、具体的な場所については現在調整中である。

A みどり再生課長

- 4 さいたま緑の森博物館における国の指定については、地元市と検討していきたい。
- 6 幼稚園、保育園の芝生化については、平成21年度、209箇所の園庭の芝生化を行った。今年度は200箇所の園庭等の芝生化を行い、約5割の園庭が完了する予定である。

公立小学校については、822校のうち、2.9%の24校が、公立中学校については、425校のうち、0.7%の3校が校庭を芝生化した。校庭の芝生化については、面積が広く、維持管理が難しいという問題がある。今後、園庭芝生化の経験も活かし市町村教育委員会と協力して進めていきたい。

また、日本サッカー協会（JFA）が芝生化に熱心に取り組んでいるので連携していく。

Q 柳下議員

- 7 さいたま緑の森博物館について、所沢市では、

県の事業がなかなか進まないことにジリジリしている。県としてはどういう方針なのか計画を示してもらいたい。

- 8 e-サイクルシェアリングモデル事業は、エリアが武蔵浦和駅、南浦和駅から大宮駅までの都市部とその周辺で、使用自転車30台と駐輪拠点11箇所とあるが規模が小さいと思う。自動車使用から自転車使用への転換を図ることで、自動車のCO₂削減に一定の効果が期待できると思うが、今後の事業展開をどのように考えているのか。

また、自動車の購入にはエコカー補助金があるが、電動アシスト自転車の購入への補助金はあるのか。

- 9 校庭・園庭の芝生化について、JFAとの具体的な連携内容はどうなっているのか。

また、校庭の芝生化の具体的な計画を持っているのか。

A 自然環境課長

- 7 西武鉄道と意思疎通を図りながら、借地できるように誠実に対応していきたい。また、所沢市とも協力し進めていきたい。

A 大気環境課長

- 8 同事業は、県と企業との自転車の共同利用のモデル事業として今年度開始したものであり、CO₂削減などの効果を把握し、検証した上で、今後、様々なケースや他の地域への拡大を図っていきたい。

また、電動アシスト自転車購入の補助金については、把握している限りではない。

A みどり再生課長

- 9 JFAにはポット苗の芝生を無償提供していただく制度があり、今年度、既に本庄市秋平小学校で実施した。

また、現時点で、小中学校の校庭芝生化の目標値は立てていないが、維持管理の問題の解決を図るため、地域での応援体制がとれるところ

から市町村と連携のもと進めていく。

《意見・提言について》

柳下礼子議員

- 1 産業・業務部門のCO²削減対策を広域的に実施するために、大規模な事業所（県内600事業所）におけるCO²の排出削減を強力に進めること。
- 2 CO²の削減対策については、大企業の自主行動計画に任せることなく、発生源対策に力を入れること。
- 3 政府が産業界と温室効果ガス削減の拘束力の

ある協定を結ぶよう働き掛けること。

- 4 国際的な責任を果たすために、基本法案には、発生源対策を盛り込んだ抜本的に修正したものを早期に提出させるよう求めること。
- 5 狭山丘陵の雑木林を保全するために、さいたま緑の森博物館の第2期計画についても、早期に進めていくこと。
- 6 狭山丘陵の不法投棄については、早期に改善を図ること。
- 7 電動アシスト自転車及び電動バイクの普及に心掛けるために、補助制度を拡充すること。

4 教育改革・文化・スポーツ振興特別委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）

2010年8月2日

Q 山川すみえ議員

- 1 基礎学力の定着度95%を目標とした全校生徒対象のテスト以外にも、小学5年生と中学2年生で行う県学習状況調査や全国学力・学習状況調査がある。テストが重なっていることの弊害はないのか。
- 2 小中学校に行くと、研究授業が多くあることが分かる。小中高等学校において研究授業はどの程度あるのか。
- 3 高校では、学力向上推進校を5校指定している。今度は、進学指導重点推進校が11校を指定したが、進学指導に内容が移り、対象となる学校が増えたのはなぜか。基礎学力の向上は、非常に重要であると思うが、進学指導の方が指定校数が多い理由は何か。
- 4 特別支援学校がセンター的役割を果たすことになっているが、教員は大変忙しい。平成19年の学校教育法改正以後、教員の加配がどの程度あったのか。
- 5 個別の教育支援計画が充実していないということだが、計画を作成するには、発達障害など特別な支援が必要な児童・生徒に対する専門的知識が必要と考える。専門家の育成をどのよう

に行っていくのか。

- 6 サポート手帳や幼児期からの個別の教育支援計画について、親や本人への開示はされているのか。
- 7 「埼玉県家庭教育アドバイザー」に対するフォローアップ研修を108人を対象に行うとなっているが、どういうことなのか。平成22年度から養成するのではないのか。

A 義務教育指導課長

- 1 学年が様々であるなど、目的や役割に違いがある。極力、子どもたちの負担とならないよう配慮したい。
- 2 研究委嘱については、県で検討して相当絞り込んでいる。研究授業は、小中学校が1,000校くらいある中で、約300回くらいではないかと思う。

A 高校教育指導課長

- 2 研究指定事業については、公立高校では例えば国のSSH（スーパー・サイエンス・ハイスクール）やSPP（サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト）がある。また、本県で行っ

ている県立高校教育活動総合支援事業がある。ただし、すべての学校が研究授業行うというわけではない。また、過重な負担とならないよう工夫を図っている。

- 3 学力向上推進校は5校であるが、今後は進路につなげていく必要があるものと考えている。また、学力向上基盤形成事業は、全ての学校を対象にしており、この事業により学力向上を図りたいと考えている。

A 特別支援教育課長

- 4 国からは18校に加配を頂いている。また、県単独で2校に加配を行っている。
- 5 特別支援学校における自立活動の研修会の充実を県が直接進めている。このことで、専門家の育成を図り、特別支援学級等への支援をしっかりやってもらいたいと考えている。
- 6 サポート手帳は保護者と一緒につくるものであり、保護者が持っているものである。

A 家庭地域連携課長

- 7 これまで、県では「子育てアドバイザー」と「『親の学習』指導者」をそれぞれ養成してきた。今年度から、これらを統合し、「埼玉県家庭教育アドバイザー」となるが、すでに両方の資格を持っている方が262人おり、この方々に対するフォローアップ研修を108人を対象に行うこととしている。

Q 山川議員

- 1 研究授業等については、教員が忙しくなり過ぎないように注意して欲しい。効果が上がるようにすることが大事である。(意見・提言)
- 2 高校の学力向上基盤形成事業について、もう少し教えてほしい。
- 3 特別支援学級が足りないという話をよく聞く。どのように充実させていくのか。通常学級に入ることも大事だが、特別支援学級に入りたいという親の希望もある。教室の不足状況について、市町村に対してどのように指導していくのか。

- 4 「埼玉県家庭教育アドバイザー」について、108人にフォローアップ研修、60人に養成研修をすることになっているが、2つの資格を持つ262人を「埼玉県家庭教育アドバイザー」にするのではないのか。

- 5 「子育てアドバイザー」の方が一般的な名称だと思われる。受ける方も安心して受けられるのではないのか。「家庭教育アドバイザー」というと、家庭の在り方などすべてについてアドバイスを受けるような感じになってしまうのではないのか。名称を統一した意味はどこにあるのか。

A 高校教育指導課長

- 2 資料の7ページにもあるように東京大学の中に「教育支援コンソーシアム推進機構」があり、教育再生会議で前小宮山東大総長が提案したものである。産学官の協力により、例えば、大学の最先端の知識を使って教材を開発したり、授業の指導方法の改善を研究したりしていくもので、そこに埼玉県も連携をしていく。この指定校9校でつくられた教材や授業方法が、埼玉県のすべての高校で使われていくものと考えている。

A 特別支援教育課長

- 3 特別支援学級の数はい少ないと考えている。小中学校の特別支援教育の推進には、特別支援学級の充実が不可欠である。今後は、計画的に設置できるよう市町村に働き掛けていきたい。

A 家庭地域連携課長

- 4 すでに両方の資格を持っている262人のうち、今年度フォローアップ研修を希望する方が108人ということである。この108人とは別に、60人を新規に養成するものである。
- 5 昨年度、企業等を訪問する中で、親の学習と子育て講座の両方をやってもらいたい、講座の後に個別の子育て相談をやってほしいといった要望をいただいた。これを受けて、いずれにも

対応できるよう統合したものである。名称については、今後浸透していくように広く普及・啓発していきたい。

委員長

ほかに発言がないので、質疑は終了した。

次に、ただ今の審査を通じて各委員から意見・提言があれば発言をお願いする。

山川すみえ議員

- 1 先生たちは、生徒の学習や人間的な交流、遊びなどこそ大事であり、研究授業でこれらが台無しにならないように配慮していただきたい。
- 2 特別支援教育推進体制では、センターの役割を果たすべき特別支援学校への先生の加配は、まだ20人と半分の学校にしかされていない。国に対して、全校分の加配を要請すること。

5 知事提出議案及び請願の審査結果に対する山川すみえ議員の反対討論

2010年8月4日

日本共産党の山川すみえでございます。

日本共産党を代表いたしまして、知事提出議案及び請願の審査結果に対する反対討論を行います。

初めに、第100号議案は、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償費を引き下げるものですが、この引下げは、去年の人事院の勧告に基づく国家公務員の給与引下げに端を発するもので、反対です。

続いて、議請第8号『『賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律（案）』の条文案を是正するよう国に対して意見書提出を求める請願』について、審査結果は採択ですが、我が党は不採択を主張するものです。

この法律案は、悪質な家賃取立て行為を規制し、もって賃借人の居住の安定を図るという法律案ですが、本請願は、法律案の61条から「賃貸住宅を賃貸する事業を行う者」という文言を削除するよう求めております。しかし、家賃保証会社とは異なる賃貸住宅の家主といえど、債権の取立てに当たって明確に不当な行為は規制されるべきであり、規制の対象から除外する措置は妥当ではありません。

個人経営の賃貸住宅家主さんの不安はもっともですが、その不安を解消するためには、不当な行為を拡大解釈されないよう範囲の限定が行われるべきだと考えます。この点に関しては、この4月、

参議院において全会一致でこの法律案が可決された際の質疑に対して、国土交通副大臣が、正当な取立て行為と違法な行為、これを明確化するガイドラインの作成を約束していることに注目しております。したがって、同請願については不採択を主張いたします。

続いて、議請第9号「県政調査費の領収書等証拠書類の全面添付を求める請願」について、委員会の審査結果は不採択ですが、採択を主張いたします。

昨年度の県政調査費が公開されました。事務所費支出の適正化をめぐって、マスコミ各紙が記事で取り上げました。県政調査という公の活動に対して県民の税金が使われる以上、その活動内容を県民から納得していただき、信頼していただくために、県民の監視にさらされるのは当然です。更なる県民の信頼獲得のために、何としても領収書の全面公開に進むべきです。会派の自主性、自立性を損なうという懸念については、本請願が提案しているように、領収書の一部だけマスキングカットするなどの措置を認めれば十分です。よって、私は、本請願については直ちに採択を求めるものです。

続いて、議請第10号「八ッ場ダムの建設を中止し、地元住民の生活再建、地域再生を求める請願」について、委員長報告では不採択としていますが、我が党は採択を主張いたします。

我が党は、これまで繰り返し、ダム計画の根拠となっている河川整備計画の基本高水水量の想定が過大であること、豪雨の降る夏場にはダムは貯水量を確保できないため利水にも大きな効果が期待できないこと、治水面、利水面から八ッ場ダム計画を撤回するよう主張してきました。国土交通省の有識者会議がまとめた判断基準案は不十分さを指摘されていますが、ダム以外の代替案の作成を義務付けていることは注目しています。私たちは、洪水や渇水の危険を科学的根拠もなく叫ぶのではなく、過大な目標の掲げられた河川整備計画を撤回して、第三者機関による科学的で抜本的な整備計画策定を求めています。したがって、八ッ場ダム計画は撤回し、地元の生活再建、地域再生のみを早期に実現するべきだと考え、本請願の採択を主張するものです。

また、議請第11号「八ッ場ダム建設予定地周辺で専門家から指摘されている地すべりの危険性や耐震問題に対し国に再度の検証を求める請願」について、委員長報告では不採択ですが、我が党

は採択を求めます。

現在、八ッ場ダム周辺予定地域は、京都大学名誉教授、元京大防災研究所員らによって、地すべり災害危険地域であるとの指摘を受けております。計画段階で安全性が確認されたとしても、新たに危険性が指摘されている以上、地元住民や通行人の安全性の確保のために万全を尽くすのは当然と考えます。

奈良県の大滝ダムの崩落によって、38戸が移転を余儀なくされました。秩父市の滝沢ダムも崩落を繰り返しております。私は、滝沢ダムの対岸から、昨年崩落で崩れた国道140号を見てまいりましたが、道路の下一面、無数にアンカーボルトが打ち込まれて崩落対策が行われており、本当に大丈夫なのか、ぞっとする思いでした。県民が、専門家の指摘やダム崩落の報道を受けて不安や懸念を持つのは当たり前のことであります。よって、再検証を求める本請願の趣旨は至極妥当なものであります。したがって、本請願の採択を求めます。以上です。(拍手起こる)

6 議員提出議案に対する柳下礼子議員の反対討論

2010年8月4日

日本共産党の柳下礼子です。

日本共産党を代表して、議第14号議案「財政の健全化を求める意見書」、議第17号議案「政令指定都市に係る県費負担教職員制度等の見直しを求める意見書」、議第19号議案「『賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案』の修正を求める意見書」及び議第23号議案「八ッ場ダム本体工事の早期着手を求める意見書」に対する反対討論を行います。

最初に、議第14号議案は、国の財政健全化を求める意見書であります。意見書案では、財政の健全化を図るために、四項目にわたる施策の推進を求めています。第一の要望施策に「消費税を含む税制の抜本改革を行うこと」、また、第4

の要望施策に「国家公務員人件費を二割削減すること」をそれぞれ盛り込んでいることから、この意見書に反対です。

まず、消費税を含む税制の抜本改革ですが、経済状況の好転と税金の無駄遣い撲滅を前提としながらも、消費税の増税を求める立場には違いありません。改めて指摘するまでもなく、消費税は、消費者である国民と価格に転嫁できない中小企業には重い負担になりますが、価格に転嫁する力を持っている大企業は一円も負担しないで済む税金です。しかも、所得の少ない人ほど重くのしかかる最悪の不公平税制です。さきの参議院選挙でも、菅直人民主党政権が持ち出した消費税増税が選挙戦の最大の争点になり、国民は消費税増税に対して厳しい審判を下しました。毎日新聞が7月26

日に発表した世論調査結果でも、消費税引上げ反対が52パーセントで、賛成の45パーセントを上回る多数派となっています。たとえ経済の好転や税金の無駄遣いの撲滅を前提にしても、消費税の増税を認めるわけにはいきません。

また、国家公務員の人件費を二割削減するというのでありますが、これも極めて乱暴な議論であります。民主党をはじめ我が党を除く各政党は、公務員の数の削減数を競っていますが、一部の公務員を別にすれば、むやみやたらに数を削減することは、国民生活にかえって有害な結果を招くことになりかねません。また、定数が年々削減されている下で、少なくない公務員が長時間過密労働にさらされています。公務員が真に国民、住民のための行政を遂行できるよう劣悪な労働条件を改善するとともに、公務労働の中で広がっている非正規職員化に歯止めをかけ、必要な公務員数の確保にこそ努めるべきであります。

以上の理由から、議第14号議案には反対です。

次に、議第17号議案は、政令指定都市に係る県費負担教職員について、道府県の財政負担を廃止し、政令指定都市に財政負担が生じない措置を講じた上で、義務教育諸学校の教職員給与を政令指定都市の負担にすること、また、政令指定都市が学級編制基準や教職員定数の設定権限を持てるようにすることの二点を国に求める内容です。

義務教育費国庫負担制度は、議第20号議案「義務教育費国庫負担制度の維持・拡充を求める意見書」でも指摘されているように、憲法が規定する教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、国が責任を持って財政上の手当てをする制度です。しかし、国の負担割合は3分の1で、県が負担する3分の2の財源は地方交付税等によって賄われています。

したがって、このまま政令指定都市に係る県費負担教職員の給与負担を政令指定都市に移すことになれば、交付税の不交付団体が多い政令指定都

市の場合、その財源が十分保障されないという事態が懸念されるどころです。意見書案は、「政令指定都市に新たな財政負担が生じないよう措置を講じ」と断っているものの、そうした財源の保障について確たる見通しが無いまま、政令指定都市に義務教育諸学校教職員の給与負担を求める意見書を採択することには賛成できません。よって、議第17号議案については反対であります。

次に、議第19号議案については、同じ趣旨の請願に反対する反対討論の中で我が党の山川議員が指摘した理由により、反対するものです。

次に、議第23号議案は、政府に対し、八ッ場ダム本体工事の早期着工を求める意見書であります。我が党は、八ッ場ダム建設の中止を求める立場から反対するものです。

意見書案は、八ッ場ダム公金支出差止等請求の住民訴訟で県が全面勝訴したことなどをもって、司法の場でも八ッ場ダムの必要性が認められたと断定していますが、司法の判断は、「水利権を例にとった場合、非かんがい期について水源を八ッ場ダムから手当てし、水の安定供給を確保することが不合理とまで言えない」と述べているように、公金支出が不合理だと認めていないだけであって、この判決をもってダムの必要性を積極的に認めていると考えるのは早計であります。しかも、この裁判は住民側が判決を不服として東京高裁に控訴しており、いまだに係争中であります。私は、東京高裁の判決を待つまでもなく、行政の責任において八ッ場ダムの建設に終止符を打ち、ダム建設予定地の住民の生活再建と地域の振興を図る対策を早急に講ずるべきであると考えます。

以上の理由から、議第23号議案については反対するものです。

以上で私の議員提出議案に対する反対討論を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手起こる)

7 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度（各会派で態度が異なるもの） ○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	
第100号	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決

議員提出議案に対する各会派の態度 ○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	
議第14号	財政の健全化を求める意見書	×	○	○	○	○	○	原案可決
議第15号	口蹄疫対策の充実強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第16号	認知症高齢者グループホームの防火体制強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第17号	政令指定都市に係る県費負担教職員制度等の見直しを求める意見書	×	○	○	○	○	○	原案可決
議第18号	未就職新卒者の支援策実施を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第19号	「賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案」の修正を求める意見書	×	○	○	○	○	○	原案可決
議第20号	義務教育費国庫負担制度の維持・拡充を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第21号	埼玉県防災ヘリコプター「あらかわ」の墜落事故に関する決議	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第22号	警察官の増員を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第23号	ハッ場ダム本体工事の早期着手を求める意見書	×	○	※	○	○	×	原案可決
議第24号	議員派遣について（オハイオ州）	○	○	○	○	○	×	原案可決
議第25号	議員派遣について（ブランデンブルク州）	○	○	○	○	○	×	原案可決

※賛成と反対に分れる

請願に対する各会派の態度

○採択 ▲継続審査 ×不採択

請願番号	件名	各会派の態度					採決結果	
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会 社民党		
議請第7号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書	○	▲	×	▲	▲	○	継続審査
議請第8号	「賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律(案)」の条文案を是正するよう国に対して意見書提出を求める請願	×	○	○	○	○	○	採 択
議請第9号	県政調査費の領収書等証拠書類の全面添付を求める請願	○	×	×	×	×	○	不採 択
議請第10号	ハツ場ダムの建設を中止し、地元住民の生活再建、地域再生を求める請願	○	×	×	×	×	○	不採 択
議請第11号	ハツ場ダム建設予定地周辺で専門家から指摘されている地すべりの危険性や耐震問題に対し国に再度の検証を求める請願	○	×	×	×	×	×	不採 択
議請第12号	子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書	○	▲	○	○	▲	○	継続審査

2010年9月定例県議会

1 追加議案に対する山川すみえ議員の質疑

2010年10月6日

Q 山川すみえ議員

日本共産党の山川すみえです。

私は、党県議団を代表して、第120号議案と第121号議案に対する質疑を行います。

これらの条例は、県職員や学校職員の給与を民間準拠するとした県人事委員会の勧告どおりに、給料月額を平均0・1パーセント引き下げた上に、ボーナスを0.2か月分引き下げるといふものです。この措置によって、おおむね40歳以上の職員は平均年収で9万5,000円もの引下げとなります。私たちは、国家公務員と地方公務員の給与引下げは、580万人と言われる独立行政法人など、関連法人の職員や民間の福祉職に影響を及ぼし、必ず中小企業をはじめとした民間の給与引下げの力として働くと指摘してまいりました。この懸念が現実のものとして進行しております。

この10年間、県職員給与、特別手当は連続して引き下げられ、職員の年収は100万円近く引下げとなりました。一方で、国税庁は民間給与所得者の基本給も10年間で激しく低下しているのはもちろん、特に公務員給与を大幅にカットした翌年である今年度は、過去最大の下げ幅となったと報告しています。これは際限ない賃下げスパイラルであり、日本のぜい弱な内需を更に決定的に弱めてしまいます。今の日本に必要な政策は、公務員給与の引下げではなく、最低賃金の引上げや派遣労働の規制などの国民の所得引上げ策をはじめ、徹底して家計を応援する施策です。

ここで、人事委員会委員長にお伺いしますが、県職員をはじめとした公務員給与の引下げが民間給与の引下げの力として働くという民間への悪影響について、人事委員会はどのように御検討されたのですか。

また、県職員の定数削減によって、職員の労働環境は劣悪なものになり、職員は疲弊し切っています。平成15年から7年間で、職員の数が約870人減らされた一方で、精神疾患による3か月以上の病休取得者が45人から70人へと倍加の勢いを見せております。

昨年も、給与引下げの議案について、柳下県議が、これでは職員の士気にかかわるのではないかと質問したところ、知事は「職員の士気や意欲を高めていくためには、何よりも職員一人一人が県民のために良い仕事をして、県民に役に立っているということを実感する、モラルを高めていきたいと思っております。」とお答えになっておられます。このような精神論では、職員がもたなくなっていることを病休者の数が語っていると考えます。少ない人数でサービスを低下させまいと頑張る余り、精神的にもたなくなってしまう職員の心の健康問題は喫緊の課題です。このことは、人事委員会も早期発見、早期対応、円滑な職場復帰と再発防止を勧告されているとおりで。

知事に伺いますが、このたびの給与削減は知事の人員削減策によって激しい状況に追い込まれている職員たちを更に追い詰めることにはなりませんか。

以上、2問お伺いいたします。

A 上田清司知事

山川すみえ議員の御質問にお答えします。

給与が下がることは、正に賃金のデフレスパイラルになってしまう、こういう御指摘がございませぬ。ただ、残念ながら公務員の給与から先行して引上げはできない、民間が先行すべき議論だと思っております。

また、公務員の給与を参考にして給与を決める民間企業は皆無に近いのではないかと思います、一部の公益事業を除いてですね。

私は、団塊の世代が卒業するこの時期に、給与総額が当然民間で減るわけですから、民間において若い人たちに厚く処遇をするような仕組みを民間で考えていただきたいと思います。そうすれば、おのずから人事委員会の勧告はですね、そうした類の勧告が出てくるものだと私は思っております。

なお、人員を削減しているから云々というお話でございますが、病休取得者は民間でも同じような傾向があります、国家公務員でも。埼玉県だけに特有な現象ではありません。それから、超過勤務時間は年々むしろ少なくなっております。さらに、私はメール、手紙、ファックスを毎日読み、返事を書いておりますが、あきらかに苦情よりは褒めの件数が増えてきておりますので、このことを申し付け加えたいと思います。

以上です。

A 金野俊男人事委員会委員長

それでは、山川すみえ議員の第120号議案及び第121号議案に対する質疑についてお答えを申し上げます。

本件質疑は、公務員給与の引下げが民間給与の引下げの力として働くという、民間への悪影響についてどのように検討したのかでございます。職員の給与につきましては、地方公務員法で定める情勢適用の原則に基づき、その時々民間賃金の水準に合わせていくことを基本に勧告を行っているところでございます。

人事委員会勧告制度においては、民間給与に与える影響については考慮する仕組みとはなっておりません。

以上でございます。

2 福祉保健医療委員会における柳下礼子議員の質疑（要旨）

2010年10月8日

◆保健医療部関係

Q 柳下礼子議員

1 看護師には夜勤があり、時間外勤務も多いためストレスが多い。ゆとりを持って働くことができる環境整備が必要であると思うが、いかがか。

また、国においては第7次の看護職員需給見通しが検討されていると聞かすが、どのような状況か。

2 医療の高度化等により看護師の仕事も過密になっている。事故が起きないのが不思議なくらいと言われるほどである。こうした看護現場の状況の中、県としては看護師をどう増やしていくのか、考えを伺いたい。

3 本県の周産期医療について、NICU病床数の状況はどうなっているのか。

4 本県は総合周産期母子医療センターが1か所

のみであるが、地域周産期母子医療センターの総合周産期化の見通しはどうなっているか。

A 医療整備課長

1 夜勤の状況など医療現場の声は聞いている。労働法制との問題もあると認識しているが、県としては、ゆとりを持って働ける職場環境づくりに向け一層支援していきたい。

また、第7次の看護職員需給見通しについて、国の検討状況の詳細は承知していないが、看護師需給の全国の概数がまとめられ、その妥当性など全国的な視点から議論していると聞いている。

2 1年間に2,300人から2,400人程度の看護職員が新たに就業しているが、若年人口が減る中で、若い看護師を増やすことには限界がある。このため、働いている人の定着を促し、仕事と

家庭の両立支援や離職した人の復職支援の充実などを進めることにより看護師を確保していきたいと考えている。

- 3 本県のNICU病床数は、現在98床である。国の基準では150床から180床が必要とされているため、増床を図るべく、地域医療再生基金などの活用により医療機関との調整を進めている。
- 4 総合周産期母子医療センターは、西部地区に1か所設置されているのみであるため、東部地区に整備したいと考えている。今後、実現可能な医療機関と調整を図りたい。

Q 柳下議員

- 1 悩みを抱える新人看護職員が、身近に相談できる体制が必要と思うがどうか。
- 2 新人研修の内容はどうか。看護師の3割が仕事がきついと言っている。労働環境の改善についてどう考えているのか。
- 3 NICUから退院できない子どもの状況はどうなっているのか。また、今回の補正予算ではどこに何床を整備するのか。

A 医療整備課長

- 1 新人看護職員研修のガイドラインでは、実習指導者、教育担当者、研修責任者などを置くことになっており、こうした方が相談に応じることができる体制を整えるようにしている。
- 2 ガイドラインでは、新人看護職員が1年以内に目指すべき到達目標を示している。研修体制や研修プログラムについても参考例を示して、各病院が研修を実施しやすいようにしている。
看護師の勤務環境については、看護師不足の中、厳しい勤務状況にあると考えており、労働関係部局と連携を図りながら勤務環境の改善に向けて取り組んでいく。
- 3 NICUの長期入院児は、90日以上が20人、1年以上が5人である。今回の事業は、長期入院の子どもを在宅へ移行させるために、埼玉医科大学総合医療センターの総合周産期母子医療

センターに4床を整備するものである。

Q 柳下議員

NICUに長期入院している子どもが25人のことだが、今回の整備で何人が解決するのか。

A 医療整備課長

今回は在宅へ移行させるために病床を整備するもので、25人の子どもの中には在宅療養が可能な子どもと、残念ながら自宅に戻れない子どももあり、一概に何人が解決ということは申し上げられない。

Q 柳下議員

NICUの増床は、今後どのように進めていくのか。

A 医療整備課長

地域医療再生計画において整備を進めるとともに、準NICUを有する新生児センター等においても人員確保策を図ることなどにより増床を進めていきたい。

Q 柳下議員

今回の事業による増床分が、埼玉医科大学総合医療センターの総合周産期母子医療センターの1か所にしか整備されないことになると、他の病院等にいるためここに入れなかった子どもが出てくるのではないかと。

A 医療整備課長

県内の周産期母子医療センターに長期入院している子どもたちを対象に受け入れることとしており、埼玉医科大学総合医療センターの総合周産期母子医療センターに入院している子どものみが対象ではない。

Q 柳下議員

1 他の周産期母子医療センターのNICUの入院状況はどうなっているのか。

2 在宅へ移行させるための施設の全国の整備状況はどうか。

A 医療整備課長

- 1 他の周産期母子医療センターのNICUの稼働率は95%から100%と、常時満床状態である。
- 2 この事業は今年度から始まったもので、本県のほか、長野県、宮城県で実施している。

Q 柳下議員

長野県や宮城県では何床整備するのか。

A 医療整備課長

長野県で10床、宮城県は2病院で10床前後と聞いている。

Q 柳下議員

他県の10床と比べて本県は4床と、差があるのはなぜか。

A 医療整備課長

病床整備上のスペースの問題がある。また、本県はこの事業のほか、在宅に移行した子どもを一時的に預かるレスパイトやショートステイ用の病床を併せて整備することから、4床としたところである。

当面、在宅への移行に係る問題点や需要等を検証し、その上で増床などを検討していきたい。

Q 柳下議員

採択の立場から意見を述べる。

報道等で見ると、国の方向性も全額公費負担に向かっている。

本請願については、前回は直ちに採択をと申し上げたが、直ちに採択しこれを実現していくことで、大きく県民を励ますことになる。

所沢の地元で行った市民アンケートでも、特に若い夫婦等の世代で費用負担が非常に重荷であるとの意見が多かった。何とかこれを公費でという声が多い。本請願を直ちに採択し、そうした負担を減らしてもらいたい。

◆福祉部関係

Q 柳下議員

福祉施設は、利用者に喜ばれているところも多くあるが、中には、理事長のパワハラや、職員への賃金未払いなど問題施設もある。

問題のあった2つの高齢者施設について、福祉監査課と高齢介護課と情報交換しながら厳しく指導していただいた結果、解決に導かれたことに感謝する。教訓と今後の抱負を聞きたい。

A 福祉監査課長

今後とも、毅然とした態度で監査に臨みたい。情報は調査に入るに当たって重要なツールである。今後も、通報等があった場合には、直ちに調査に入る。

A 高齢介護課長

交付金の事業担当課として、苦情通報に対しては福祉監査課とも連携し速やかな実地指導を行う。

現在、実績報告のとりまとめ中である。目的どおりに使われているか分析していく。

また、先程のキャリアパスの届出などにより、そうした整備がしっかりなされ介護に従事する職員にとって働きがいのある職場になるよう努めていく。

3 産業労働企業委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）

2010年10月8日

◆産業労働部関係

Q 山川すみえ議員

- 1 緊急雇用創出基金は来年度で終了の事業である。不況で多数の失業者が生まれたため、失業者の再就職までのつなぎとして始めたものだったと思う。しかし、一向に景気が良くならず、新卒者も就職難になっている。そのような中、「若年者実務研修雇用促進事業」で若年者を195人雇用するが、継続雇用の見通しはどうか。
- 2 「若年者実務研修雇用促進事業」は、研修期間が3カ月と短いなぜか。

また、単なる派遣に終わらないためには、受入企業に事業の趣旨を十分理解してもらう必要があるが、どのように周知するのか。

- 3 緊急雇用創出基金の事業全般について、事業終了後、どの程度継続雇用につながっているか調査する必要があると思うが、いかがか。

なお、商工会連合会への2億円近い委託や、障害者雇用開拓員配置などたくさんの事業を県として行っているが、それらが本当に雇用に結び付いているのか大変危惧している。前回の本委員会で、継続雇用が1割程度と聞いたが、これだけ莫大なお金を注ぎ込んで、その程度かと思う。是非、正社員に結び付くよう取り組んでほしい。

- 4 中小企業制度融資の損失補償期間の延長について、中小企業金融円滑化法や金融庁の指導によって、今回、条件変更の申出があった企業について損失補償の期間を延長するが、今後、期限を迎える融資についても、同様に損失補償期間の延長を認めるのか。

A 就業支援課長

- 1 この事業は、単なる派遣ではなく、紹介予定派遣を想定している。7割の継続雇用を努力目標としている。

- 2 事業期間については、これから年度内の実施となるため、3か月となっている。

また、受入企業に対しては、委託事業者とともに事業の趣旨を十分周知したい。求職者、受入企業ともに広い網をかけて、マッチングにつながるよう周知していきたい。緊急雇用基金事業は「つなぎ」の雇用が基本であるが、少しでも継続雇用につながるよう努力したい。

- 3 事業終了後の継続雇用については、調査して検証したい。

A 金融課長

- 4 今回の延長措置は、損失補償の期限が迫っているものを対象としている。今後期限が到来するものについては、景気の動向や返済状況を見ながら、件数の点も含めて、財政当局とも協議の上、その都度検討したい。

Q 山川議員

- 1 緊急雇用創出基金を活用して実施する事業によって、継続雇用された方が1割程度では、なかなか雇用につながっていないということになると思う。事業終了後、継続雇用につなげることが大切である。

受入企業には単なる派遣としか映らない懸念があるので、真剣に雇用するよう再度伝えることが大切だと思うが、いかがか。

- 2 先ほど申し上げたように、例えば、商工会連合会には商工団体のネットワークを生かした就業体験型マッチング事業として2億円近い額で委託されている。

障害者の雇用開拓員についても、効果がどの程度上がって、その人達の就職に結び付いたのかなど、どの程度、継続雇用されたのか、きちんと結果の調査をしてもらいたい。

- 3 中小企業制度融資の損失補償期間の延長につ

いて、今回の2事業と同様に、県が損失補償しているものは10事業ある。それぞれについて、今後、返済期限が来るわけだが、その都度検討することになるのか。

A 就業支援課長

- 1 継続雇用につながるよう事業のスキームについて、求職者側、事業者側に十分な説明をしていくようにしたい。
- 2 結果の調査については、平成21年度は県事業のみ行った。今年度事業が終了したら、市町村分を含めてしっかりと検証をしていきたい。

なお、地域人材育成事業は、事業の中で人材を育成していくものであるが、障害者雇用開拓員配置事業は障害者の雇用そのものを主目的とした事業である。年度途中であるが、現時点で14名の障害者の方が雇用されている。

A 金融課長

- 3 この事業を来年度以降も継続するかどうかは、景気の状態によっても返済状況が変わってくる。景気の状態や返済の進捗状況を勘案しながら、その都度検討したい。

Q 山川議員

中小企業制度融資の損失補償期間の延長について、今後、その都度検討するとのことだが、聞くところでは、信用保証協会に行って延長してくれと言っても、対応が厳しくなかなか延長してくれないとのことである。景気が本当に悪いので、来年度も、是非、延長を願いたい。

A 金融課長

返済が残っているものが対象になるので、それらを勘案しながらその都度、対応していきたい。また、信用保証協会には、柔軟に対応するよう依頼している。

〈議案に対する討論〉

山川すみえ議員

緊急雇用創出基金を活用して実施する地域人材育成事業及び中小企業制度融資の損失補償期間の延長の補正予算に賛成の立場から討論を行う。緊急雇用創出基金事業は来年度までの事業である。あと1年充実した事業とするために、継続雇用の状況について調査していただきたい。来年度以降も、まだまだ就職難が続くと思われるので、雇用を増加させるための事業を増やすとともに、事業が継続されるよう国へ要望して欲しい。

損失補償期間の延長については、これから期限が切れる中小企業についても延長するようお願いしたい。

〈議請第18号について審査〉

山川すみえ議員

所得税法第56条は廃止すべきであり、請願に賛成の立場から発言したい。まず、所得税法に関する資料（別添）を各委員に配付してよいか。

委員長

資料の配付を認める。

（書記が各委員に資料を配付）

山川議員

資料（別添）により説明する。まず、【所得税法第56条のしくみ】のとおり、売上から仕入、諸経費、人件費を差し引いた分が事業主所得となる。事業主の所得の中に「私の働き分」、つまり、家族の働き分の専従者控除が入ってしまうということである。白色の場合、例えば、売上が980万円で経費が600万円だったとすると、380万円が事業者の所得で、うち86万円が家族の所得になる。

ところが、青色申告の場合、税務署長が認めなければ妻の専従者給与は盛り込めないのだが、これが認められた場合には980万円から600万円を引いた380万円、そのうちの200万円が事業主の

所得、専従者控除は180万円となる。この場合で不景気により売上が700万円にダウンし経費が600万円だったとすると、事業者所得は100万円になってしまうため、180万円の専従者給与は認められない。

家族全体の所得という考え方は、明治時代の家長制度そのものだ。一人一人の働き分を認めるという当たり前のことを所得税法第56条の廃止により実施してもらいたい。諸外国では事業主の所得は事業主の所得、私の所得は私の所得となっている。是非、所得税法第56条を廃止してほしい。

現在、「共働き」という言葉が死語になるほど、夫婦二人で働き生計を支えることが普通になっている。それも懸命に働かなければ生活が成り立たないのが現状である。それは業者夫婦も同じだ。

しかし、業者夫婦だけは一人一人の労働対価を正當に認めてもらえないのである。これは、所得税法第56条に、「配偶者とその親族が事業に従事したとき対価の支払は必要経費に算入しない」と規定されているからである。おかしいのではないか。

国会でこの問題を質したところ、第57条の青色申告なら経費として認めている。青色の場合記帳が義務であり、その特典として経費として認めるとのことであった。しかし、今は白色でも年間所得300万円以上の方の場合、記帳や保管は義務になっている。そもそも、申告の仕方その人の給与を認める、認めないと分かれるのはおかしい。人が労働すれば給与を支払うのは当然のこと。

国会では自公政権時代に我が党の議員が「人格に関わることであり、申告に差をつけるべきではない。この点を検討すべきだ」と質問をしたのに対し、当時の与謝野財務大臣は「研究したい」と答えている。

また、2009年4月にも民主党議員が国会で他の法案を提出した際、配偶者の労働の対価をどのように測ったらいいか、民主党の税制調査会でしっかりと俎上に上げて研究したいと答弁している。

世界では、家族であろうが従業員であろうが、経費として認められている。これに対し、我が国

では白色申告の場合、認められている額は配偶者、家族とも最低賃金にも満たない額である。これは憲法違反であり、第13条の個人の尊重、第14条の法の下での平等、第24条の家庭生活における個人の尊重と両性の平等、第25条の生存権、第27条の労働の権利、第29条の財産権に背いている。

また、2010年9月の時点で意見書を採択したのは、5県272市であり、埼玉県内でも12市町が国に意見書を提出している。

本県でも、是非、皆さんに賛成していただき、国に意見書を提出できるようにしたい。

◆企業局関係

Q 山川すみえ議員

- 1 産業団地に立地する企業は、県内、県外のどちらから来たのか。
- 2 菖蒲南部産業団地と白岡瀬地区は大変場所が近いが、分譲に当たり危惧はないか。
- 3 幸手中央地区は道路で分断されているが、どのような状況か。

A 地域整備課長

- 1 川越第二産業団地に立地が決定した7社のうち、1号区画と5号区画に県外からの移転企業が立地する。他は県内企業であるが、隣接する川越工業団地から移転、拡張した企業もある。菖蒲南部産業団地の4つの区画に立地する企業はすべて県外に本社のある企業である。ただし、1社は県内の事業所が圏央道にかかるため移転したものである。

騎西城南産業団地では、3社が県外企業であり、1社が県内企業である。

- 2 菖蒲南部産業団地と白岡瀬地区産業団地は近いが、それぞれの地元の状況と土地の状況から地区を決定した。分譲時期がずれており、場所が近くても売れ行きに懸念はない。
- 3 幸手中央地区の中央に県道があるが、県道の両側に2地区あるイメージである。まだ最終決定していないが、一方の地区については、以前から進出を希望する特定の企業があるので、こ

のような形になっている。

Q 山川議員

幸手中央地区について、県道に交差点を設けるのか。

また、圏央道に入る入り口はあるのか。

A 地域整備課長

区域内の中心部に交差点を設ける予定である。

圏央道のインターチェンジは、県道と圏央道が交差するところに行ける。幸手中央地区は、圏央道インターチェンジ直近の産業団地となる。

4 循環社会対策特別委員会における柳下礼子議員の質疑（要旨）

2010年10月13日

〈循環社会の形成に向けた農林業・農山村づくりについて〉

Q 柳下礼子議員

- 1 農業としては、食べていけることが重要である。農家が米を作っていて食べていけないという、こんな馬鹿な話はない。外国では後継者に資金を融資するだけでなく、現金を支給している例がある。抜本的な対策を取るべきと考えるがどうか。
- 2 農業が大変な時に農林部の職員をどんどん減らしていく。試験研究分野は、暑さに強いものや病気に強いもの、おいしくて品質がよいものなど、農家が安心して生産できるように後押しする役割を持っている。農林部の職員を減らすのではなく、研究体制も十分取っていくことが必要と考えるがどうか。
- 3 資料の4ページに「耕作放棄の予防」とあるが、耕作放棄地にはどのように対応しているのか。
- 4 国の方針で大規模農家を育成してきたが、今回のような「彩のかがやき」の問題が起きた場合、大規模に営んでいる人ほど打撃があるという事態が起きている。大規模経営について今後、どのように取り組んでいくのか。

A 農業支援課長

- 1 本県では、後継者や新規就農者等に現金を支給する制度はない。しかし、新規就農者に対しては、1,800万円程度の資金を無利子で貸し付

けることができる。また、普及指導員がマンツーマンで技術や経営に関する指導を行っている。

- 3 耕作放棄の未然防止のため、県内各地に農地活用世話人を設置するなどしている。また、各農業委員会にも相談窓口を置き、担い手に農地をつなぐとともに、国の資金を活用して、放棄地解消のための経費の一部を助成している。これらの対応により、平成21年度に調査した結果、1年間で369haの耕作放棄地が解消された。また、耕作放棄地の全体面積は平成20年度では3,219haであったが、平成21年度には、2,983haとなり、236ha減少した。

A 農業政策課長

- 2 県庁全体の職員のスリム化の方針の中で農林部としても対応している。やみくもに減らすということではなく、現場を見据えながらメリハリをつけて効率的な執行体制に努めたい。
試験研究については、課題を重点化しながら、本当に求められる試験研究を課題設定して進めていく中で、技術承継も含めてしっかりと取り組んでいきたいと考えている。
- 4 水田農業経営について考えると、大規模化を進めて収益性を上げるということは必要である。ただし、全ての水田農業が大規模化するのではなく、資料の中で埼玉型ほ場整備を説明したが、大規模化を図りながら担い手に農地を貸し出す人たちについて、例えば自給用の野菜用に畑転換したり、直売所に出荷するものを栽培するほ

場整備を実施するなど、様々な経営体が共存できるように進めていきたい。実際、用水管理を考えたも担い手農家、少数の農家だけでできるものではなく、兼業農家、高齢農家を含め地域全体で支えていくものだと思っている。担い手農家の収益性を上げながら地域農業全体が調和を持って発展できるようにしていきたい。

Q 柳下議員

5 以前と比べて試験研究の職員は減っているのか増えているのか、増えているとしたらどのくらい増えているのか。

これから農業で食べていけなければ耕作放棄地が増えていくという、大変な事態になっているのだという認識があるのか。職員がきちんと技術を身につけ、深く検証・研究し、その教訓を活かすのはすぐにはできない。職員を増やして技術や研究成果が継承できるようにしなければならぬと考えるがどうか。

6 埼玉農業をどのようにしていくのかということを含めて、小さな家族経営の農家についても支援し、大規模農家の収益が減った場合、国、県が補てんしないと担い手は育たないのではないのか。

A 農業政策課長

5 農林総合研究センターの職員定数については、ここ3年度で、平成20年度が217人、平成21年度が201人、平成22年度が177人という定数となっており、人数自体は減っている。試験研究の内容については、現場の方々に入っていただくモニター制度を設けて試験研究課題を設定するとき意見を伺うこと、外部の有識者から実際に試験研究にどのようなものが現場で求められているのか、また、長期的に必要なものを、声を聞きながら設定している。今後とも真に求められる研究を行っていきたい。

6 県の支援の考え方として、規模だけで一律に支援対象を決めるのではなく、これから経営を頑張っていこうと意欲ある農家に対して支援す

るものと考えている。新規就農者の方についても同じ考えである。施策の効果が上がるよう検証しながら支援していきたい。

Q 柳下議員

7 農林総合研究センターの職員が大幅に減っている。減っていたら当然研究に支障を来す。それをやみくもに減らしていないというが、研究に対する大事さの認識がないから減らしているのではないのか。実際に減っているのだから、職員を確保して頑張るように、現場がその気にならなければやる気が起きない。農家の人たちは大変になっているという点を更に気にしていただきたい。要望である。

〈平成22年産 水稻の作柄について〉

Q 柳下礼子議員

8 とにかく販路の拡大が重要である。今、試食したが、味は全く変わらない。販路の確保について、パフォーマンスに終わらないようしっかりやってほしいと考えるがどうか。

9 彩のかがやきは暑さに最も弱い米という話を聞いている。県では暑さに強い米の開発をしっかりとやってほしいと考えるがどうか。

10 今年の彩のかがやきは水分が高く、カンントリーエレベーターの利用料も高くなっていると聞いている。このようなことは把握しているか。

11 以前、坂戸市で、水稻の品質低下による共済金の支払いがあった。このような対応はできないのか。

12 戸別所得補償制度の問題について、過去3年間の平均値を下回った場合は補填するとしているが、今回のケースではどうなるのか。

A 生産振興課長

8 販路拡大については、できる限りの努力をしていきたい。

9 彩のかがやきは、本格生産して以来、97、98%が一等比率であり、非常に優秀な稲である。また、盆過ぎからの出穂ということから、

本県に合った品種でもある。本年の彩のかがやきの被害については、8月下旬から9月上旬の異常高温が原因であり、品種の影響ではないと考えている。

12 戸別所得補償は、価格が変動した場合、過去3年間の平均価格と、当該年度の価格の差額を交付するという制度であるが、全国一律の補償制度のため、今回の事例については、地域の事情は考慮されない。

10 玄米水分によってカントリーエレベーターの利用料金が変動する。本年は高温であったため、平年より玄米は乾燥気味であったと聞いている。

A 農業支援課長

11 農業共済制度の特例措置として規格外米を減収として見られるよう、国に働きかけていく。また、条例も規格外米を減収として見られるよう、検討していく。

Q 柳下議員

13 彩のかがやきの高温障害について検証はしていないのか。されている場合、どのような研究に基づいて検証されているのか伺いたい。

A 農業政策課長

13 彩のかがやき、コシヒカリ、キヌヒカリなど、本県で生産されている米が、どういう生育状態になっているのかについて、普及現場を通じて確認しながら進めている。彩のかがやき自体は基本的に暑さに弱い品種ではない。

抜本的な解決策としては、新しい品種開発ということもあろうが、すぐに実現するかという点と難しい。当面の対応としては、高温障害を極力軽減できるように施肥技術をはじめとした栽培技術の更なる改良というものを中心に考えているところである。特に、本年の異常事態は来年以降もありうるが、事前予測は困難である。高温となった際に、きちんとした対応ができるよう、その対処方法について検討したい。

Q 柳下議員

14 彩のかがやきは、埼玉県のブランド米として頑張ってきた。平成18年度の作付け比率15.6%だったものが、平成21年度には28.3%となった。今回、高温障害の原因として、冷たい水が入らなかったからではないかという声現場から出ている。例えば、高温障害の状態を作って、水のかけ流しを行ったり、水で冷やしてみるなどの検証を行うことが必要である。そのためには、しっかりした人員と体制を整えるべきであると考えているがどうか。

A 農業政策課長

14 平成23年度、農林総合研究センターの水田研究所において、水田にビニールハウスを建てて、人工的な高温状態を作る。この中で、しっかりと検証を行いたいと考えている。体制については、課題設定の在り方や、研修などを通じて研究員の質を上げる等により、しっかりと研究成果が出せるよう取り組んでいく。

5 教育改革・文化・スポーツ振興特別委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）

2010年10月13日

Q 山川すみえ議員

1 アーティストボランティアコンサートは何回開催されたのか。また、登録演奏者は何人いるのか。

2 彩の国さいたま芸術劇場の利用率は89%と高いが、来年はメンテナンスのため利用できないと聞いている。現在利用している人は、他の施設を代わりに利用することができるのか。

- 3 県の西部地域や南西部地域には、県立の文化施設がなく、この地域の住民は足を運びにくい。今後、こうした地域に県立文化施設を建設する見通しはあるのか。
- 4 質の高い民俗芸能の公開は重要なことと思うが、民俗芸能公開事業で公開する民俗芸能に、国指定重要無形民俗文化財が入っていないのはなぜか。
- 5 「民俗芸能の振興」事業の後継者養成については、継続して実施できる期限があるのか。平成22年度に実施団体数が14から11へ減少している理由は何か。
- 6 県内市町村におけるスポーツ振興計画の策定状況はどうか。
- 7 西部地区の住民から、スポーツの施設が不足しているという声を多く聞くが、どのように考えているか。また、埼玉県が行うスポーツ施設の整備及び充実に関する指針では、空いている公共施設を活用することとされている。使われていないという声もよく聞くが現状はどうか。
- 8 ふじみ野市でも学校開放が大きな役割を担っている。新しい学校を整備する際、開放を前提とした設備の整備等について、国や県はどのような援助を行っているのか。
- 9 県立大井高校ではトレーニング室の開放が行われていない。地域住民からは、開放してほしいとの声があるがどうか。

A 文化振興課長

- 1 平成21年度は138回コンサートを開催し、約1万人の方に鑑賞していただいた。登録者数は、現在288団体である。
- 2 彩の国さいたま芸術劇場は、開館以来15年が経過し施設の老朽化が進んでいる。そこで、今年度と来年度で舞台機構、音響、照明、空調等の大規模改修を集中的に行うこととしており、来年の2月から7月までは使えない状況になる。利用者の皆様には、できる限り代替施設の紹介をしたいと考えており、さいたま市内では、大宮ソニックシティ、さいたま市文化センター、

埼玉会館等になるが、なかなか同規模の施設が他になく、練習場所となるとなかなか難しい。御迷惑をおかけするが、ご理解をお願いしたい。

- 3 財政も厳しく、新たな文化施設を建設していく計画はない。しかし、新設ではないが、廃校、空き店舗、空き教室、廃工場など既存施設を活用した地域の文化芸術拠点の整備に対する支援策について、文化芸術振興計画を策定する中で検討していきたい。

A 生涯学習文化財課長

- 4 この事業の予算は、財団法人地域創造からの補助であるが、その基準において、国指定文化財の公開について対象外としている。また、国指定文化財は、公演の機会も多いため、本事業では県民にあまり知られていない国指定無形民俗文化財について、公開をしていきたいと考えている。
- 5 特に継続の期限は設定していない。団体数の減少は、真に後継者養成につながる経費となるよう募集に当たっての条件を吟味したことによるものである。なお、申請した団体には全て補助を行っている。

A スポーツ振興課長

- 6 スポーツ振興法に基づいて、県ではスポーツ振興計画を策定しているが、市町村には義務付けていないため、市町村によって対応が様々であり、状況の把握が難しい。参考までに、スポーツ振興に関する条例については、6市町が制定している。
- 7 空いている施設の利用ということで、県内の民間企業や大学等に働き掛けたところ、新たに13施設が開放された。その他、駐車場の一角にバスケットボールのリングを設置した例もある。
- 8 大きな予算はないが、照明を付ける際のキーボックスを設置するなど、施設が使いやすくなる工夫をしている。
- 9 トレーニング室が教室棟にあり、学校利用と

一般利用との間で、施設利用上の管理が難しいため、現状では開放が行われていない。

Q 山川議員

- 1 彩の国さいたま芸術劇場の大ホール・小ホール・稽古場は、大変使いやすく良い施設である。稽古場も少なく、代替施設を探すは難しいと思うが、演劇や音楽をする人にとって半年使えないのは大きな打撃である。分割して工事できない理由は何か。
- 2 アーティストボランティアコンサートは大変好評である。是非続けていただきたい。(意見・提言)
- 3 西部地域に文化施設を新設する計画がまったくないのは納得いかない。建設の見通しはないのか、考え方を伺いたい。
- 4 チェックを厳しくしたとのことだが、後継者問題は、むしろ基準を緩やかにしないとけないのではないか。来年度についても、全ての申請を受け入れるという考えでよいか。
- 5 スポーツ振興計画は、市町村は義務付けられていないとのことだが、市長が替わると方針が変わってしまう。計画を立てて進めることが重要だと思うので、県からも指導して欲しい。
- 6 埼玉県が行うスポーツ施設の整備及び充実に関する指針では、県や市町村所有のスポーツ施設の効率的な活用を支援すること等を定めている。様々な施設をスポーツ活動の場として広げていただきたいと思うがどうか。

A 文化財振興課長

- 1 改修工事に関しては、工事中に物が落下する可能性がある等危険であること、空調・給排水等は一体的であり部分的な改修が難しいこと、振動や騒音が各ホールに影響すること等を考慮し、安全性を重視して計画を立てた。集中的、効率的に改修を行うことで、工事期間の圧縮を図り、可能な限り利用者に御迷惑をかける期間を減らしたい。
- 3 文化施設は、全国的に見ると既に建設した施

設の改修費の負担をどうするか、悩んでいる自治体が多い状況である。新たに設置する場合でも、その地域に合う個性的な施設、使いやすい施設にしている。例えば、東京の神田では廃校舎を利用し、アートNPOや文化団体が入居し、制作や展示、イベントが可能となる新たな文化施設が生まれており、このようなものを模索していく必要があると考えている。今後、現在策定中の計画に盛り込んでいきたい。

A 生涯学習文化財課長

- 4 後継者養成に使う経費といいながら、かつては飲食にかかるものも含まれていたもので、真に後継者養成に使用する経費としたものである。来年度についても、申請があったものは、できる限り補助をしていきたい。

A スポーツ振興課長

- 5 地域の実情に合わせたスポーツ振興が重要である。スポーツのまちづくりを進めるに当たり、市町村と密に連携していきたい。
- 6 防災のために雨水を貯留するスペースも利用できるもので、普及啓発を進め、場の確保を図っていきたい。

委員長

ほかに発言はないか。
< な し >

委員長

ほかに発言がないので、質疑は終了した。
次に、ただ今の審査を通じて各委員から意見・提言があれば発言をお願いする。

山川議員

- 1 市町村のスポーツ振興計画を促進し、県全体のレベルを上げること。
- 2 彩の国さいたま芸術劇場の改修については、できる限り安全性などを考慮しながら、利用者のためにも短縮すること。

- 3 西部地域など県の文化施設やスポーツ施設に
ばらつきがあるので、県民の機会の均等を考え
ること。

6 知事提出議案及び請願の審査結果に対する山川すみえ議員の反対討論

2010年10月15日

日本共産党の山川すみえです。

私は、日本共産党県議団を代表して、知事提出の第120号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、第121号議案「学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び第109号議案「平成21年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」に対する反対討論並びに議請第13号、議請第15号、議請第16号及び議請第18号について審査結果に反対し、採択を求める討論を行います。

まず、第120号議案と第121号議案は関連しておりますので、一括して討論を行います。

これらの議案は、県職員や学校職員の給与を県人事委員会の勧告どおりに給与月額を平均0.1パーセント引き下げた上に、ボーナスも0.2月引き下げるといふものです。この措置により、おおむね40歳以上の職員は平均年収で9万5,000円、これまでの11年間で約100万円の所得減となります。私は本会議で、民間と公務職場が賃下げスパイラルを引き起こしており、デフレの原因となっているので、今必要な経済対策は、給与所得を引き上げ、家計を応援する施策であると行政の責任を指摘いたしましたところ、知事からは、公務員の給与を参考にして給与を決める企業は皆無に近いのではという御答弁がありました。国と地方公務組織350万人の給与引下げは、80万人の独立行政法人など公益法人の給与に直接連動するだけでなく、私立学校、民間病院など賃金体系を公務員に準拠している方々の給与に直接跳ね返ります。春闘では、当然前年度の公務員の給与やボーナスカットの状況を念頭に労使の交渉が行われるわけです。昨年国会でもこの問題が議論され、人事院総裁も、民間給与に公務員給与が影響を及ぼす

ことを認めているところです。

リーマンショック後の給与引下げとリストラのすさまじさの反動で、今年度給与引下げを行う民間企業は1割程度とされています。このように賃下げスパイラルを止める絶好の機会に、公務職場の賃下げを行うことは、内需拡大、デフレ対策に逆行するものと改めて指摘せざるを得ません。

また、知事は、給与削減は人員削減による労働強化で疲弊している県職員たちに追い打ちをかけることにならないかという私の質疑に対して、病休取得は民間でも国家公務員でも増えているという答弁をされました。民間でもリストラが強行され、国家公務員も削減され、職場の状況が厳しくなったからこそ、このような状況が生まれているのではないですか。心身ともに疲弊させられるような猛烈なリストラ競争にストップをかけるのも行政の責任ではないでしょうか。人員を削減されながらも県庁へのクレームが減るほど、県職員は体と心をすり減らしながら頑張っています。この頑張りにふさわしく、給与面できちんと手当すべきであります。

よって、第120号議案及び第121号議案には反対をいたします。

続いて、第109号議案「平成21年度公営企業会計決算の認定について」です。

本決算には、ハッ場ダムに関する水源施設整備事業費として35億2,000万円余の支出が含まれています。水需要が下降線をたどる中で、地球環境の明日を考えれば、一層節水を推進することこそ、県行政に求められている態度です。ハッ場ダムについては、利水面からも治水面からも科学的客観的な立場で整備基本計画そのものを見直し、中止すべきと考えます。したがって、本決算認定

には反対するものです。

次に、請願に対する討論に移ります。

まず、議請第13号「旧川里町に係る埼玉県議会議員の選挙区割りの見直しを求める請願」は、委員長報告では不採択ですが、採択を求めます。

同じ市域に複数の選挙区を設けることは、市町村合併による地域の一体性を損ねることになり、合併そのものの意義が逆に問われかねない問題です。我が党は、合併特例や小選挙区特例を設けることなく、市、郡を基本にして選挙区を設けるべきであると考えます。

次に、議請第15号「ハッ場ダム建設を中止し、地元住民のための生活再建、地域再生を求める請願」は、委員長報告では不採択ですが、先ほど述べました理由と同じ趣旨で採択を求めます。

次に、議請第16号「県政調査費の領収書等証拠書類について全面添付を求める請願」は、委員長報告では不採択ですが、採択を求めます。

昨年度の県政調査費の中で、非公開とされたのはわずか15万円であったことから、県政調査における会派の自主的な調査研究活動に支障を及ぼすおそれがある場合というのがどのような場合なのか、ますます理解に苦しむものであります。領収書の公開は、そもそも情報公開条例によって、

個人情報などがマスキングされて公開されることになっています。これ以上非公開部分を設けることは、到底県民の理解を得られないと考えます。したがって、本請願の採択を求めます。

次に、議請第18号「所得税法第56条の廃止を求める請願」は、委員長報告では不採択ですが、採択を求めます。

本請願は、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費にしないという所得税法第56条によって、白色申告の業者の家族の働き分がわずかしか認められないことから、その廃止を求めています。委員長報告では、青色申告にすればいいと不採択の理由を述べていますが、白色申告の業者の家族の働き分を正當に認めないやり方は、家族従事者の人格、人権を認めない差別と言わなければなりません。白色か青色か、申告の仕方を選ぶのは業者の自由意思にゆだねられるべきもので、青色申告にすべての業者が誘導されるべきではありません。むしろ、家族従事者の控除額に差別を設けて、それを青色申告へ誘導するための道具としている現在の所得税法こそ、世界の人権尊重の流れに反する恥ずかしいものと考えます。

以上で反対討論を終わります。(拍手起こる)

7 議員提出議案に対する柳下礼子議員の反対討論

2010年10月15日

柳下礼子議員

日本共産党の柳下礼子です。

日本共産党県議団を代表いたしまして、議第28号議案ないし議第30号議案及び議第33号議案に対する反対討論を行います。

最初に、議第28号議案「米価下落への緊急対策を求める意見書」は、今日の米価下落の原因が、民主党政権が進める米戸別所得補償モデル事業であると決めつけて、米価暴落への緊急対策として、生産者が安心して経営維持できる農業基盤の強化を求める内容になっています。しかし、このよう

な緊急対策はJA中央会も求めていませんし、緊急対策にもなり得ないものです。

そもそも米価下落の根本的な原因は、小泉内閣時代に、米改革などと称して市場任せにする政策に転じたからであり、自民党や公明党にも責任があると思います。問題なのは、米戸別所得補償制度そのものではなく、民主党政権がこの制度の導入を口実に、米の需給調整や価格には一切かわらないと宣言したことから、日本中の米生産農家に米価暴落の不安が広がったのであります。

したがって、今政府に緊急に求められているの

は、価格暴落の大きな原因である過剰分を政府が責任を持って買い上げるとともに、新潟県の収穫量を上回る77万トンにも達するミニマムアクセス米の輸入を直ちに中止することです。また、政府は2011年度から、政府が買い上げた備蓄米を5年たった飼料などにして、食料には回さない棚上げ備蓄制度を始めるとしてはいますが、この制度の運用を今年から繰り上げて実施すべきであります。

以上の理由から、議第28号議案には反対であります。

次に、議第29号議案「首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の早期開通に向け必要な財源確保を求める意見書」は、目標宣言プロジェクトで定めた平成24年度県内全線開通に向けて、必要な財源の確保を求めたものでありますが、今日の不況の下で今緊急に求められているのは、高齢者の介護や救急医療体制の整備、少子化対策などの充実といった社会保障の基盤整備であります。また、公共事業においても、生活道路の安全対策、歩道の整備や交差点の改良、県営住宅の増設といった生活関連の公共事業を優先し、重点的に予算を配分すべきと考えます。

よって、議第29号議案には賛成できません。

次に、議第30号議案「地方分権に対応する地方議会の確立を求める意見書」は、地方分権の推進に伴い、役割が拡大する地方議会を充実強化するため、地方議会の役割、権限の明確化も急務であるとして、首長が議会を招集する現行の仕組み

を改め、議長に議会招集権を付与することなどの法改正を求めています。

鹿児島県阿久根市のように、一部自治体に、首長が法令に違反して議会を招集せず、専決処分を濫用するなどの問題があったとしても、こういう特殊な事例を理由に首長から議会招集権を取り上げて、この権限を議長に付与することは、逆に議長による職権濫用によって、首長の権限が不当に制約されるという問題を生じかねず、賛成できません。

よって、議第30号議案には反対です。

次に、議第33号議案「完全な地上デジタル放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書」についてですが、意見書が求めている諸施策を講じたとしても、来年7月の期限までには視聴者の準備には間に合わないと考えます。また、全国的にもデジタルへの切替えが終わらない地方放送局も出ることが予想されています。したがって、来年7月以降、テレビを視聴できないテレビ難民が多数生まれることは、現状では避けられない見通しです。

我が党は、アナログテレビ放送の停止を見直し、普及率や買換えのサイクルに見合った時期に延期すべきであると考えます。

よって、移行期限の延長を盛り込んでいない議第33号議案には反対であります。

以上で議員提出議案に対する私の反対討論を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手起こる）

8 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度（各会派で態度が異なるもの） ○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	
第109号	平成21年度埼玉県公営企業会計決算の認定について	×	○	○	○	○	○	認定
第120号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決
第121号	学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決

議員提出議案に対する各会派の態度 ○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	
議第26号	埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第27号	円高の是正とデフレ脱却に向けた経済対策の推進を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第28号	米価下落への緊急対策を求める意見書	×	○	○	○	○	○	原案可決
議第29号	首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の早期開通に向け必要な財源確保を求める意見書	×	○	○	○	○	○	原案可決
議第30号	地方分権に対応する地方議会の確立を求める意見書	×	○	○	○	○	○	原案可決
議第31号	幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第32号	中小企業対策の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第33号	完全な地上デジタル放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書	×	○	○	○	○	○	原案可決
議第34号	食品表示制度の抜本改正を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第35号	議員派遣について（図書室委員会）	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第36号	議員派遣について（第10回都道府県議会議員研究交流大会）	○	○	○	○	○	○	原案可決

請願に対する各会派の態度

○採択 ▲継続審査 ×不採択

請願番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	
議請第12号	子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書	○	▲	○	○	▲	○	継続審査
議請第13号	旧川里町に係る埼玉県議会議員の選挙区割りの見直しを求める請願	○	×	×	○	○	×	不採択
議請第14号	私学教育振興のため、公費補助のさらなる充実を求める請願	○	○	○	○	○	○	採択
議請第15号	ハッ場ダム建設を中止し、地元住民のための生活再建、地域再生を求める請願	○	×	×	×	×	○	不採択
議請第16号	県政調査費の領収書等証拠書類について全面添付を求める請願	○	×	×	×	×	○	不採択
議請第17号	食料の自給率向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める請願書	○	○	○	○	○	○	採択
議請第18号	所得税法第56条の廃止を求める請願	○	×	○	×	×	○	不採択

2010年12月定例県議会

1 山川すみえ議員の一般質問

2010年12月8日

- 1 国民健康保険の保険税引下げと広域化について（知事、保健医療部長）
- 2 どの子ども安心してかかれる医療について
 - (1) 子ども医療費助成制度の拡充について（知事）
 - (2) 小児救急医療体制の整備について（保健医療部長）
- 3 県立病院について
 - (1) 県立病院の地方独立行政法人化について（病院事業管理者）
 - (2) 県立小児医療センターの耐震化と総合周産期母子医療センターへの拡充について（知事、病院事業管理者）
- 4 高等技術専門校の拡充について（知事、産業労働部長）
- 5 住宅リフォームに対する助成で地域経済の活性化を（知事、都市整備部長）
- 6 住宅の確保対策について
 - (1) 県営住宅の増設について（知事）
 - (2) 高齢者向け優良賃貸住宅の普及促進について（都市整備部長）



一般質問に立つ山川すみえ議員

- 7 特別支援学校の過密解消と教育条件整備について（教育長）
 - (1) 特別支援学校の新設計画について
 - (2) 学校管理費の増額について
- 8 埼玉農業の振興について
 - (1) 県産米「彩のかがやき」など猛暑被害への対応と生産農家の救済について（知事、農林部長）
 - (2) 環太平洋経済連携協定（TPP）への日本の参加問題について（知事、農林部長）

Q 山川すみえ議員

今日はふじみ野市の皆さん、また建設労働者の皆さんがお忙しい中、私の一般質問の傍聴に駆けつけてくださいました。ありがとうございます。

それでは、日本共産党の山川すみえです。発言通告に基づきまして順次質問いたします。

最初に、国民健康保険の保険税引下げと広域化について伺います。

国保加入者の平均年収が下がる一方で、国保税の負担がますます重くなっています。所得300万円の4人世帯で年間37万円もの保険税を徴収

するというのは、もう限度を超える負担だと言わざるを得ません。そのため、各市町村の滞納額は膨れ上がり、保険財政を圧迫しております。このままですと市町村国保は立ち行かなくなります。国保税の引下げは差し迫った課題だと考えます。ところが、民主党政権は国民の願いに応えるどころか、都道府県に市町村国保の広域化等支援方針を策定させ、国保の広域化を推進するのに躍起となっております。

御承知のとおり、国保は他の健康保険と比べて平均年齢が高く、世帯当たりの収入が少ない上、

事業所の負担もありません。もともと財政基盤が弱いところをもって国が補助金を削減したため、どの自治体も一般会計からの繰入れで、少しでも国保税の負担を軽減しようとしてきました。

ところが、厚労省は広域化等支援方針に係る保険局長の通達で、「一般会計繰入れによる赤字補填分についてはできる限り早期に解決するよう努めること」と指示しています。しかし、一般会計からの繰入れによる赤字補填を止めたらどうなるでしょうか。例えば、さいたま市は平成20年に約49億円、川口市は25億円を一般会計から国保財政に繰り入れています。それをやめたら、そのほとんどを加入者がかぶらなければならないということになりませんか。埼玉県や関係者が平成21年にまとめた国保の広域化に関する研究会でも、市町村の繰入れができない場合、被保険者の負担が増えることになる。急激な負担増となる被保険者が確実に相当数出てくると報告しております。

そこで、保健医療部長に伺いますが、一般会計からの繰入金をやめた場合、加入者の国保税の負担増は1人当たりどのぐらい見込まれるのでしょうか。

さて、国保税の収納率を市町村ごとに見ますと川口市が最低で、次が八潮市、その次が草加市というふうに都市部では低く、東秩父村のような農村部が高い傾向にあります。先ほどの研究会報告でも広域連合は住民との距離が長く、小回りのきいた対応が難しくなるため、収納率の低下が懸念されると指摘されています。もし広域化ということになれば収納率が下がり、滞納者が更に増えることで、更なる保険税の引上げが必要になるというように悪循環に陥るのではないのでしょうか。

国は自民党政権時代、84年の国保法改定で国の負担率を大幅に削減した上、80年代、90年代を通して事務費の国庫負担の廃止、保険料減額措置に対する国庫補助の廃止、助産費補助への国庫補助の削減など、次々と国の責任を後退させてきました。その結果、国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、決算ベースで80年代は50パーセ

ントだったものが、2007年には25パーセントにまで落ち込んでいます。したがって、今、国保財政の危機を打開するには国庫負担率を段階的に1984年の水準に戻すことであり、福祉医療制度などに対するペナルティを廃止させることではないのでしょうか。

この点について、国に対して強く要望すべきと考えますが、知事の見解を求めるものです。

ところで、県は市町村に対して特別助成費などの県単独補助を実施してきましたが、現在も型の上では残っているものの、国から税源移譲を受けて県が負担することになった給付費に組み込まれています。それでは、本来の意味での単独事業とは言えないと思います。

東京都や京都府、群馬県などでは給付費の枠外で単独事業を継続しておりますので、本県でも単独事業に復活して市町村を支援すべきと考えますが、知事よりお答えください。

次に、どの子ども安心してかかれる医療について伺います。

まず、子ども医療費助成制度の拡充についてです。

県内の各市町村の子ども医療費助成制度が年々拡充されています。子育てにかかわる困難を一つでも軽減しようという姿勢の表れだと思います。中でも通院の対象年齢がどんどん上がっているのが特徴的です。対象年齢について4年前までは、中学生までとしている自治体は一つもありませんでした。ところが、この4年間で30もの市町が実施するようになりました。それだけ県民の要求が切実だということではないのでしょうか。ところが、県の医療費助成制度は、入通院ともまだ就学前までです。市町村段階では通院を就学前までとしているところは15自治体のみです。

県として対象年齢を中学校卒業まで拡大し、子供たちすべてが安心して医療にかかれる子ども医療費助成制度として生まれ変わらせていただきたいのですが、知事いかがでしょうか。

次に、小児救急医療体制の整備についてです。

私の住むふじみ野市は川越医療圏に属し、小児

二次救急医療体制は埼玉医科大学総合医療センターが拠点病院として担っております。しかし、埼玉医大総合医療センターは川越と比企の広大な2つの医療圏を担当しており、夜間外来が押し寄せ大混雑し、具合の悪い子供を抱えて何時間も診療を待つとか、救急隊が搬送を拒否されるなどの事態も生まれていると伺っています。夜間休日の救急外来の殺到によって、埼玉医科大学が本来担っている三次救急医療に支障を来すようなことがあってはならないと考えます。

私は、入間東部消防本部を訪ねて懇談してきましたが、二次救急医療体制の拠点病院があるとしても、同じ医療圏内にある近隣の医療機関で小児救急の輪番を確立していくことが大切だと感じております。

この点について県はどのようなお考えなのか、保健医療部長に伺います。

現在、ふじみ野市の小児救急患者の搬送先は、第1位が埼玉医大総合医療センターですが、第2位は2年前に小児科を開設したばかりの近隣の民間医療機関です。この病院が日曜日も含めて週7日間、昼間の初期救急を受け入れています。身近でいつでも開いている病院なので、救急車による搬送が急増しているとのこと。この病院からもお話を伺いましたところ、近々小児科もベッドを設けて入院患者を受け入れたいと、二次救急参入への高い意欲をお持ちでした。ただし、医師の確保が課題で、現在は募集をかけてもなかなか来ていただけないというお話でした。

県立病院から当直医を派遣するなどの支援策を是非検討していただきたいと考えますが、併せて保健医療部長よりお答えください。

次に、県立病院について伺います。

まず、県立病院の地方独立行政法人化についてです。

埼玉県新行政改革プランでは、県立病院の地方独立行政法人化の検討を平成22年度までに行うとあります。私たちは本来公立病院というものは、民間が担うことのできない不採算部門や高度医療を担う病院であり、民間経営と同じ論理の導入に

は反対の立場です。伺いましたところ、平成19年度、20年度と赤字だった病院事業の決算も、21年度は看護師の増員をして手厚い看護を実施したところ、患者数の増加により黒字に転換したとのこと。採算性に鑑みても県立病院の独立行政法人化は必要ないと考えます。平成18年度に全国に先駆けて独法化を実施した大阪府立病院では、医師以外の職員の待遇を大幅に引き下げた結果、5つの病院で90人もの看護師不足を招いていると聞きました。また、独法化によって手数料なども引き上げられたようです。経営を優先する余り看護師不足を招き、患者負担増を招くようでは、公立病院としての本来の使命が問われかねません。我が党は安易な独立行政法人化の道より、県直営の病院として現在の努力を継続すべきと考えます。

そこで、病院事業管理者に伺いますが、独立行政法人化に関する検討状況について明らかにしてください。

次に、県立小児医療センターの耐震化と総合周産期母子医療センターへの拡充についてです。

我が党議員団は以前から指摘しておりますが、子供たちが入院している病棟など複数の病棟の耐震性が確保されていません。担当課の話では、病院の機能を継続しながらの耐震補強は非常に難しいということでした。したがって、県立小児医療センターについては同じ敷地内に新設するしかないと考えます。これは待ったなしの課題ですから、早急に結論を出して取りかかるべきです。

病院事業管理者より県の方針について伺います。

なお、本県には、産科と新生児科の両方の医療を診る総合周産期母子医療センターが1か所しかありません。我が党議員が以前質問した際には、大宮の自治医大病院に第二の総合医療センターになるべく努力していただいているという答弁でしたが、自治医大埼玉医療センターは地域周産期母子医療センターにこの5月によりやく認定されたばかりです。

そこで、提案ですが、胎児の集中治療設備を備えている県立小児医療センターに産科と母体集中

治療病床を併設して、総合周産期母子医療センターとして拡充を図る方策を講じるべきではないでしょうか。

建替えが検討されているこの機会に思い切った決断を求めるものですが、知事の見解を求めます。



埼玉県川越高等技術専門校を視察する山川議員

次に、高等技術専門校の拡充について伺います。

全県の有効求人倍率が低迷し、新卒者の就職内定も悪い中で、職業訓練の役割は極めて重要になってきています。先日、私は川越高等技術専門校を視察させていただきました。川越の専門校では追加募集枠7名に対して、高校の新卒者が10名も応募してきたそうです。専門校は2年コースで就職率が97.3パーセントと、きちんと学んで技術を身に付けられれば、ほとんどの場合就職できるということでした。川越の場合、電気工事科は国家資格取得のための丁寧な指導が功を奏して、高い就職率と高い資格取得率を持っています。金属加工の高度な溶接技術はアメリカなどからも技術者の派遣が企業にあり、電気工事科も電気自動車や太陽光設備、地デジの普及などで将来必ず技術者が不足する分野だというお話でした。また、木工工芸科は西川材の産地として貴重な木工技術を伝承する役割も果たしております。高等技術専門校の応募倍率は全体で1.87倍に達しており、川越校のビル管理科や木工工芸科に至っては約3倍という狭き門です。

そこで、産業労働部長に伺います。就職氷河期並みといわれる今日、希望者になるべく全員入学できるように定員枠を広げるとともに、廃止した

飯能校などの再利活用を図るべきではないでしょうか。また、この就職難の時期に約11万8,000円という授業料は余りにも負担です。授業料を従前のように無料に戻すとか、思い切った軽減策を講じるなどの対策を講じるべきと考えますが、併せて産業労働部長よりお答えください。

ところで、高等技術専門校で指導する技術は目を見張るほど高度なものです。専門校の中には、生徒や教員が実習でつくった木工や溶接など多数の作品が展示されておりますが、大変見事なものです。SLや川越の時の鐘、ゴジラや県のマスコットコバトンなど知事も御覧になったかと思います。高等技術専門校の存在をまだ知らない青年や学生も多いと思いますので、広報を兼ねてこれらの作品や県庁や県議会、出先の施設などに展示して県民にアピールしてはいかがでしょうか、知事よりお答えください。

次に、住宅リフォームに対する助成で地域経済の活性化をについて伺います。

国土交通省が今年1月に発表した平成21年度住宅着工統計によりますと、昨年の県内住宅着工件数は5万4,198戸、前年を24パーセントも下回りました。今、地域経済の疲弊は深刻で、多くの中小建設業者が仕事が欲しいと切実な声を上げています。こうした中で、自治体の住宅リフォーム助成制度が地域経済の活性化につながるとして注目を集めています。県内でも住宅改修に対する補助制度を設けて、地域の経済活性化につなげようという自治体が広がり、川越市や飯能市、八潮市など23市町村に上っています。例えば八潮市では10万円以上20万円未満の改修工事の場合、工事費の50パーセント、20万円以上の場合一律10万円以上を市が補助しています。

私も先日、市役所の担当者からお話を伺ってきましたが、申請受付から1か月もたたないうちに3,000万円の補助枠が満杯となり、12月議会に2,000万円の追加補正をお願いしているとのことでした。申請のあった300件近い改修工事のうち、最も多いのは畳の表替えや内装クロスの張替えといった改修で、大手の業者ではなく地元の中

小業者に仕事が回る仕組みになっています。職員は「この事業を通じて市民の方に市内の業者を知ってもらい、次の仕事につなげられれば」と話しておられました。補助による工事費の総額は1億円を超えますので、地域経済への波及効果は極めて大きいと言えます。

今年3月から県として助成制度を設けた秋田県では、支給した補助金約16億4,700万円に対して工事費総額は約252億2,500万円に上り、建築不況で苦しむ大工さんや工務店さんからも大変喜ばれているということです。

今、本県も企業誘致とか様々な経済対策を講じていますが、地域を本当に元気にするという点では、地場の中小業者の仕事確保につながるこうした事業こそ求められているのではないのでしょうか。

そこで、都市整備部長に伺いますが、県内23市町村が実施している住宅リフォーム助成制度の利用実績やその経済波及効果について、県は把握しているのでしょうか、把握しているのでしたらお答えください。また、県では住宅用太陽光発電に対する補助や住宅に対する省エネルギーフォームに対する助成、補助などを行っています。これにつけ加えて秋田県のように住宅リフォーム全体を対象にした助成制度を設けて、市町村事業の拡大を図るべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、住宅の確保対策について伺います。

住宅は生存と生活の基盤であり、格差と貧困をなくすためにも住まいの不安をなくし、安心できる居住環境を整えることが求められています。しかし、我が国の住宅政策は憲法に保障された生存権につながる居住の権利が保障されず、住宅の確保は自己責任とされてきました。中でも小泉構造改革路線の下で、公営住宅や公団、UR住宅などの公共賃貸住宅の供給から撤退し、住宅供給を市場に委ねた結果、高齢者や低所得者、子育て世代、働き盛りの若者が住居に困窮するという事態を招いているのが実情です。

そこで、県営住宅の増設について伺います。

知事は、2008年12月議会で私が県営住宅の問題を取り上げた際に、「既得権益を擁護される気

持ちも分からないでもないが、同時に幅広い公平性ということについても御理解を賜りたい」という趣旨の答弁をされました。確かに県営住宅に入居されている方は、民間の賃貸住宅にお住まいの人に比べて家賃の面で恵まれているかもしれませんが、しかし、公平性を言うならば、低所得者なら誰でも公営住宅に入れるような条件整備に努めるのが県の役割ではないでしょうか。改めて指摘するまでもなく、本県の公営住宅比率は1.4パーセントで全国最下位。お隣の東京都の4.6、神奈川県2.7に比べて余りにも整備が遅れています。また、10年前に比べ1,900戸しか増えていません。このため県営住宅の応募倍率は毎年7から8倍にもなっております。

我が党は、県営住宅については建替えを前倒しして実施するとともに、民間賃貸住宅の借上げや新規建設も含めて県営住宅を大幅に増やすための対策を講じること、そして県施設の廃止や移転などで生じた未利用県有地を民間に売却するのではなく、県営住宅の建設に積極的に役立てるべきであると考えますが、併せて知事よりお答えください。

次に、高齢者向け優良賃貸住宅の普及促進を図る問題です。

国では増大する高齢者単身、夫婦世帯などの居住の安定化を図るため、民間の土地所有者などがバリアフリー仕様や緊急通報システムなどの設置など一定の整備基準を満たして供給する高齢者向けの賃貸住宅に対して建設費と家賃の一部を補助する優良賃貸住宅制度を設けて住宅の供給を図っています。ところが埼玉の場合、この制度を利用している住宅は5棟の91戸にすぎません。東京都の606戸、神奈川県1,515戸の供給に比べ余りにも少ない。

私は、先日八潮市内にあるこの高齢者優良賃貸住宅を見学してきましたが、入居者が交流できる共有スペースもたっぷり確保され、全体がバリアフリー、大変快適な住環境でした。家賃は6万5,000円ほどですが、所得に応じ最大3万円の家賃補助が出ます。

そこで、都市整備部長に伺いますが、私はこの事業を2004年でもって打ち切ったと聞いておりますが、なぜ打ち切ったのでしょうか。今後、超高齢社会を迎え、高齢者の住宅困窮世帯が増えていくことが確実視されている中で、県としてこの制度を大いに活用して建築費に対する助成を含めて優良な高齢者賃貸住宅の供給に努めるべきではないでしょうか。

次に、特別支援学校の過密解消と教育条件整備について伺います。

我が党は以前から一貫して特別支援学校の教室不足の深刻な事態を取り上げて、この解決を迫ってきました。この結果、ようやく上尾かしの木特別支援学校や所沢おおぞら特別支援学校などの新設が実現しました。しかし、今年度の不足教室数は273教室、3年前より40教室も増えています。余りの教室の騒がしさに廊下にシートを引いて子供は休憩をとったり、教室をカーテンで仕切ったり、現場では涙ぐましい努力が続けられています。

特別支援学校への進学を希望する児童生徒は、増加の一途をたどっています。平成17年度からの5年間で特別支援学校の在籍児童数は4187から5,520人へと1,333人も増加しました。特別支援学校を建設しても教室不足が解消しないのは、進学希望が激増しているからです。とりわけ川口市など県南部の特別支援学校や東部地域の特別支援学校の教室不足は、我慢の限界を超えております。

教育委員会は、特別支援学校への進学を希望する児童生徒の今後の推移についてどのような見通しを立て、また273もの不足教室をどのように解消するのか、教育長よりお答えください。

続いて、学校管理費の増額についてです。

体温調整機能の不十分な子供が通う特別支援学校には、冷暖房が完備されております。ところが光熱費が足りないために、今年の猛暑にもかかわらず十分に冷房をつけることができなかったという訴えもいただいております。調べましたところ、1人当たりの光熱費や消耗品費などに充てる経費である学校管理費が、平成18年と比べて本年度

は89パーセントへと年々減らされています。そのため特別支援学校では冷房も最小限にせざるを得ないという御苦勞されています。増え続ける児童生徒にふさわしく、学校管理費について増額を図るよう改善を求めるものですが、教育長よりお答えください。

最後に、埼玉農業の振興について伺います。

8月中旬を過ぎても続いた猛暑のために、県ブランド米、彩のかがやきに白未熟粒が多発し、規格外が約8割に及んでいます。私は加須市内の農家を訪ね、その窮状について直接お話を聞いてまいりました。農家の方は、来年もこの状況が続くと百姓で自己破産する人が出てしまうと訴えられておりました。私ども、共産党も販売促進に協力し、これまでに約10トンの申込みが寄せられています。しかし、大量に売れ残っている彩のかがやきの販売促進の鍵を握っているのは、何といてもスーパーなどの大手量販店や米穀店などです。そこで、農林部長にお聞きしますが、彩のかがやきの販路拡大の現状と今後の県の対策方針について明らかにしてください。

また、生産農家に対する救済措置ですが、共済金はいつ、どれだけの範囲に幾ら下りる見通しでしょうか。現在の共済制度には、刈り取って初めて被害が明らかになる今回のような災害を救済できないという弱点を持っています。こうした制度の問題点についても十分研究した上で共済制度の改善を国に要望すべきと考えますが、併せて農林部長よりお答えください。



県の水田農業研究所を視察する山川議員(右端)

私は先日、熊谷の水田農業研究所に行ってみました。現在彩のかがやきの高温被害対策を研究されていると伺いました。是非、来年度の作付けの時期までに何らかの成果を農家の皆さんに示せるよう全力で頑張っていたいただきたいと思います。この間の農林部職員の定数削減によって、果たして研究所の体制が十分なのか大変不安に感じます。

先日、JA埼玉中央会の役員さんとこの問題で懇談した際にも、役員の方から農林部職員をあんなに減らしていいのか、減らさないようにしてくださいと強く要請されました。県はこの5年間で農林部の職員定数を211人も減らしてきましたが、若い研究者や農業技術者を系統的に育てる意味でも定数削減計画を見直して研究所や改良普及員などの定員を増やすなどの体制の充実を図るべきと考えますが、知事よりお答えください。

次に、環太平洋経済連携協定（TPP）への日本の参加問題についてです。

TPPは、商品貿易だけでなく広汎な分野について原則として例外を設けず関税を撤廃するというものです。もし我が国がTPPに参加することになれば農産物市場の完全自由化を迫られ、農水省の試算によれば自給率は14パーセントへと激減します。地球的規模での食料不足が大問題になっているときに、更に自給率を引下げ、農業を破壊するなどということは亡国の政権としか言いようがありません。TPPの恩恵を受けるのは自動車や電機など一部の輸出大企業だけであり、そのために農業や地域経済などを犠牲にすることは断じて許されることではありません。

知事は「TPPへの参加は避けて通れないだろう」と記者会見で述べておられますが、何を根拠にそのような発言をされているのでしょうか。知事は部分的な雇用効果をいうだけで、農業や環境などに与える影響について試算を明らかにしていません。北海道農政部の試算では、TPPで関税が撤廃されると北海道の損失総額は2兆1,254億円に上り、そのうち農業生産が5,563億円、関連産業が5,215億円、地域経済が9,859億円の被害

を受けると試算しています。本県としてもTPPへの参加によって本県の農業生産や関連産業にどのような影響が及ぶのか早急に試算し、その結果を公表すべきと考えますが、知事よりお答えください。

なお、農業はただ食料の供給にとどまらず、国土の保全の上でも大きな役割を担っています。農水省は、水田などの農業の洪水防止機能や土砂崩れ防止機能など国土安全機能を8兆円と試算し、TPP参加によってそのうち3.7兆円が失われると試算しております。農業の洪水防止機能などの県土の保全機能に与える影響についても試算し、この結果を明らかにするように求めるものです。併せて農林部長よりお答えください。

以上で、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手起こる）

A 上田清司知事

山川すみえ議員の御質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険の保険税引下げと広域化についてのお尋ねでございます。

県は、これまで高齢者や低所得者の増加により将来の負担増が見込まれることから、現行制度を前提に国の責任において確実な財政措置を行うように要望してまいりました。また、福祉医療費助成制度では窓口払いをしない場合に国庫負担金が減額されておりますが、その廃止についても求めてきました。

次に、県単独助成事業の復活についてでございますが、平成17年度から順次、市町村がメニューに応じて弾力的な活用が図れる県調整交付金への移行を図ってきたところでございます。現在御承知のとおり、後期高齢者医療制度の廃止や医療保険の一本化など制度の根幹に関わる議論がなされております。私は、単に昔の姿に戻すのではなく、将来に向かってナショナルミニマムとしての国保制度を維持するために、財政の安定化や運営主体の在り方についてきちっと県として明確に主張していただくことが必要だと考えております。したがって、今後も市町村の意見を聞きながら国保

財政の安定化が図れるようにしっかり支援をしていきたいと考えております。

次に、どの子ども安心してかかれる医療についてのお尋ねのうち、子ども医療費助成制度の拡充についてでございます。

県では、昭和48年にゼロ歳児を対象に医療費助成制度を創設し、これまで段階的に対象年齢を拡大してまいりました。平成20年1月に通院の年齢を拡大し、入院・通院とも小学校就学前までといたしました。その理由は、昨日の奥ノ木信夫議員の御質問にも答弁いたしました。医療費を推計すると平均で年間、小学校就学前までがおおよそ18万7,000円で、そして小学生がおおよそ8万9,000円、中学生が7万1,000円となっています。そして若い保護者、お父さん、お母さんほど所得が低いということも考えてですね、正に子育て支援ということで小学生前までをしっかりと応援するという考え方に県は立っております。

医療費を無料にしろとか、高速道路も無料にしろ、子ども手当は増やせ、年金も増やせ、ただし保険料増やすな、道路もつくれ、増税はするな、次いでに借金もするなと、なかなかそうした議論に県としてはなかなかそれにくみするわけにはいかない。比較的47都道府県の中では良好な、厳しいなりに財政をしているということでございますので、こうしたことも御理解の上、正しく健全財政を維持しながら、なおかつ医療費のかかる小学校就学前まではしっかり補助をするというこの仕組みについても御理解を賜りたいと思いますし、今後の経済情勢などの展開によっては、また改めて御指摘いただいた部分についても分らないのではありますので、是非そのときにまた検討させていただきたいと思っております。

次に、県立病院についてのお尋ねのうち、県立小児医療センターの耐震化と総合周産期母子医療センターへの拡充についてでございます。

母体の救命などの集中治療については、本来の成人の集中治療ができる総合病院で対応することが望ましいものだと思います。したがって、小児の専門病院が総合周産期母子医療に対応するには、

高いハードルをクリアする必要があると思います。一方、平成22年に改正された国の整備指針では、埼玉県の新児集中治療室では150床から180床程度が必要だとしております。現在、県内における整備数が98床で、まだまだ不足しておりますので、新生児への対応についても本県の医療政策上の課題としてしっかり受け止めております。

そこで、小児医療センターの耐震化に併せ、周産期医療に関するセンターの機能の在り方を現在検討をしておるところでございます。

次に、高等技術専門校の拡充についてのお尋ねのうち、高等技術専門校の作品を県庁や県議会、出先の施設などに展示してはどうかについてであります。全く同感でございます。正しく各高等技術専門校のそれぞれの優れた作品というものをしっかりPRすることによって、この高技専の役割というものがしっかりと見直され、そして高技専が正しく、より技術を持った技術者として世の中で活躍している、あるいは活躍できるということアピールするチャンスでございますので、それぞれの機関で機会あるごとに展示、PRに努めていきたいと思っております。

次に、住宅リフォームに対する助成で地域経済の活性化のお尋ねでございます。

埼玉県における住宅リフォーム市場が増改築を含めると3,000億円の規模と推計され、正しく成熟市場と言われております。こうした中、県としては太陽光発電、省エネ対策、障害者の居宅改善のリフォーム補助に取り組んでまいりました。これらは単にリフォームの支援というよりは、社会的な政策課題である環境対策やバリアフリー対策として推進してきました。また、国においても同じような趣旨から、住宅エコポイントや介護保険制度における住宅改修などの補助制度が設けられております。

今後、住宅に関する新たな政策課題が出てくれば、それに対応しながら次から次にいろんな考え方を持っていくということだと思っておりますが、単に住宅リフォーム一般に助成するという話になると、そうした政策誘導というよりは個人の

資産に税金の投入ということになりかねませんので、場合によっては、社会的コンセンサスは得にくいのではないかとこのように思っております。地域経済の活性化で一定の評価はございますが、やはり新規住宅なんかの利子の補給であるとか、あるいは企業誘致であるとか幅広な雇用対策などが、むしろ地域経済の活性化にはつながるのではないかとこのように思っております。

したがって、住宅リフォーム全体を対象とした助成制度については、慎重に検討すべきものではないかと、現在のところ私はそう思っております。

次に、住宅の確保についてのお尋ねのうち、県営住宅の増設についてでございます。

県営住宅は少子高齢化や所得格差の拡大などが進む中で、住まいのセーフティネットとして重要な役割を果たしております。このため2万7,000戸の県営住宅の3分の1に当たる昭和40年代以前に建築された古い住宅について建替えを積極的に進め、戸数の確保に取り組んでおります。また、民間賃貸住宅の借上げについても特に応募倍率が高く、需要の多い県南部を中心に平成14年度から現在までに466戸を供給しております。

近県における19年度から22年度までの4年間で県営住宅の着工戸数を見ましても、神奈川県は451戸、千葉県は186戸であるのに対し、埼玉県は1,990戸も着工実績を上げております。先ほど市町村の公営住宅が最下位じゃないんですが46位だという御指摘もいただいております。しかし、東京都の都営住宅や370万からいる横浜市の市営住宅、あるいは川崎市の市営住宅などと、そうした大規模の都市のない埼玉県の市町村の公営住宅と余り比較するのはいかがかなと私は思っておりますので、この点については是非御理解を賜りたいと思っております。

それから、県営住宅そのものは全国で35番目につくっておりますし、応募倍数もまだ6倍、7倍じゃないかということで言われておりますが、21年度は6.2倍で東京都の27.7倍とか、神奈川県は11.3倍に比べると比較的健闘している、こ

のようにも御理解を賜りたいというふうに思っております。

いずれにしても、新規建設や未利用県有地を活用してどんどんつくれというお話もございますが、やはり既存の県営住宅をしっかりと建替えをすることが、現在においては一番早い近道でございますので、この点について御理解も賜りたいというふうに思っております。

最後に、埼玉農業の振興についてのお尋ねのうち、県産米彩のかがやきなど猛暑被害の対応と生産農家の救済についてでございますが、県では御承知のとおり、新行財政改革プログラムで平成23年度に県民1万人に対して県職員を11人台にする目標を掲げて、最小・最強の県庁実現に取り組んでいるところでございます。

農林部においても県庁全体の職員定数を見直す中で、より簡素な効率的な組織になるように努めたところでございます。農村人口が減少しているという現況の中で、おのずから農林部の減少率が高くなるということについても御理解を賜りたいと思っております。

いずれにしても行政に求められているのは時代のニーズに的確に対応できるかどうか、そしてできるだけ選択と集中の観点から、例えば担い手育成や農地の有効活用、真に求められている課題の解決、そういったところを重点的に増員すべきだという考え方でやってまいりました。今回の彩のかがやきの猛暑被害の対応と生産農家の救済は、正に力を入れていくべき課題でございます。しかし、それが研究員が減らしたからとかという世界ではございません。実証実験や技術普及こういったものが必要なところには手厚く配置するような努力もしておりますし、今後も必要なところに人員は厚く、あるいは適切に配置していきたいというふうに思っております。どうぞ御理解も賜りたいと思っております。

〔「TPPは」と言う人あり〕

A 上田清司知事

大変失礼しました。

次に、環太平洋経済連携協定（TPP）への日本の参加問題についてでございます。

先ほど北海道の数字なども上げられました。TPPへの参加による本県の農業生産や関連産業の影響試算、これは前提条件をどうするかでも極端に数字が変わってまいります。したがって、試算を行うのであれば、品目ごとに裏付けのしっかりとした条件設定する必要がございますので、そう簡単ではありません。比較的自分たちが好む前提を用意した形での数字を上げることだったら簡単ではありますが、より客観性を求めるような形での数字の上げ方というのは慎重になるべきだと思っておりますので、数字が一人歩きすることのないように、説得力のある試算を私たちはしたいと思っておりますので、急いで出しているわけではありません。今、十分関係係局で検討させていただいておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

いずれにしても、日本農業について高い評価をしていただいていることについては、本当に感謝します。

A 降田宏保健医療部長

御質問1、国民健康保険の保険税引下げと広域化についてお答えを申し上げます。

繰入れをやめた場合の国保税の負担増についてでございますが、保険税は保険者である市町村が主体的に決定しております。保険制度を維持するためには被保険者同士が助け合う、すなわち相扶共済の理念の下、被保険者の応分の負担が不可欠であります。一般会計繰入れにつきましては、収納率の向上、医療費の抑制、事業運営の効率化と合わせて縮小を図るべきものと考えております。各保険者ごとに一般会計繰入額と被保険者数が異なるため、1人当たりの負担の増加額はかなりの偏差がございますので、一概に保険税負担額について県として申し上げることは困難でございます。

次に、御質問2、どの子ども安心してかかれる医療についての(2)小児救急医療体制の整備についてでございます。

県では地域の実情に応じて輪番制、又は拠点病

院方式により小児二次救急医療体制を整備しております。川越市に隣接したこの地域はしっかりとした二次救急医療が提供されているものと認識しており、このため当面はこの方式により小児救急医療体制の維持を図ってまいります。

次に、この地域の民間医療機関が新たに二次救急に参画することについてですが、小児科医師の確保のほか輪番制を確立するには二次救急医療を担える複数の病院が必要になることなど大きな課題がございます。このため、この病院が将来的にどのように小児医療機能を強化し、医師の確保を図るかなどを見極めながら対応していきたいと考えております。

A 名和肇病院事業管理者

御質問3、県立病院についてお答えを申し上げます。

まず、(1)県立病院の地方独立行政法人化についてでございます。

現在、約200ある都道府県立病院のうち、12都府県の31病院が地方独立行政法人化しております。これらの病院の多くは地方自治体の直轄から独立行政法人に移行しております。一方、埼玉県におきましては、平成14年度から地方公営企業法の全部を適用して経営改善に取り組んでまいりました。その結果、公営企業としての成果も上がっておりますことから、今後も独立行政法人化することによるメリット、デメリットについても検討していきます。検討に当たりましては、三次医療機関として地域医療を支え、県民サービスの向上と効率的な経営を進めるという観点から考えてまいります。

次に、(2)県立小児医療センターの耐震化と総合周産期母子医療センターへの拡充についてでございます。

小児医療センターは昭和58年のオープンで、鉄筋4階建て、延べ床面積2万6,000平方メートル、病床数300床の小児専門病院でございます。竣工から27年が経過し、施設が老朽化しており、耐震性がやや劣ることが判明しております。患者が

入院されている病棟部分を中心に全体の約半分の建物について耐震化が必要でございます。

耐震化につきましては、仮設病棟をつくり耐震化を行う手法や新たな病棟を整備する手法がございます。現在、入院患者への工事の影響や整備コストなどを含めて検討を進めております。

A 松岡進産業労働部長

御質問4、高等技術専門校の拡充についてお答えを申し上げます。

まず定員枠の拡大と廃止した飯能校の再活用についてでございます。

職業訓練科目は大きく分けてものづくり系とサービス系の2つに分かれますが、応募倍率はものづくり系が約1倍から3倍、サービス系が約1倍から3.5倍となっております。特殊な機器や設備を使う科目は大幅に定員を増やすことはできないが、民間でできるものは民間に委託し、柔軟に対応しております。

旧飯能校につきましては、地域産業の実情や県民の利便性などを踏まえ、平成15年度から始まった高等技術専門校の再編整備により見直しを行ってまいりました。旧飯能校は平成16年度から川越校の分校とし、平成20年度をもって分校を廃止いたしました。その特色であった木工工芸科は川越校に移管され、現在も訓練を続けております。

今後も現在の6校1分校において地域ニーズを踏まえた職業訓練を行うとともに、応募者が定員を超える訓練科目につきましては民間教育機関も活用し、求職者のニーズに応じてまいります。

次に、授業料の減免についてでございますが、離転職者の多い1年未満の短期の訓練はすべて無料で実施しております。一方、スキルアップのための1年以上の訓練につきましては、受益者負担の原則により平成17年度から有料としております。ただし、生活保護を受給する家庭など特別な事情のある方については、減免の制度を設けており、現在48人の生徒が授業料の免除を受けております。訓練期間の違いなどから単純に比較はで

きませんが、平成22年度の総訓練定員5,742人のうち約9割の生徒は無料となっており、既に負担の軽減は図られているものと考えております。

厳しい雇用情勢が続く中、離転職者やスキルアップを目指す若者たちが1日でも早く希望の職に就けるよう、今後も必要な訓練をしっかりと実施してまいります。

A 吉村直樹都市整備部長

御質問5、住宅リフォームに対する助成で地域経済の活性化をについてお答えを申し上げます。

まず、県内の23市町で実施している住宅リフォーム助成制度の利用実績についてでございます。利用件数といたしましては、平成21年度の実績は20市町合計で1,450件、補助金の総額といたしましては合計1億270万円ほどとなっております。

また、経済波及効果につきましては、この助成による事業誘発効果を各市町におかれては確認されておりませんので、現段階では算出することができません。

次に、御質問6、住宅の確保対策についての(2)高齢者向け優良賃貸住宅の普及促進についてお答え申し上げます。

高齢者向け優良賃貸住宅につきましては、平成11年度に国の制度化に伴い、県と市町村が賃貸住宅を整備する事業者に対し助成する制度としてスタートいたしました。しかし、家賃補助について市町村の財政的負担が長期にわたって発生するため、市町村からの要望もなくなり、平成16年度に県の補助制度は廃止したものでございます。

このように長期的に市町村の財政負担が生じる住宅制度は、市町村に受け入れてもらうことはなかなか難しい状況でございます。現在、国において高齢者向け優良賃貸住宅や有料老人ホームなど国土交通省と厚生労働省にまたがる複雑な制度について、一元化への見直し着手したとのことでございます。

今回の見直しでは、高齢者向けの賃貸住宅を整備する事業者に国が建設費を直接補助する制度や、情報一元化のための新たな登録制度の創設など、

高齢者向け賃貸住宅の幅広い供給促進策を検討していると聞いております。県としてもこうした制度の見直しの方向を見定めて、優良な高齢者向け賃貸住宅が供給されるよう努めてまいります。

A 前島富雄教育長

御質問7、特別支援学校の過密解消と教育条件整備についてお答えを申し上げます。

まず、(1)特別支援学校の新設計画についてでございます。

本県における特別支援学校の児童生徒数につきましては、国立社会保障・人口問題研究所から出されているデータなどを基に推計しております。現時点では平成29年頃まで増加傾向が続き、その後緩やかに減少していくものと見込んでおります。県ではこれまで南部地域、西部地域の対策に取り組み、さらに来年4月には北部地域に深谷はばたき特別支援学校を開校するなど、順次特別支援学校の教室不足対策を進めてまいりました。また、東部地域の肢体不自由特別支援学校への対策として、病弱の児童生徒を対象としている蓮田特別支援学校に肢体不自由教育部門を設置してまいります。

議員お話しのとおり、東部地域や川口市内にある知的障害特別支援学校は過密の状況であると認識しております。このため教室不足の解消に向け鋭意検討を進めております。県といたしましては、今後とも障害のある子供たちが安心して充実した学校生活を送れるよう教育環境の整備を図るとともに、教室不足の解消に努めてまいります。

次に、(2)学校管理費の増額についてでございます。

特別支援学校の光熱費や消耗品等に使われる1人当たりの需要費の予算につきましては、平成18年度の約11万7,000円から、平成22年度には約10万4,000円と約1割減少しております。しかしながら、特別支援学校全体では平成18年度の約5億2,500万円に対し、平成22年度には約5億8,500万円と増額しており、1校当たりでもほぼ同水準を維持しております。厳しい財政事情の

中、各学校では児童生徒の学習環境を維持することを最優先としていろいろな工夫をして節約に励んでいるところでございます。

冷房などの空調の費用につきましては児童生徒の健康に直接関わる部分でもございますので、天候の影響などにより予算に不足が生じた場合には、毎年度各学校からの相談に応じて別途措置しております。

特別支援学校の管理につきましては、必要となる予算を最優先で確保してきたところでございますが、今後とも所要の予算確保に努めてまいりたいと存じます。

A 西崎泉農林部長

御質問8、埼玉農業の振興についてお答え申し上げます。

まず、(1)県産米の彩のかがやきなど猛暑被害への対応と生産農家の救済についてでございます。

規格外となった米の販売は過去に経験がなく、それを大量に売ることができるのか大変危惧しておりました。このため大手量販店や米穀小売業者などへの規格外米の取扱いをお願いしてまいりました。また、量販店や各種イベントの場などで知事が先頭に立って試食販売を行い、味に遜色がないことを実際に味わってもらうなどPRに努めました。そうした結果、彩のかがやきを新たに取扱うことを決めてくれた店舗も増え、常時購入ができる店舗数が563、期日限定の特別販売も含めると約830店舗となっています。現在も大手のスーパーやデパートから新たに取扱いたいという相談が寄せられています。

全農埼玉県本部からは、規格外の彩のかがやきは順調に販売見込みが立ってきていると聞いております。今後も県民の皆様に一層の御支援をいただけるようにしながら、関係団体と連携して販売促進に努めます。

次に、共済金の見通しについてですが、共済金については刈り取り前に被害申告がされた約4,300件、面積で590ヘクタールが対象となります。共済金額については、今回の高温障害による

品質低下を減収量とみなすこととされた中、農家ごとの算定作業が行われているところです。支払いについては、年内を目途として作業が進められております。

また、収穫後の申告では共済金の対象とならないという共済制度に関して、10月27日、知事が直接農林水産大臣に共済適用できるよう要望を行ったところです。

次に、(2)環太平洋経済連携協定(TPP)への日本の参加問題についてです。

農業の県土保全機能は、水田をはじめとする農地において農業生産が行われることによって継続して発揮されるものです。したがって、県土保全機能への影響を試算するには、農業生産への影響の試算が前提となります。その試算については前提条件をどう設定するか、それによって結果が大きく変わってまいりますので、埼玉農業の実態に即した客観性のある影響試算がどうすれば可能か検討いたします。

Q 山川すみえ議員(再質問)

それでは、再質問を行わせていただきます。

住宅リフォーム制度についてです。

知事のお答えでは、慎重に検討するとおっしゃっていただきましたので、その検討する中に、個人財産だというような問題もあるということをおっしゃっていました。そこで、国土交通省住宅局住宅生産課の住宅振興室長の方が、9年の12月に意見交換会の中で全建総連の質問にこう答えていらっしゃいます。まず質問は、「少くない地方自治体で個人財産に対する公費の投入に否定的な考えがありますが」というふうに質問したのに対して「国土交通省は、住生活基本計画、全国計画にも記載があるように単に個人の私的財産と考えているのではない。都市や街並みの重要な要素として環境に大きく影響を及ぼし、社会性を有する。従来個人資産に公費を投入しづらいという考えがあったが、今は一般的と決して思わない」と答えていらっしゃいます。

また、私が言うまでもなく日経連が今年3月に

発表した提言「住生活の向上につながる成長戦略を求める」の中で「住宅は人々が日々の生活を営み、良好な街並みや地域コミュニティを形成するのに不可欠であり、個人資産にとどまらない社会的資産である」というふうに書かれてあります。

今日の新聞「赤旗」によりますと、山形県は実施に向けて全市町村から聞き取り調査をしている。できるだけ利用しやすいものにしたいと、山形県でもこの準備を進めているようです。秋田の知事は、お金の地域循環が大切とこの事業を開始しました。もう埼玉県は既にやっているところもありますから、こういう意見も検討内容の中に入れていただきまして、もう一度お答えを願いたいと思います。

もう一つは、小児救急の問題です。

ふじみ野市内の管轄の中で、新しい病院が輪番の救急を引き受けたいという構想を持っているというお話をしました。しかし、こういう意欲のあるところに対して、県が支援するのは当然なことだと思うんですよ。救急隊は地域医療、医療圏内の医療機関でやりたいと言っていますし、私もそう思うんです。取り上げた民間病院は、2年半後にはベッドも確保して小児二次救急を引き受けたいという構想をお持ちだ。是非地域の医療の充実の観点からも支援を考えていただきますよう、再度御質問を申し上げます。

以上です。

A 上田清司知事

山川すみえ議員の再質問にお答えいたします。

国土交通省のさる室長の見解で、住宅も良好な街並みだとかそういう過程になっていけば、個人の資産ではなくて全体の資産であるというそういう考え方にも立てるといようなお話、全くそのとおりだと思っております。したがって、私たちはこれからの環境政策を先取りする形で、太陽光発電の補助率は東京都に次いで2番目、そしてその設置の数は全国で3番目に進んでおりますし、そしてまた環境対策にとどまらずバリアフリーだとか、少子高齢化対策につながるようなことに関

しては一石二鳥、三鳥にもなるという形で、正しく全体の資産につながるというような考え方でやっているものを行っているところでございます。

ただ、残念ながら今市町村で行われているものは少額補助でございまして。したがって、申請やあるいは詐欺なんかの防止に基づく検査などで手間もかかりますので、広域自治体である県にはちょっとなじみにくい、やるとすればやはり市町村の話なのかなというふうに思っております。

また、おのずから現在行われている畳、ふすま、こういったもの張替えとかという話は、全体の資産にはつながりにくい。やはりこれは街並み全体をそろえるというときに、例えば川越みみたいな蔵造りの街並みであればフロントの部分だけでもそういうものに合わせていくとか、そういう全体の街並みに対して個人資産に対しても補助をするというのがやはりなじみやすいもので、内側のものに関しては、それはもう市町村のいわば一種の生活支援みたいな形での助成制度なのかなというふ

うに私は思っておりますので、そういう視点で今一度こうした御指摘もありましたので、担当のところではなじむものかなじまないものか改めて、私はそういう考え方を持っていますが、担当部局でも検討させていただきます。

A 降田宏保健医療部長

山川すみえ議員の御質問2、どの子も安心してかかる医療についての(2)小児救急医療体制の整備についての再質問にお答えを申し上げます。

具体的にはこの民間医療機関からまだ相談がございませんが、小児二次救急医療を行うためには、入院が必要な重症の小児患者に対応可能な小児科医師等の確保が必要になります。このためには、小児科医を常勤で複数確保する必要があります。意欲だけでなく、自らの医師確保の状況などを十分確認させていただいた上で、必要な対応を図っていきたいと思います。

2 議員提出議案「埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例」に対する 柳下礼子議員の質疑

2010年12月13日

Q 柳下礼子議員

日本共産党の柳下礼子です。日本共産党県議団を代表し、議第37号議案「埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例」について、提案者に質疑いたします。

7月25日に秩父山中で起きた防災ヘリコプターの墜落事故は、誠に痛ましい事故であり、人命救助に当たっていた防災航空隊員や機長、副操縦士ら5人の尊い命が失われたことは極めて残念でなりません。

今回の条例提案は、こうした事故の再発防止のために万全の対策を講じる必要があるという理由で提出したという提案者の御説明でしたが、幾つか疑問点がありますので提案者に質問いたします。

最初に、なぜ条例化なのかという問題です。条

例案を読んでみましても、正直申し上げましてこれで再発防止になるのか大変疑問に思いました。防災航空隊の緊急運航につきましても、現在、埼玉県防災航空隊運営管理要綱と埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領に基づいて運用されていますが、現在の要綱や要領ではどのような不都合があるのでしょうか、具体的に御説明ください。

第二に、条例では第9条で知事に帰投命令又は活動停止命令の権限を与えていますが、なぜ知事にこのような権限を与えたのでしょうか。遭難や災害の現場の状況、気象条件等を見て航空機の安全を確保できるかどうかは、実際現場にいる運航指揮者にしか判断できず、知事にこうした権限を与えることはむしろ柔軟な対応を妨げ、的確な判断を誤ることになるのではないのでしょうか。現在の

緊急運航要領では、隊長にその権限を与え、隊長が出場要請団体と連絡をとった上で直ちに帰投命令又は活動停止命令を発するようになっていますが、このほうが適当かと思われませんが、提案者の説明を求めます。

第三に、防災ヘリコプターの適正な運航の確保や山岳遭難等の発生の抑止の観点から、附則において、山岳遭難に係る緊急運航に要した費用の遭難者等による負担及びその他の必要な方策について早急に対応するよう規定したとの説明であります。遭難者等による費用負担が適正な運航の確保や山岳遭難等の発生の抑止にどう結びつくのでしょうか。また、費用負担について山岳遭難に限定した理由はなぜでしょうか、分かりやすく御説明ください。

第四に、条例案では、山岳遭難に係る緊急運航に要した費用を遭難者等に負担させるとありますが、遭難者の過失のいかんを問わず費用負担をさせるお考えなのか。条例案では、この点について触れていませんが、なぜでしょうか。

第五に、遭難者等の費用負担について、本則ではなく附則に今後の対応として盛り込んだ理由について、法制度の整備がなされていないことや、費用を徴収しない他県との整合性など検討すべき課題があるからだという趣旨の御説明でしたが、遭難者等から費用負担を徴収することについて、現行法制度の上でどのような障害があるから取りやめたのでしょうか。また早急に対応するとありますが、どのくらいの期間をもって早急というのでしょうか。

第六に、遭難者等から負担を徴収するとなると、本県における山岳スポーツ・レクリエーション活動の抑制につながるおそれはないかという問題です。本県には、奥武蔵や秩父などの西部山岳地帯があり、県内はもちろん首都圏などから多くの登山者やハイカーが訪れています。そうした登山客やハイカーが山岳で遭難した場合、後で救難救助に要した費用を負担しなければならないとなると本県における山岳スポーツ・レクリエーション活動の萎縮をもたらし、観光客を遠ざけることにな

らないでしょうか。提案者は、この点についてどうお考えでしょうか、以上、提案者よりお答えください。

以上です。

A 長沼威議員

柳下礼子議員の御質問に対してお答えを申し上げます。

まず防災航空隊の運営管理に関する要綱・要領があるにもかかわらず条例化する理由ということでございますけれども、現行の要綱・要領でおおむね定められてはおりますけれども、現状では規定の関係が非常に複雑であり、今後の市町村消防への適切な支援のためには、基本的な事項を条例で明確に規定するとともに、新たに総合運航規程の制定等を義務付けることが必要だと考えるからであります。

それから、知事に防災航空隊に対する帰投命令権を与えている理由ですが、条例においては執行機関である知事に対し、防災航空隊への帰投命令や活動停止命令を発することを義務付けて権限を明確にしているわけでございます。そして、知事は、必要に応じて部下である防災航空センター所長等に命令の権限を委任することができるものと考えております。

それから、防災ヘリプターの適正な運航の確保と遭難抑止を図ることと、山岳遭難者に費用負担を求めることとの関係についてですけれども、仮に登山者がいつでも無償で救助してもらえるとそういう安易な考えで無謀な登山をして、その結果、遭難するというようなことがあるとすれば一定の抑止効果があり、適正な運航につながるものと考えます。

それから、費用負担を求めることを山岳遭難に限定した理由ですけれども、防災ヘリコプターの本来の使用目的であります災害救助は当然除外をされております。登山は、自らの意思で危険の伴うところに行くわけでありますから、そこには当然自己責任が問われてしかるべきであります。特に危険性が高い山岳遭難に限定したというのも、

そういう理由からであります。

それから、遭難者の過失の有無を問わずに費用負担をさせるのかということでございますけれども、条例には規定しておりませんが、遭難者の責めが大きい場合には費用負担を求めるべきと考えております。これについては、今後の対応の中で検討、精査されるべき事項と考えます。

それから、費用負担について現行制度でどのような障害があるのかと、またどのくらいの期間をもって早急ということでございますけれども、現行の消防組織法や地方自治法では防災航空隊による救助に要した費用の徴収をするということは想定されておられません。したがって、法的根拠についてはまだ様々な意見があり、また意見も分かれるところであります。

また、早急にとの意味するところは何かということですが、例えば費用の負担については関係機関との調整や国への制度整備の提言、また県の制度の整備など様々なものが考えられます。その他の方策としても安全な登山に向けた啓発、登山保険の加入の指導など様々なものが考えられます。これらの方策の内容に応じて必要な期間もそれぞれに異なってまいりますので、したがって早急にとはそれぞれの方策についてできるだけ早くということで、期限が不確定であるということだと考えております。

また、本条例の意図するところはということでございますけれども、無謀で安易な登山による山岳遭難や事故を防止することにあることは当然であります。したがって、直ちに御心配のようにレクリエーション、あるいは山岳スポーツ等の抑制につながるおそれはないと考えております。

以上であります。(拍手起こる)

Q 柳下礼子議員

再度質問いたします。

特に私が質問したいのは、先ほども自民党の県議の質問の中で、スポーツの振興ということが言われておりました。この中で、スポーツは楽しい、65歳以上は埼玉県では1位というのがありまし

た。特に中高年者がスポーツをする場合に、誰もが遭難することを前提にしては山には登りません。ですから当然、準備をしたり、訓練をしたりするというふうに思うんですね。

そこで、お聞きしますけれども、遭難者の過失のいかんを問わず費用負担をさせるというこの質問に対して、いつでも救助してもらえるんだというふうに考えると安易な登山になっちゃうと思うんですけども、私が今話したように遭難者等の責任に帰する遭難か、そうでない遭難か、判断する場合には、誰がどのような基準で判断するのか。危険なところに行くにしても自己責任が当然あるんだとおっしゃるんですけども、これについては自分自身の体力の問題やあるいは客観的な条件の問題とかいろいろあると思うんですね。ですから、この判断というのは大変難しいと思うんですけども、この点についてどう考えるのかということですね。

それから、もう一つ、二点目ですけども、資力のない方が年金者だとか、あるいは生活保護を受けている方だとか、この方が登山をした場合、そして遭難した場合に支払い能力がなかったら安心してスポーツもレクリエーションも楽しむことができないというふうに考えるんですけども、この点についてはどう考えますか。

以上、2点お願いします。

A 長沼威議員

質問がただらとして、ちょっと最初が意味が分からなかったんですけども、いつも無償で救助してもらえるというような安易な考えで登山をしている人はいないというような質問だったんですかね、最初がちょっと分からなかったです。

〔何事か言う人あり〕

A 長沼威議員

質問は分かりました。そういう私たちは、常識的にですね、そういう事態に陥りやすいというふうに考えているわけであります。

それから、誰がどのように判断するのか難しい

ということでございますけれども、これは今後の対応の中で考えていくことであります。

それから、資力のない人が登山した場合にということでございますけれども、常識的に資力のな

い人、困窮している人は余り登山なんかしないんじゃないかと、そのように思っております。

以上であります。(拍手起こる)

3 福祉保健医療委員会における柳下礼子議員の質疑 (要旨)

2010年12月15日

◆福祉部関係

Q 柳下礼子議員

1 奥武蔵あじさい館条例第1条にあるとおり、同館は、高齢者、障害者及び母子に対し、レクリエーションその他休養のための便宜を供与し、その健康の増進と世代間交流を図るための施設であり、普通の宿泊施設と違い福祉的摘施設であることから、今後もこの設立目的に沿ってさらに充実させていくべきである。自主事業も頑張っている。奥武蔵あじさい館の整備等に対して飯能市も費用負担をしている。雇用の問題もある。利用者の評判も良く、地元も存続を希望している中で、1年間で民間譲渡を含めて結論を出すというのは、福祉の後退につながるのではないか。

〈埼玉県母子福祉センター条例の一部改正について〉

- 2 母子家庭が増えているが、県内の世帯数を教えてほしい。
- 3 母子福祉センターを県の直営にする理由は何か。
- 4 母子福祉センターの業務内容と平成21年度の業務実績について教えてほしい。
- 5 県内4か所の福祉事務所に母子福祉センターが置かれるが、今後の相談体制はどうなるのか。

A 福祉部長

1 例えば、利用料金については、奥武蔵あじさい館が1泊2食付で7,830円であるのに対し、近隣施設では、秩父市の星音の湯ばいえるが

8,800円、せせらぎ荘が8,700円、長瀨町のグリーンホテルが8,400円、養浩亭が7,000円と、同館とあまり変わらない料金設定となっている。

同様の設立目的を持っていた長瀨町の白鳥荘も民間譲渡を行ったところであり、県が宿泊施設を運営するという役割は薄らいでいると考えている。

飯能市が負担した費用の問題については、市とも協議を続けているが、水道施設等については、同館のためだけでなく、地元の住民のための負担も含まれている。

あくまでも事業を存続するという前提でしっかり取り組んでまいりたい。

A こども安全課長

- 2 県内の母子世帯数は、約79,000世帯である。
- 3 母子福祉センターは、生活相談や就業相談などを行い、母子家庭の自立を支援している。また、県の福祉事務所においても、生活保護や介護保険業務のほか、母子寡婦福祉資金の貸付業務や生活相談などを行っている。このように母子家庭の自立支援については、2つの機関が類似する業務を行っている現状にあった。このため、母子福祉センターの今後の運営のあり方について検証を行った。サービス面については、4か所の県福祉事務所に母子福祉センターを置き、生活相談から母子寡婦福祉資金の貸付業務や就業相談などの幅広いサービスをワンストップで提供することが可能になると判断をした。コスト面については、一体的に業務を行うことにより、約1千万円の運営コストの削減が図ら

れる。このように、サービスとコストの両面で指定管理より直営の方がメリットが大きいと判断した。

- 4 母子福祉センターでは、生活相談、就業相談及び法律相談を実施している。相談件数は、全体で約5,000件である。内訳は、生活相談が約2,700件、就業相談が約2,200件、法律相談が約100件である。この他に、子育て支援セミナーや就業支援講習会を実施しており、大変喜ばれている。
- 5 母子福祉センターで働いている母子寡婦福祉連合会の相談員が培ってきた相談業務のノウハウは、非常に貴重な財産であり、相談員の方々には、今後も継続して相談業務に従事していただきたいと考えている。また、福祉事務所の相談員にも、母子福祉センターで研修を行うなどして、新しい体制においても円滑に相談業務が行えるよう努めてまいりたい。

Q 柳下議員

- 1 奥武蔵あじさい館の建設に当たっては、飯能市も負担金を払っているが、具体的にはどのようになっているのか。
- 2 民間に譲渡した場合、同館の設立目的や減免制度など福祉の側面は引き継がれるのか。民間は利潤追求であり、福祉的な目的を持ったこの施設を本来の目的どおり運営していくことは難しいのではないかと。県が運営する役割は薄らいできたというがそうではない。長引く不況の中、高齢者、障害者及び母子世帯の暮らしの実態は大変な状況である。
- 3 母子福祉センターについて、今まで相談業務に従事してきた母子寡婦福祉連合会の相談員を含め、職員が職を失うことがないようにしてもらいたい。業務はすべて引き継がれるということでのよいのか。

A 福祉部長

- 2 民間宿泊施設でも、高齢者及び障害者に対するサービスは向上してきており、奥武蔵あじさい

館でなければできないということはない。宿泊施設としての継続を前提に飯能市と協議をしていく。

A 高齢介護課長

- 1 奥武蔵あじさい館の建設に当たっては、飯能市との協議の結果、用地購入相当額5億8千万円を負担していただくこととなった。この額から、市が別途負担していた道路整備の工事費8千万円を控除し、さらに、給水設備工事費5億5千万円のうち県負担分である3分の1を控除した残り3億円について、平成7年度から平成9年度にかけて毎年度1億円ずつ寄付金として納めていただいたものである。

A こども安全課長

- 3 母子福祉センターの相談員については、引き続き相談業務に従事していただきたいと考えている。現在母子福祉センターで行っている業務については、すべて福祉事務所に引継ぎ、県民サービスが低下しないようにする。

Q 柳下議員

飯能市議会の全員協議会でも、県が「指定出資法人あり方検討委員会」の報告に基づき民間譲渡を検討していることが報告されており、地域住民も危惧している。民間譲渡してしまうと、施設設置目的が達成できなくなるのではないかと。

A 福祉部長

宿泊施設の存続を前提に考えていく。民間譲渡ありきではなく、飯能市への無償譲渡を含めて、いくつもの選択肢について幅広く検討していく。

◆保健医療部関係

Q 柳下議員

医療施設耐震化基金積立金について、対象となる病院はどこか。

A 医療整備課長

今回の積立基金により補助対象となる病院は、所沢市で産科医療を行っている瀬戸病院である。

Q 柳下議員

瀬戸病院のほかに県内で耐震化が完了していない病院を把握しているのか。把握している場合、どのような対策を講じているのか。

A 医療整備課長

県内すべての病院に対し、平成22年10月に耐震改修の状況調査を実施した結果によれば、新耐震基準をすべて満たしている病院が60.3%、新耐震基準を一部満たしている病院が23.9%、全く新耐震基準を満たしていない病院が2.6%、耐震診断そのものを行っていない病院が9.5%であった。

耐震化が完了していない病院に対しては、毎年、耐震改修の状況調査を行っていく中で、県の耐震診断に関する補助制度を活用するよう働きかけている。今回の基金積立は国の交付金によるものだが、県の通常メニューの補助金等も活用しながら、耐震化を進めるよう、県内の病院に対し働きかけていく。

〈議案に対する討論〉**柳下礼子議員**

1 第156号議案に、反対の立場から討論する。

奥武蔵あじさい館の指定管理者の指定については、「指定出資法人あり方検討委員会」で「県が宿泊施設を設置する必要性に乏しいことから民間への譲渡を検討すべき」としていることから、それを受けて指定管理期間を1年間とし、その間に民間譲渡に向けて検討するようなものであり反対である。

奥武蔵あじさい館は、奥武蔵あじさい館条例第1条にあるとおり、単なる宿泊施設ではなく福祉的施設であり、民間譲渡しないで欲しいということが利用者及び市民の願いである。長引く不況の中で、高齢者、障害者及び母子世帯の

暮らしの実態を考えれば、今、県がやるべき事は、同館を譲渡するための検討ではなく、条例に沿ってその目的を達成するために利用者の声を聞くことではないか。不安をかき立てるような、民間譲渡を前提にした1年間の指定管理期間の設定には賛成できない。

2 第136号議案に、賛成の立場から討論する。

埼玉県母子福祉センターの条例改正は賛成だが、埼玉県男女共同参画推進センターとの連携など、都市部での充実をしっかりやって欲しい。

〈行政報告に対する質疑〉**「埼玉県市町村国保広域化等支援方針（案）について」****Q 柳下議員**

1 平成21年3月の「国保の広域化に関する研究会」の報告では、一般会計からの繰入れを止めた場合、確実に保険税の負担増になるとされているが、どのくらいの負担増になるか試算はあるのか。

2 研究会の報告書について市町村へのアンケートを実施したとのことだが、その結果を見ると市町村は苦悩していることが分かる。広域化に反対する市町村は2割だが、被保険者数で見ると全体の4割を占めている。また、賛成した市町村は8割であったが、条件付きで賛成といったものもあった。それはどのような条件だったのか。

3 目標とする収納率の設定を89%から92%としているが、県が決めた目標値を達成するために、市町村に過激な徴税活動を押し付けるおそれはないのか。

4 国保税の負担は限界を超えていると感じる。国保税に係る納税緩和などについて、県や市町村で研究会を設置するとのことだが、どのような研究をどのような目処で行うのか。

A 国保医療課長

1 保険税そのものについて試算をしたわけではない。単純に一般会計から繰り入れている額を被

保険者数や世帯数で割ると、1人当たりの負担額が大きくなるということであるが、赤字の解消については保険税だけに転嫁するものではなく、収納率の向上等で対応していくものである。

- 2 研究会の報告書を各市町村に送付しアンケートを実施した結果、8割の市町村から賛成をいただいたが、半分が条件付きであった。政府の方針転換により、後期高齢者制度を廃止する流れがある状況のため、しばらく国の動向を見るべきとの留保条件であった。また、反対している市町村からも同様の意見があった。
- 3 現在356億円を一般会計から繰入れているが、現在の県平均収納率は86%であり、これを1%上げるだけで21億円上がる。仮に14%上げ収納率が100%になった場合には、294億円上がるので大半の赤字は解消することになる。

一般会計からの繰入れは通常赤字と言われるが、地財法で認められている制度であり、その時々々の保険財政の状況に応じ、首長の判断で議会の承認を得て行っていることから、保険財政の調整機能としての役割を果たしているものと認識している。

いずれにしても、市町村の自主的な判断によるものであり、県からの押し付けということはない。市町村職員が大変な苦勞をして徴税事務に当たっていることは、十分に認識している。

例えば、滞納された方について、短期保険証を交付することを促し、頻繁に被保険者と会う機会を設け納税相談を数多く行うなど、単純に取り立てるだけでなく様々な工夫を行っている。

- 4 税金を賦課したもののこれ以上取れないような人に対する処分停止の制度や、風水害や家業の廃止などの場合の減免制度及びその他軽減措置などに対応するためにシステム改修等が必要な場合、それぞれの市町村で個別に対応していくよりは広域化を図っていくほうが効率的な側面がある。このように、広域化を図ることで効率化を図ることができるような課題等について研究していく。

Q 柳下議員

- 1 後期高齢者制度廃止の受け皿というが、今急いでやらなくとも、国の動向を見るべきである。そもそも75歳で区切ること自体が差別であり本制度には反対であるが、本制度を廃止することと国保の広域化を合わせて考えることには問題がある。

市町村でやみくもに一般会計から繰入れているところはない。医療費そのものを減免していないところもあることから、もっと減免制度を活用させることが大事ではないか。

- 2 今の国保は社会保障の重要な役割を担っている。健康診断も、最近では特定健康診査・特定保健指導が中心となり、本来の健診自体の中身が貧弱となっていることから膀胱がんも発見できないような状況である。県としてもっと助成すべきである。
- 3 徴収についても、減免制度の活用など抜本的な指導をすべきである。356億円の繰入れを県が肩代わりするのか。そのまま保険税に転嫁されれば保険税の値上げにつながるのではないか。
- 4 広域化すれば、保険税が確実に上がるというのが、市民の不安である。そもそも、国の補助率が下がったのが原因である。段階的に元に戻してもらいたいが、いかがか。

A 国保医療課長

- 1 減免は市町村の自主財源が痛むが、制度自体の周知を図っていく。
- 2 市町村に対しては、健康診断の補助金として13億円を予算化しており、必要額の3分の1を補助している。
- 3 収納率の向上、医療費の適正化及び事務の効率化等で保険税への影響を抑えていきたい。やみくもに転嫁はしないが、国保は保険税で成り立つものであり、応分の負担はいただかなければならないと考えている。
- 4 国の調整交付金は制度の変更毎に下がっており、現状維持を強く要望しているところである。

Q 柳下議員

収納率が89%から92%まで示されているが、保険税が払えない方々は生活が苦しくて払えないというケースが多い。国民年金も生活保護以下の金額で生活が苦しい。入院していても国保税が払えず退院もできないという事例も聞くことがある。収納率を上げるために厳しく取り立てるということについては、よく考えてもらいたい。

本年12月までに広域化方針を策定することで、平成22年度の市町村に対する国の調整交付金の減額措置である15億円が解除されるとのことだが、方針を作れば、その方針に基づいてやりなさいということになる。

市町村の状況はまちまちであり、機械的に実施すべきではない。

そもそも、このような重要な点を議会に諮らないことも問題だ。

A 国保医療課長

滞納者に対しては、実情に応じて減免等により対応していく。収納率は本来100%を目指すものであり、それぞれ各市町村が努力されているものであり、決して県から目標値を押しつけるものではない。

議会に対しては、本委員会で時間をいただいて報告させていただいた次第である。

〈埼玉県水道整備基本構想の改定について〉**Q 柳下議員**

1 段階的に広域化を進めるため、県内を12のブロックに分割したとのことであるが、ブロック分けの根拠はどのようなものか。また、このブロック分けに関して関係自治体の合意は得ているのか。

2 県営水道と垂直統合を進めていくことについて、県営水道の水源に一本化するのか。また、市町村で保有している水源の取扱いはどうするのか。

3 平成21年5月に設立した埼玉県広域化協議会にて協議を進めてきたようだが、市町村から

課題の提示はあったのか。

4 現構想では、平成14年度の1日最大給水量286万 m^3 に対し、平成27年度では311万 m^3 としているが、今後の見通しはどのようなものか。また、直近の実績と比較してどうなっているか。

5 本構想は、今後20年間の計画期間としているが、この間の需要水量はどのように見込んでいるか。

A 生活衛生課長

1 ブロック分けについては、市町村の意見を聞きながら、各地域の条件や県営水道の浄水場の位置及び送水管の布設状況を考慮して決定したものである。

2 水源については、現在、県営水道が75%、残りは市町村が保有する地下水などが25%の割合で供給しているところであるが、水需要が減っていく中でもこれらの水源を活用し供給を継続することを考えている。

3 市町村からの課題としては、老朽化施設への対応や耐震化等があった。

4 平成20年度実績値は約266万 m^3 であり、こうした実績を勘案し、平成27年度の予測値は約284万 m^3 と見込んでいる。

5 本想定における需要予測は、平成19年に実施したものである。近年の節水機器の普及に伴う水需要の減少等により、実績値は減少傾向にある。この点に関しては、今後の状況を勘案しながら、見直しも検討していく。

Q 柳下議員

節水機器の普及や少子高齢化等で、将来は水余りになるとも言われているが、いかがか。

A 生活衛生課長

水道水の供給の観点からは、ぎりぎりの供給ではなく、安全率を見込んだ供給能力の保持も必要と考えている。

4 産業労働企業委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）

2010年12月15日

◆産業労働部関係

Q 山川すみえ議員

- 1 緊急雇用創出基金事業において、基金事業終了後も継続雇用された人数について調査をしているか。
- 2 新聞報道によると、ハローワークを通じて求職者を新規雇用した場合に事業主に補助金が支給されるとのことである。同様に、宮城県や秋田県では、企業が新規雇用した場合に補助金を支給しているが、実態を調査しているか。また、埼玉県でも実施できないか。

A 就業支援課長

- 1 県各部局及び市町村に対し、平成21年度実績を調査した。それによると、県事業では、新規雇用の失業者2,313人のうち203人、市町村事業では新規雇用の失業者2,411人のうち206人が、基金事業終了後も継続雇用された。合計すると、新規雇用の失業者4,724人のうち409人、約8.7%の者が継続雇用された。今後も、事業を実施する中で継続雇用の調査をしていく。
- 2 ハローワークでは、新規雇用の場合にそのような事業があるが、本県では実施していない。宮城県、秋田県の実態を調査したい。

Q 山川議員

継続雇用については、平成22年度も引き続き調査して欲しい。

新規雇用の助成として、秋田県では、賃金の助成という形式で新規高卒者などを採用した場合に実施している。宮城県では採用した事業者に10万円から30万円の助成を行っている。仙台市では、新規高卒者100人を中小企業に橋渡ししている。

また、京都府は4か月間、府に直接雇用して、その間に就職活動ができるようにしている。和歌

山県は6か月間、県に直接雇用し、最長1年働きながら就職活動ができるようにしている。府県で直接雇用しているところもある。今後、是非研究していただきたい。（要望）

〈請願の審査〉

山川議員

「公契約基本法」の制定を求める意見書を国に提出することに賛成の立場から発言する。

野田市の公契約条例の前文には「国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講じることが不可欠である」と記載されている。先ほどの説明のとおり、平成22年までに800の自治体から国に意見書が出されている。そもそも野田市が条例を制定したのは、2005年に全国市長会、関東市長会、千葉県市長会が国において公契約基本法を作るよう決議した後である。国がなかなか制定しないので野田市として制定したのだが、きっかけは、千葉土建からの公契約条例の制定を求める陳情であった。

中小企業の仕事がない中、公が公の事業でワーキングプアを作ってはならない。何よりも低価格で悪質な工事が蔓延しては困る。労働者の生活を守る正当な賃金を公としてきちんと監督できるような公契約基本法が国において制定できるよう、本請願に賛成する。

◆企業局関係

Q 山川すみえ議員

- 1 資料2ページの「最適な浄水方法の実験調査」に記載されている各系列の浄水方法を導入する場合、費用はそれぞれどれくらいか。
- 2 この実験調査の結果、それぞれの系列毎に、これまでにどのような違いが確認されているか。
- 3 資料3ページの、送水管路の更新のための腐食状況調査では、「管の厚さが薄い小口径管の

更新を優先する。」とのことだが、小口径管の占める割合はどれくらいか。

4 浄水場施設の耐震化の最終年度はいつか。

A 水道業務課長

1 B系の浄水方法は、新三郷と同じように費用がかかるとすると、残りの施設が230万 m^3 で約600億円である。A系では、最後に膜が必要となるので1100億円かかる。C系では、A系の膜よりはるかに細かい膜で約1兆円と莫大な費用がかかる。しかし、同じような膜の需要が増えているので、今後コストが下がると予想される。

2 各系列の浄水効果は、トリハロメタンの除去については、C系のろ過膜が95%、B系のオゾンと生物活性炭が85%、A系の粉末活性炭が55%であった。かび臭の除去については、B系が100%、C系が97%、A系が95%であった。

3 小口径管の延長は、約130kmであり、更新が必要な管路265kmに占める割合は約50%である。

A 水道整備課長

4 耐用年数の長い物でコンクリート構造物が60年である。吉見浄水場は平成17年稼働、新三郷の二期が平成8年稼働、行田は昭和59年稼働であるので、耐用年数の最終年度としては平成70年～80年頃になる。機械施設等については耐用年数が20年程度であるので、今後も施設更新時に合わせて順次耐震化を図っていききたい。

Q 山川議員

1 B系が費用がかからず効果も高いようである。これからの政策になるが、この方式を大久保浄水場に導入するのか。

2 平成20年3月に国の耐震基準が明確化され、全ての施設を対象に震度6強の地震に対して対策を図ることになったとのことだが、法律で耐震化の期限はいつまでという規定があるのか。

3 小口径管の130kmは、口径が太いものより古い時期に埋設したものか。

4 小口径管は、埼玉県水道広域化検討委員会の報告書における12ブロックのうち、どこのブロックに多いのか。

A 水道業務課長

1 高度浄水処理を導入するかどうか、また、導入する場合は、どの系列をどこの浄水場に採用するか、最終的に、現在実施している実験の結果だけでなく、水質基準の動向や県民及び受水団体のニーズ、さらにコストも含めて総合的に検討していく。

2 耐震化の期限について、法律でいつまでとの規定はないが、国の通知では、平成25年までに終わらせることが望ましいとなっている。ただし、膨大な費用がかかるため、平成25年までには多くの水道事業体で終わらない状況である。今後は、水処理に影響を与えずに補強できるものから耐震化を図っていきたい。

3 古い時期に埋設したのは太い管の方である。細い管の方が新しい。

4 管の太さは、浄水場を出たところが最も太く、先に行くにしたがって細くなる。したがって、小口径管は、末端の配管であり県内全域に分布している。

5 循環社会対策特別委員会における柳下礼子議員の質疑（要旨）

2010年12月17日

〈川の再生について〉

Q 柳下礼子議員

- 1 「水辺再生100プラン」について、既に完成している20箇所のほかにも今年度末までに37箇所が完成予定とのことだが、これまでどのように計画を策定してきたのか、また、計画どおり完成するのか。
- 2 元荒川のムサシトミヨの保護について、下水道の整備が有効であると考えているが、生活排水の流入が棲息域を脅かしている。COP10が開催され、希少生物の保護に関心が高まっていることを踏まえ、県は、対策をどのように考えているのか。
- 3 下水道の普及率が1%程度の伸びであるが、川の再生に向けて予算を増やすなどの対応はできないのか。

A 水辺再生課長

- 1 平成22年度の完成箇所の内訳は、新河岸川、荒川、男堀川、加須の中川、高麗川、東秩父の槻川、南小畔川、嵐山の槻川の河川8箇所と農業用水の成田用水である。
また、「水辺再生100プラン」では、地域住民をはじめ、地元市町村及び関係団体で構成されるワーキングチームを結成し、整備内容から維持管理方針までの計画づくりを行っている。現在、概ね計画づくりが完了し、工事に着手している。ほぼ目標どおりに工事が進んでいるが、一部の箇所は、工事用の資材置き場など借地交渉の遅れ等により、完成が平成23年度にずれ込む可能性がある。

A 水環境課長

- 2 ムサシトミヨの保護は重要な課題と考えている。熊谷市は本年3月に生活排水処理基本計画を策定しており、当該地域の1/4が下水道計

画地域で、残りの3/4が浄化槽の整備を進めていく地域としている。浄化槽の整備予定地域では単独浄化槽やくみ取りを使用している家庭も多く残っている。熊谷市はムサシトミヨの棲息している地域には他の地域よりも上乘せの補助をしており、県と熊谷市とで連携して合併浄化槽への転換を進めていきたい。

A 都市計画課副課長

- 3 以前は2～3%の伸び率もあったが、都市部での効率的な整備から郊外部での整備に移ったため、整備の効率が落ちてしまっている。
予算が伸びない中で市町とともに協力して接続率の向上を図り、川の再生に寄与していきたい。

Q 柳下議員

- 4 「水辺再生100プラン」について、目標どおり、ほぼ完成されると考えてよいのか。
- 5 ムサシトミヨは県の魚である。一方で、合併浄化槽を設置するためには、小型車を購入するくらいの金額が必要である。県として、こうした希少種を保護するという観点から助成はできないのか。

A 水辺再生課長

- 4 年度内の完成を目指す、先ほど申し上げたように、平成23年度に一部がずれ込む可能性があるということで御理解いただきたい。

A 水環境課長

- 5 合併処理浄化槽の設置には、本体工事の6割が個人負担で、残りを国、県、市町村で1/3ずつ負担している。熊谷市は個人負担の部分に2割上乘せしているが、それでも30万円以上の負担であり、かなり高額である。県では単独

で処分に係る費用について6万円の補助を出している。

なお、市町村が整備主体となって浄化槽整備を進める、いわゆる「市町村整備型」だと個人負担は1割程度で済む。このような手法の導入はできないか、ムサシトミヨの保護を考え、熊谷市と相談していきたい。

〈意見・提言について〉

柳下礼子議員

- 1 希少野生動植物の種の保護を図り、県民共通の財産として次代に継承するため、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」に基づき、川の再生及び下水道普及のために、予算を増額していくこと。
- 2 ムサシトミヨの保護のために地元熊谷市等と連携協力していくこと。

6 教育改革・文化・スポーツ振興特別委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）

2010年12月17日

Q 山川すみえ議員

- 1 青少年健全育成条例の一部改正により、青少年が利用する携帯電話のフィルタリング解除手続が厳格化された。その状況確認のため、携帯電話販売店への立入調査を実施したとのことだが、実施結果はどうだったのか。
- 2 ネットアドバイザーの育成は、今後どうするのか。
- 3 九都県市共同の取組の中で、携帯電話の機能や機種推奨について検討するとのことだが、具体的にはどのようなものを考えているのか。
- 4 ネット上の見守り活動の状況について、高校と特別支援学校が同じ枠になっているが、特別支援学校の状況は分かるか。
- 5 無料と宣伝しているゲームサイト等でも、利用していくと有料になるサイトがあると聞いている。会員制交流サイトやゲームサイト等における被害はどのような状況なのか。また、どのように被害を防止していくのか。
- 6 ネット上の見守り活動の監視件数が、2年目に入り増加したとのことである。この事業は、緊急雇用対策で監視員を雇用して始めた事業だったと思うが、今後はどうするのか。

A 青少年課長

- 1 立入調査は、条例が施行された10月1日か

ら12月上旬にかけて、県内にある携帯電話販売店の全586店舗に対して実施した。調査の結果であるが、フィルタリングの解除手続が厳格化されたことは、ほぼすべての店舗が認識していた。また、インターネットの危険性などの説明義務、説明書の交付義務、フィルタリング解除手続などについては、9割以上の店舗で条例の遵守が確認できたものの、一部の店舗では対応が不十分であったため、立入調査の際に口頭指導を行った。指導を行った店舗には、再度立入調査を実施し条例の徹底を図っていきたい

- 2 今年度ネットアドバイザーを158名養成した。当面、この方々に活動をしていただく予定である。現時点では、来年度新たに養成する予定はない。
- 3 インターネットにつながらない携帯電話や、ホワイトリスト方式によるフィルタリングサービス機能など、年齢や発達段階に応じた携帯電話の推奨を九都県市で協議していきたい。

A 生徒指導課長

- 4 今年度は、特別支援学校において、問題のある書き込み等は発見されていない。昨年度も数件であった。
- 6 委員ご指摘のとおり、緊急雇用創出基金を活用した事業であり、3名を雇用して実施してい

る。この基金は、平成23年度までであるため、来年度は引き続き実施していく。また、生徒に身近なところで活動したほうが、実在する人物であるかどうかや児童生徒の状況を見ながらの活動など、効率的な監視活動ができると考えている。そのため、市町村教育委員会や学校にもノウハウを提供し、独自の取組を行っていただくよう要請していきたい。

A 特別教育支援課主幹

4 特別支援学校の生徒の中には、障害の状況から、保護者がGPS機能付きの携帯電話を持たせている者もいる。この携帯電話については、生徒指導部の教員が、保護者の了解を得た上で問題がないか内容を確認している。また、フィルタリングの普及啓発セミナーを実施するなど、生徒の状況に応じた対応をとっている。

A サイバー犯罪対策センター所長

5 以前は、無料とうたうサイトにある有料コンテンツの利用により、後で多額の請求がなされる事案が多発したが、現在は、有料コンテンツである旨を適切に表示するようになったため、このような被害は減少している。

また、出会い系サイトの被害も減少しているが、プロフィールサイト、ゲームサイト等の非出会い系サイトであっても、出会い目的で利用する者も多く、ここで犯罪被害に遭うケースが増加している。警察庁の「非出会い系サイトに起因する児童被害の事犯に係る調査分析」によると、「被害児童が携帯電話を使ってアクセスしている事犯が9割以上」、「被害児童がフィルタリングに加入していない事犯が9割以上」となっている。

非出会い系サイトについては、児童保護の仕組みや問題のある書き込み等に対する監視体制があるサイトをEMAという団体が認証しており、10月末現在、GREEやmixiなど33団体が認証されている。これらのサイトは、フィルタリングがなされた携帯電話からアクセスす

ると、児童保護コンテンツに誘導する仕組みとなっている。しかし、フィルタリングのない携帯電話では、このような対応ができないため、フィルタリングの普及は徹底していかなければならない。

また、ミニメールという、携帯電話のメールアドレスを知らなくても、同じサイトの会員であれば1対1でやりとりができる機能がある。先ほどの警察庁の調査によれば、「被害者がサイト内のミニメールを利用した事犯が約6割」、「被疑者がミニメールから直接メールに移行した事犯が約9割」との結果があるため、この監視体制を拡充していく必要がある。

また、事業者が成人と児童のアクセスを区分する実効性のあるゾーニングを行うことが必要である。警察としては、これらの対策を併せて推進していきたい。

A 警察本部少年課長

5 少年やその保護者に対する啓発活動も重要である。児童生徒を対象とした非行防止教室において、携帯電話利用の危険性を強く指導していく。また、保護者にはあらゆる機会を通じて、インターネットの危険性に加えフィルタリング利用は親の責務であること、家庭でのルールづくりや親の監視が必要であることなどを強く訴え、携帯電話利用に伴うリスクの認識を高めていきたい。

Q 山川議員

携帯電話の対策については、事業者とのイタチごっこが続いている。また、親は知識が追いつかないし、子どもは知識がないという状況である。対策だけではなく、携帯電話の使用自体を少なくする社会にする必要があると思うが、そのような取組は考えられないか。

A 県民生活部長

携帯電話を持たせないという積極的な活動は把握していない。

ある県外の私学では、これだけ携帯電話が普及すると持たせないというのは現実的ではないとして、学校で機種を統一し、先生が使い方を指導する取組を行っているというところがある。

携帯電話には居場所を特定できるGPS機能などの便利な側面もあるので、携帯電話を多くの青少年が所有しているという現状を踏まえると、安全な使い方を啓発していくことが、時代の流れに即していると考えられる。

Q 山川議員

ネット上の見守り活動であるが、各学校となると相当の人数が必要となる。これだけ実績を上げているのだから、県に是非続けていただきたいと考えるがどうか。

A 生徒指導課長

平成23年度は継続するが、平成24年度以降については、今後検討していきたい。

委員長

ほかに発言はないか。

< な し >

委員長

ほかに発言がないので、質疑は終了した。

委員長

次に、ただ今の審査を通じて各委員から意見・提言があれば発言をお願いする。

なお、意見・提言については、すでに御了承いただいているとおり、2月定例会において委員会としての意見・提言を決定する。

それでは、発言をお願いする。

山川すみえ議員

- 1 平成23年度以降も、ネット上の監視活動を継続すること。
- 2 サイバー犯罪の中身やフィルタリングの有効性を、これまで以上に県民に広報するよう努力すること。

7 知事提出議案及び議員提出議案（条例）に対する柳下礼子議員の反対討論

2010年12月22日

日本共産党の柳下礼子です。

日本共産党議員団を代表しまして、第156号議案、第171号議案ないし第173号議案、第175号議案、第177号議案、第118号議案及び議第37号議案に対する反対討論を行います。

最初に、第156号議案は、奥武蔵あじさい館の指定管理者の指定に関する議案ですが、議案では、株式会社グリーンハウスに1年間の期間で随意指定する内容となっています。他の指定管理者の指定が5年間の指定になっているのに対し、1年間の指定というのは異例であり、この施設の民間譲渡を前提としているとしか考えられません。県では、同様の施設が周辺にできて、その必要性が薄れてきているというのが理由のようですが、この施設は、高齢者や障害者が低額で利用できるレクリエーション・休養施設としても人気も高く、

民間に譲渡しなければならない理由はありません。しかも、この施設の建設に当たっては、地元飯能市が給水施設や橋の建設など12億円を超える財政負担をしており、民間譲渡は到底地元を受け入れられる話ではありません。よって、第156号議案については反対であります。

次に、第171号議案ないし第173号議案は、いずれもげんきプラザの指定管理者の指定に係る議案でありますので、一括して討論いたします。

げんきプラザは、改めて申し上げるまでもなく、集団宿泊活動や自然体験活動等を通して、心豊かな青少年の育成と県民の生涯学習活動の振興を図ることを目的として設置された施設であり、教育委員会が責任を持って管理運営に当たるべき性格のものであります。施設の管理運営を民間企業に完全に委ねることは、生涯学習活動に対する教育委員会

の責任を放棄するに等しく、よって、第171号議案ないし第173号議案には反対です。

続いて、第175号議案は「埼玉県国土利用計画の変更について」です。新しい計画では、利用区分ごとの目標面積に加えて、耕作放棄地の解消や森林の整備・保全等の目標を定めているのが特徴ですが、農用地の2020年の目標値は773平方キロメートルと、2008年に比べて43平方キロメートルも少ない計画となっています。このままでは県土面積に占める農用地の割合が2割を切ることも時間の問題であり、農用地については現状を維持する計画とすべきです。

また、計画では、従来の県南中央、県南西部、県南東部という地域区分を改め、県南と圏央道の両地域に区分し、北部と秩父を加えた4地域となっています。問題は、川越市や所沢市、上尾市など19市13町1村を圏央道地域として一くくりにして、圏央道沿線地域に工業用地などを造成しながら企業の集積を図ろうとしていることです。計画では、「工業団地などの誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の防止に努める」とありますが、圏央道沿線には優良農地が多く、幾ら自然環境との調和をうたったところで、工業団地の造成や圏央道へのアクセス道路の建設などを優先する余り、多くの優良農地の転用が避けられないところです。圏央道沿線地域の開発については、極力規制する方向を打ち出し、農業との調和を文字どおり図れる計画とすべきであります。よって、第175号議案については賛成できません。

次に、第177号議案です。これは、埼玉農林業・農山村振興ビジョンの策定について議決を求めるものですが、我が党は、以下の理由により反対です。

第一の理由は、食料自給率の目標が掲げられていないことです。世界の食料需給のひっ迫懸念が顕在化し、カロリーベースで食料の約6割を輸入に依存している我が国では、国民への食料供給の不安定要因が高まっていると指摘しているにもかかわらず、食料自給率の目標を掲げていないので

は、何のためのビジョンでしょうか。

第二の理由は、優良農地の確保と有効利用をうたいながら、優良農地の確保について目標値を設けていないことです。改正農地法では、株式会社等の参入や農業生産法人の要件で規制緩和を行う一方で、これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するためとして、農地転用規制の厳格化と農用地区域内の農地の確保を打ち出しています。国は、この法改正を受けて、現況407万ヘクタールの農振農用地を、2020年には415万ヘクタールに増やす方向で基本方針を定めていますが、本県の農林業・農山村振興ビジョンを作成するに当たっては、農振農用地を増やす方向で目標値を明確に定め、学校や病院等に限らず、道路用地なども含めて公共施設への転用を厳しく規制して、優良農地の確保に努めるべきであります。

以上の理由から、第177号議案には反対です。

次に、第118号議案は、平成21年度埼玉県の一般会計及び特別会計の決算認定であります。我が党は、以下の理由により反対するものです。

第一の反対理由は、知事部局一般職員で170人、教育局職員等で33人もの職員定数を削減したことです。とりわけ農林部は89人という大量の定数削減で、穀物や食料の世界的高騰や汚染米問題などを通じて我が国の農業再生が叫ばれている中で、こうした大量の職員削減を強行したことは、埼玉農業の振興に対する県の基本姿勢を疑わせるものであり、生産者や消費者を失望させるものです。

第二の反対理由は、アメリカの金融危機に発した未曾有の経済不況で、中小企業の倒産や失業が増大するなど県民生活がかつてない困難に直面しているにもかかわらず、在宅重度心身障害者手当に新たに年齢制限を導入したり、県立定時制高校の教科書給与・夜食費補助を廃止するなど、行政の支援を最も必要としている方々への支援を打ち切ったことです。

第三の反対理由は、県民の健康と命を守る上での危機管理機能を担っている福祉保健総合センター、保健所の統廃合を進めたことです。とりわけ、人

口30万人を超え国立病院や大学病院といった中核的な医療機関もある所沢市と越谷市から保健所をなくしたことは、感染症対策などの危機管理の上からも重大です。

第四の反対理由は、ハッ場ダム建設や利根川スーパー堤防など事業の効果に対して疑問が持たれている国直轄治水事業に多額の負担を行ったことです。スーパー堤防については、遅ればせながらも国も事業の廃止を口にしてはいますが、ハッ場ダム建設事業についても、治水、利水の両面でその必要性が薄れており、事業の凍結を含めて抜本的に見直すべきであります。

第五の反対理由は、吉見工場や児玉工場で派遣社員の大量雇い止めを行ったカルソニックカンセイに対して、大規模研究施設立地促進補助の初年度分として約1億円を支出したことです。

第六の反対理由は、県立高校の再編整備と称して県立高校の統廃合を推進したことです。

以上述べた主な理由から、第118号議案の決算認定には反対です。

最後に、議第37号議案は、防災航空隊の緊急運航業務に関する条例の制定であります。我が党は、以下の理由により反対いたします。

今度の条例提案について、提案者からは、7月25日、山岳遭難の救援活動中に不幸にして起きた防災ヘリコプターの墜落事故を受けて、事故の再発を防止するという目的で提案したという説明がございました。しかし、この条例案では、再発防止に役立つどころか、山岳遭難救助に大きな障

害となりかねないと指摘せざるを得ません。

条例案では、附則の中で、山岳遭難に係る緊急運航に要した費用の遭難者等による負担及びその他の必要な方策について、早急に対応するよう県に求める内容の規定を設けています。しかし、山岳遭難で遭難者が費用負担を求められるということになれば、遭難者は生命に関わるような緊急の事態であっても、救難要請を断念もしくは躊躇せざるを得なくなります。有料化によって死亡事故が増えるような事態は、絶対に避けなければなりません。

また、山岳遭難の救難救助が有料化された場合、本県における山岳スポーツ・レクリエーション活動の萎縮をもたらし、本県の観光業にも大きな悪影響が懸念されます。本県には、奥武蔵や秩父など西部山岳地帯があり、県内はもちろん、首都圏などからも多くの登山客やハイカーが訪れています。こうした登山客やハイカーが山で遭難した場合、後で防災ヘリの出動に要した費用を負担しなければならぬとなれば、どうしても足が遠のかざるを得ないでしょう。本県の山岳スポーツ・レクリエーションの振興の上からも、条例案は有害であると言わなければなりません。

以上申し上げた主な理由から、議第37号議案には反対するものです。

最後に、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。私の討論を終わります。ありがとうございました。(拍手起こる)

8 請願に対する山川すみえ議員の討論

2010年12月22日

日本共産党の山川すみえです。日本共産党県議団を代表いたしまして、請願に対する討論を行います。

まず、議請第19号「旧川里町に係る埼玉県議会議員の選挙区割りの見直しを求める請願」は、委員長報告では不採択ですが、我が党は、合併特

例や小選挙区特例を設けることなく、市、郡を基本にして選挙区を設けるべきであると考え、採択を求めます。

続いて、議請第20号「『公契約基本法』の制定を求める意見書の提出について」は、現行の労働基準法や最低賃金法などの労働関係法の遵守を徹

底させることにより対応できるとして不採択とされていますが、採択を求めます。

長引く経済不況の中で、受注競争は激化し、指し値のまん延で賃金が切り下げられ、中小零細業者の生活危機が深刻化しています。埼玉県の最低賃金は750円と、一か月働いても生活保護基準と変わらない水準であり、労働基準法を遵守させるべき労働基準監督署も、国の公務員削減政策の下で十分に企業を監督する体制を持っておりません。労働条件の遵守を国任せにするのではなく、自治体としても労働者の最低限の生活を支えるための施策を講じるべきです。この観点から、千葉県市長会、関東市長会、全国市長会では、国に対して公契約基本法策定を求める決議を行っているところです。

以上の理由から、議請第20号の速やかな採択を求めます。

続いて、議請第23号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願」について、委員長報告では、「小・中・高すべてを30人以下にすることは現実からあまりにもかけ離れ過ぎており、責任ある委員会として採択はできない」などとして、不採択としております。しかし、経済協力開発機構、OECD調査によると、加盟国の小学校の1クラス平均は21.4人、それに対して日本の平均は28.2人と大きく上回り、韓国、チリに次いで、31か国中第3位だ。世界の現実から大きくかけ離れているのは、日本のクラス人数の方であります。文科省も来年度から小学校1年生の35人学級化の方針を固めたと報道されている今こそ、早期の実現に向かって段階的に少人数学級を広げていくべきだと考えます。

また、委員長報告では、「教材費・給食費をすべての家庭に無償にするよう求めているが、むしろ最低限の自己負担は必要である」としております。現在、公立小中学校であっても、修学旅行まで含めると年間10万円を超す重い負担を家庭に課しています。日本国憲法第26条は、すべての国民に教育を受ける権利を保障し、義務教育は無償とするとしており、委員長報告のように憲法か

らかけ離れた現実を肯定するのではなく、早期に是正すべきと考えます。

以上の理由により、議請第23号の採択を求めます。

続いて、議請第24号「県政調査費の領収書等証拠書類について全面添付を求める請願」は、委員長報告では不採択ですが、情報公開条例以上の非公開部分を設けることは、到底県民の理解を得られないと考え、採択を求めます。

議請第25号「県政調査費の活動報告書・視察報告書を作成し公開を求める請願」について、「必要なことは、調査研究の成果を、一般質問や委員会での質問、討論等を通じて県政に反映させることである」、「視察については、既に行程表や経費の内訳を添付して、透明性の確保を図っている」として不採択としておりますが、採択を主張いたします。

請願者は、既に一般質問や討論の内容や公開されている視察の行程表や経費の内訳表を踏まえた上で、県政調査活動のより詳細な報告を求めているものです。月々50万円という決して少なくない県政調査費に対して、具体的で詳細な報告を求めることは至極当然なことと考えます。

議請第26号「馬淵国交相の『(八ッ場ダム建設の)中止の方向性という言葉に言及しない』との発言について、国民と関係自治体に説明を求める請願」について、委員長報告では、「ダムの検証及び本体工事に向け、当然の道筋に立ち戻ったと言えることから、改めて説明を求める必要はない」として不採択としておりますが、採択を求めます。

馬淵国土交通相は、10月6日に請願の発言を行う一方、その前日の10月5日には、八ッ場ダムの建設根拠となっている利根川水系河川整備基本方針の根幹である基本高水流量2万2,000トンの算出根拠が確認できないと発表しています。計画の根幹である基本高水流量に算出根拠がないとするなら、八ッ場ダムをはじめとする利根川水系の治水対策の妥当性そのものが失われる大問題です。このような大問題を公表した翌日に、「中止の方向性という言葉に言及しない」と逆の方針を

発表した馬淵国土交通相の対応に疑問を抱き、十分な説明を求める請願の趣旨は至極当然です。妥当です。我が党は、今、国交相がすべきことは、なぜ算出根拠のない基本方針がまかり通り、ダム建設が無理やり推し進められてきたのか、十分な調査の上で国民に説明することだと考えております。

最後に、議請第27号「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への加入に反対する請願書」について、委員長報告では、「国に対し拙速に判断することなく、慎重を期すよう強く求めていくべき」として、不採択としておりますが、採択を求めます。

TPPに日本が参加することによって、食料自給率が13パーセントに落ち込むと試算されていることは、一般質問でも指摘したとおりです。菅

首相は、TPPと農業再生の両立をと繰り返していますが、農家1戸当たりの肉用牛でアメリカの規模を超え、経営耕地面積でEUを超えて大規模化している北海道ですら、TPP参加で壊滅的打撃を受けることが北海道庁の試算で明らかです。既にこれだけの深刻な影響試算が公表されているのですから、慎重を期すよう政府に求めている場合ではありません。埼玉県農業協同組合中央会も、知事と議長あてに、TPP交渉への参加断固阻止を国に働き掛けるよう求めた要請書を提出しております。各地で県を挙げての参加反対の大運動が広がっております。農業は、国の根幹です。本県でも本請願を採択して、TPP絶対反対の強固な意思を国に対して表明しようではありませんか。

以上で請願に対する討論を終わります。ありがとうございました。（拍手起こる）

9 議員提出議案（条例及び意見書）に対する柳下礼子議員の反対討論

2010年12月22日

日本共産党の柳下礼子です。

日本共産党議員団を代表しまして、議第38号議案「埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」及び議第46号議案「子ども手当財源の地方負担に反対する意見書」に対する反対討論を行います。

最初に、議第38号議案について、我が党は以下の理由により反対するものです。

有権者の意思が最も民主的に反映できる定数と選挙区を定めることは、選挙の公正と県議会に対する県民の信頼を獲得する上で不可欠であり、県政の充実と発展にも寄与するものであります。

しかし、本県においては、1票の格差が2倍以上の選挙区が長年にわたって放置されているほか、人口の少ない選挙区の定数より人口の多い選挙区の定数のほうが少ないという逆転現象も解消されていないなど、選挙の公正を著しく害する事態が続いています。また、市町村合併によって、本来

ならば1つの選挙区に統合されるべき市域が、合併特例や衆議院議員小選挙区特例によって複数の選挙区に分断されたままの行政区も少なくありません。こうした憲法が定める平等の原則や選挙の公正に反するような事態を、様々な理屈をつけてこれ以上放置することは許されないことです。

こうした立場から、この条例改正案について検討した場合、小選挙区特例や合併特例を適用した選挙区について、郡市を選挙区とする原則に戻して、選挙区の分断を解消したことや逆転区の解消を図った点は評価できるものの、1票の格差2倍以上の選挙区を10選挙区も残していることは重大な欠陥と言わなければなりません。東京都議選に係る86年2月の東京高裁の判決でも、「法の趣旨は、できる限り1対1の数値であるべきことを要求している」、「人口比例原則の緩和の程度は、1対2を超えることは許されない」と格差を一对二未満にすべきことを明瞭に示しています。

また、改定案では、議員定数を減らし90とし

ていますが、現行の94でも法定上限数に対する削減率は、岐阜県に次いで二番目に高く、これ以上の削減は、多様な民意を議会審議に反映させる上からも賛成できません。

よって、議第38号議案については反対するものです。

次に、議第46号議案ですが、子ども手当は、子育て支援の一環として今年度は民主党がマニフェストに掲げた月2万6,000円の半額を支給いたしました。我が党は、子ども手当が扶養控除廃止など子育て世代に対する増税を財源としていること

などを批判しつつも、子育て世代の経済的負担を軽減するという立場から賛成しております。本意見書は、全額国庫負担を原則とする制度設計ができないのであれば、子ども手当を廃止するよう求める内容であります。国と地方の負担割合をめぐる対立を理由に子ども手当の支給をやめるというのは、この問題を政争の具に利用するもので、賛成できません。

よって、本意見書には反対です。

以上で私の討論を終わります。ありがとうございました。(拍手起こる)

10 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度（会派で態度が異なるもの）

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	
第118号	平成21年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について	×	○	○	○	○	○	認定
第156号	指定管理者の指定について（埼玉県奥武蔵あじさい館）	×	○	○	○	○	○	原案可決
第171号	指定管理者の指定について（埼玉県立長瀬げんきプラザ）	×	○	○	○	○	○	原案可決
第172号	指定管理者の指定について（埼玉県立おがわ元気プラザ）	×	○	○	○	○	○	原案可決
第173号	指定管理者の指定について（埼玉県立神川げんきプラザ）	×	○	○	○	○	○	原案可決
第175号	指定管理者の指定について（埼玉県国土利用計画の変更について）	×	○	○	○	○	○	原案可決
第177号	埼玉農林業・農山村ビジョンの策定について	×	○	○	○	○	○	原案可決

議員提出議案に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	
議第37号	埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例	×	○	○	○	×	×	原案可決
議第38号	埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例	×	×	×	○	○	×	否決
議第39号	北朝鮮による砲撃に抗議し、核兵器及び核計画の放棄並びに拉致問題の一刻も早い解決を求める決議	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第40号	父親の育児休業取得促進を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第41号	公共投資の推進による景気対策を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第42号	高額療養費の負担軽減を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第43号	脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第44号	適格消費者団体に対する資金面での支援を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第45号	小学校低学年及び児童・生徒指導に課題を抱える学校に対する人員の拡充を求める決議	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第46号	子ども手当財源の地方負担に反対する意見書	×	○	×	○	○	○	原案可決
議第47号	理念なき幼保一元化に関する意見書	○	○	×	○	○	○	原案可決

請願に対する各会派の態度

○採択 ×不採択

請願番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	
議請第12号	子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書	○	○	○	○	○	○	趣旨採択
議請第19号	旧川里町に係る埼玉県議会議員の選挙区割りの見直しを求める請願	○	×	×	○	○	×	不採択
議請第20号	「公契約基本法」の制定を求める意見書の提出について	○	×	○	×	○	○	不採択
議請第21号	発達障害児に対する現行制度の見直しを求める請願書	○	○	○	○	○	○	採択
議請第22号	適格消費者団体に対する資金面での支援を国と埼玉県に求める請願	○	○	○	○	○	○	採択
議請第23号	すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願	○	×	×	×	×	○	不採択
議請第24号	県政調査費の領収書等証拠書類について全面添付を求める請願	○	×	×	×	×	○	不採択
議請第25号	県政調査費の活動報告書・視察報告書を作成し公開を求める請願	○	×	○	×	×	○	不採択
議請第26号	馬淵国交省の「(八ッ場ダム建設の) 中止の方向性という言葉に言及しない」との発言について、国民と関係自治体に説明を求める請願	○	×	×	×	×	○	不採択
議請第27号	環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への加入に反対する請願	○	×	×	×	×	○	不採択

2011年2月定例県議会

1 予算特別委員会における柳下礼子議員の総括質疑

2011年3月3日

Q 柳下礼子委員

日本共産党の柳下礼子です。

学生、高校生に氷河期の再来という深刻な就職難が襲いかかっています。厳しいのは新卒だけではなく、20代の2人に1人が非正規労働者というように、青年の雇用、労働が深刻であることは、今更私が申し上げるまでもありません。私どものアンケートには、とにかく一番は雇用の問題を何とかしてほしい、友達が自殺してしまったという切実な声が寄せられています。

大宮にあるヤングキャリアセンター埼玉は、青年の一人一人の悩みに寄り添った就職活動を支援しております。就職した青年の感想に、センターのカウンセラーをはじめとした周りの皆さんの励ましのおかげで何とか頑張れることができたとありました。厳しい就職活動の力になっていることが分かります。

そこで、我が党はヤングキャリアセンターを拡充し、西部、東部、北部への支所の設置をすることを要望いたしました。ところが、県は新年度予算でヤンキャリのさいたま新都心の男女共同参画センターへの移転を提案しています。ヤンキャリ施設から7年、やっと定着してきたこの時期に、ターミナル駅の大宮から新都心というJR線のみへの移転です。私どもの所沢など、西武線や東武沿線、一層遠くなります。これは利用者にとって非常に不便になるのではないのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

A 上田清司知事

そのような御指摘もあるかもしれませんが。距離でいえば、大宮の駅も新都心の駅も一緒でもあります。また、埼京線の駅からも6分ということも



予算特別委員会で総括質疑に立つ柳下礼子議員

あり、全部が全部マイナスではない。確かに、大宮がターミナルであることは間違いありませんが、大宮を起点とした形での若干の不便は御理解をいただきましてですね、ただ女性キャリアセンターあるいは中高年のセンター、こうした統合のメリットのほうを重要視したいと思っておりますし、それから7年で定着したということではありますが、案外何というんでしょうか、ロコミ等で案外あっさり、このヤンキャリに関してはですね、若い人特有のメールなどを通じて定着した部分がありますので、定着にはそう時間がかからないのではないかとこのように判断しておりますので、是非御理解を賜りたいと思っています。

Q 柳下礼子委員

ちなみに、ジョブカフェ千葉へ行ってまいりました。登録者が6万人で埼玉の1.5倍です。これはJRと京成線、東武線の3路線のターミナル駅の駅ビルの中という大変利便性のあるところでした。

それで、私は利用者の立場に立ったときには、今の場所で空いている部屋を借りて広げたらいい

のではないかというふうに思ったわけです。これについていかがでしょうか。

それで今、知事の答弁でも、統合のメリットがあるというふうなこともおっしゃいましたけれども、でも実際に7年で定着してきて大変頑張っておられるわけです。ですから、それをすぐ移転するという点では、利用者からその声があったわけではないわけですね、よろしくお願いします。

A 上田知事

御指摘もありますが、一方では統合したメリットも生かせという提案も議会からあったことも事実でありますし、また男女共同参画センターの有効活用についても御指摘もありました。

そうしたもろもろを考えて、私はヤンキャリの機能そのものも男女共同参画センターのスペースであれば、これまでの広さの1.6倍確保できますし、更にセミナーのための部屋が非常に狭かったことは御承知のとおりであります。今度狭い部屋、広い部屋、いろいろまた活用できますので、そういう部分での機能の強化ということでは決して遜色はないと思っております。

Q 柳下礼子委員

続いて質疑いたします。

新都心にある女性キャリアセンターと、同じく新都心に移転予定の中高年就職活動支援コーナー埼玉についてです。

ワンストップサービスとして、県は両センターで民間職業紹介事業者に職業紹介をお願いしております。先ほど、統合メリットとおっしゃいましたけれども、県は両センターでこれからハローワークを活用するのではなく、民間業者に職業紹介をお願いすることなんですけれども、なぜ民間業者に委託をしたのか、この点について伺います。

同じ場所に移転するヤングキャリアセンターには、ハローワークから御存じのように職員が10人出向して、常に職業紹介コーナーが置かれています。また、女性キャリアセンターには現在週1

回、マザーズハローワークが出張しています。なぜこれを活用、拡充しないのでしょうか。

A 上田知事

ヤンキャリのハローワークの活用も、まず同じビルになるということで、うまく活用もさせていただいたところ、逆にハローワーク側が非常にヤンキャリの活況ぶりを見て、内側に入ってきたという経過もございました。

そこで今回、ハローワークが活用できないのは、あれは正しく同じビルの中にハローワークが入っていたのでできたんですが、大宮のハローワークかあるいは浦和のハローワークがこっちに出ておいでというような世界には、ちょっとなかなかできない状況でありましたので、職業紹介機能を県は持っておりませんので、民間事業者を活用するという仕組みを入れました。

だから、私は国の出先機関原則廃止の中でも、ハローワークを県に移管することで、一貫した職業紹介から就労まできちんとできるということで、強く訴えているところでございますので、こうした部分についても御理解を賜りたいと思います。

Q 柳下礼子委員

私は、埼玉労働局と懇談しました。そのときに、県から今年度予算の策定段階で、ハローワークに対する協力要請がなかったということを確認したわけです。ハローワークなら、既に経験の蓄積も豊富ですよ、それで委託費も必要ないわけです。そういう点で、なぜ今年度予算では民間業者に委託する前にハローワークの更なる協力要請をしなかったのか、それは知事が今おっしゃったように県に移管してもらいたいという考えがあったからかどうなのか分かりませんが、まずは無料でできるわけですから、委託しなかった理由について明確にお示してください。

A 上田知事

現在、ハローワークが大宮と浦和にあって、現在も例えば出張で女性キャリアセンターに週1回

来ていただいたりしていることも事実であります。

しかし、常駐する形の中で、あのWith Youの中にハローワークを常駐させるというのは、基本的には困難、こういう判断をしております。

そして、いずれにしても特区申請で私どもは何かの形で、浦和なり大宮なり一つをですね、県

に移管することを準備しておりますので、こうした準備の体系上の問題としても、共存してやれるじゃないかという仕組みを妙な形で例示してもいけないという判断もありましたので、このような形をとりました。

2 福祉保健医療委員会における柳下礼子議員の質疑（要旨）

2011年3月4日

◆保健医療部関係

Q 柳下礼子議員

1 第58号議案のうち国民健康保険指導費について、減額補正することとなっているが、県全体の市町村国保財政は大変厳しい状況である。県として、市町村の繰入れをどのように指導していくつもりか。

2 第58号議案のうち特定健康診査等実施事業費について、後期高齢者医療広域連合から特定健診に関する財政的な支援を希望する旨の要望が出ていると思うが、どのように考えているか。

また、特定健診の健診率は、後期高齢者医療制度になってから下がっていると思うが、75歳以上の方の疾病の早期発見・早期治療を進めるために、特定健診の受診率を高める必要があると思うが、県としてはどのような方策を考えているか。

3 第75号議案で子宮頸がん等のワクチン接種緊急促進基金条例が提案されているが、子宮頸がん等のワクチン接種については、これまでの運動が実り、公費で予防接種ができるようになり特に若い人たちが喜んでいる。しかし、条例の設置期間は2年間である。これから生まれてくる子どもたちのことなどを考えると、2年間では到底済まないため定期接種化が必要であると考え、市町村では定期接種化された場合には負担が大きくなり大変という声もある。そうした市町村の負担軽減も踏まえ、安定した継続的な制度になるよう、国に対し要望すべき

ではないか。

4 第52号議案の広域的水道整備計画について、対象となる市町の水道料金の状況はどうか。また、広域化を早く進めて欲しいというところと、現状のままで良いというところがあると聞くが、今後、どのように計画を進めていくのか。

A 国保医療課長

1 各市町村は一般会計からの繰入れを行わなければ赤字という状況で、県全体で見ると356億円もの繰入れがされている。本来、保険料を上げて対応したいが、それぞれの市町村の医療費の実態を踏まえ、各市町村の判断で行っている。国保財政の安定化に向けては、収納率の向上、医療費適正化及び事務の効率化に取り組み、赤字の解消を図っていく。

2 特定健診については、知事あてに要望をいただいているところである。後期高齢者医療広域連合は財政的に恵まれており、本来、保険料の中で実施してもらいたいと考えている。

特定健診の健診率については、20%台で推移している。市町村国保の健診率は31.8%で全国21位となっており、全国的にも厳しい状況である。未受診者に対して、集中的に働きかけている市町村などの事例を全県的に広めていく。また、がん検診との同時実施も進めていく。

A 疾病対策課長

3 これまで県としては、昨年6月の関東地方知

事会や11月の九都県市首脳会議を通じ、これらのワクチンについて、定期接種に位置付けるよう要望してきた。また、市町村の負担軽減についても、九都県市首脳会議において要望している。

こうした状況の中、国においては、厚生労働省の専門部会の緊急意見書を受けて、法制化へ向けて検討を進めていると聞いている。その前段階として、この基金による事業を始めたこと認識している。今後、状況に応じた対応を図っていく。

A 生活衛生課長

- 4 水道料金について、例えば10m³使用した時、秩父市1,260円、横瀬町1,365円、小鹿野町997円、皆野・長瀬上下水道組合1,575円となっている。施設の老朽化対策や耐震化を進めていかなければならず更新費用がかかるため、水道料金は今後上昇する。広域化により少しでも料金を抑えていきたいが、すぐの統合は難しい。このため、当面、管理の一体化など進め段階的に一本化を目指していく。

Q 柳下議員

- 1 国保財政について、現在、356億円の繰入れがなければ国保は解体という状況である。被保険者の負担も重く、滞納も増えている。基本的には、1984年の時点に国庫補助割合を戻すべきである。社会保障制度の将来見通しについて、どのように考えているか。
- 2 特定健診の受診率について、県が定めている目標実施率はどの程度か。また、受診率が低い原因をどう分析しているか。
- 3 広域的水道整備計画について、水道料金は小鹿野町が一番安く、皆野、長瀬が一番高い状況であるが、統合すると高いところに料金があわせられ、低いところが高いところの負担を強いられるのではないか。広域化ありきではなく、住民の合意が必要である。

小鹿野町では広域化に反対の意見もあると聞

いている。設備等の老朽化対策など課題はいろいろあると思うが、まず住民の声を聞く必要があるのではないか。

A 国保医療課長

- 1 市町村国保財政は赤字の状況であるが、税で半分、公費で半分というのが原則であり、保険税が減ってくると赤字になるという状況である。将来的には国で一元的に責任を持って運営していくべきものである。全部県で行うという考え方もあるが、やはり応分の負担を求めるのか、あるいはそれとはまた別の第三の考え方もあるかもしれない。社会保障制度の在り方については、国全体で議論していく必要があるため、県及び市町村も知恵を出していく。
- 2 国の目標では平成24年度で65%となっている。本県では、現在の実施率が30%程度と低い状況であるが、本県の目標値である51.5%の達成に向けて努めていく。

また、健診の受診率が低い原因については、国のアンケート調査によれば、すでに病院にかかっているケースや、保健指導の際にアドバイスをもらっており、あえて健診は受けていないといった理由が多い。保険財政の安定化に向け、また、病気の重篤化を防ぐためにも受診率を向上させる必要があるため、未受診者に対し、はがきやチラシだけでなく、頻回な個別訪問の実施や、がん検診との同時実施など、個別の市町村の取組を全県に広げていく。

A 生活衛生課長

- 3 それぞれの事業体が単独で事業運営していくよりも、地域全体として広域的に経営した方が安定した給水が確保できると考えている。県としては、押しつけではなく、市や町と十分に協議をしながら丁寧に広域化を進めていく。

Q 柳下議員

特定健診の未受診者に対する働きかけについて、個別訪問の実施などとの答弁があったが、その他

には具体的にどのようなことを考えているのか。

A 国保医療課長

一番効果的なのが個別訪問である。他には、地区医師会の協力を得て健診の際にアドバイスをしてもらうことや、魅力が乏しい健診項目は他の健診と併せて実施していくことも必要であると考えている。

Q 柳下議員

1 救急医療の体制整備について伺う。所沢地区では、一次救急が週3日の実施であったものが、県の支援もあり日曜日の夜を除いてほぼ全日実施できるようになった。しかし、二次救急については、空白日が多く所沢地区では週3日空いている。今後、一次から三次までの救急医療体制の整備をどのように進めるのか。

また、小児二次救急医療体制の整備の今後の見通しについてはいかがか。

2 医師確保対策について、埼玉県でも医師不足が問題となっている。医師確保対策の一環として取組む奨学金については、貸与額や貸与人数が少ないと思う。今後、どのように改善を図っていくのか。

3 埼玉県立大学への医学部設置について、来年度どのように検討していくのか。

A 医療整備課長

1 救急医療の体制整備は、県民の安心・安全の確保にとって、なくてはならないものである。

これまで、本県では、重層的な救急医療体制の整備を図ってきたが、県民にとって、一次も二次も関係ない。これまでの枠組みに捉われることなく、新しい切り口から救急医療体制の整備・充実を進めていく。

また、小児二次救急医療体制の整備の今後の見通しについてであるが、所沢地区では、確かに空白日が多く生じている。これは、小児科医師の不足や輪番を担う病院がないことが原因と考える。

ただし、所沢地区では、実質的に防衛医科大学校病院がバックアップして、二次救急を担っているため機能的に問題は少ないが、体制を整えば、受入れが可能な病院もいくつかあるため、こうした病院に対して当直医派遣を行うなど、空白日の解消を進めていく。

2 大学医学部の定員増に伴う地域枠医学生に対する奨学金について、来年度以降、1学年5名から10名に拡大する。このような取組を通じて、医師の偏在を解消していく。また、奨学金だけではなく、研修医に対する研修資金の貸与も拡大する。こうした多様な取組により医師確保策を充実させていく。

A 保健医療政策課長

3 来年度は、県内の医療機関に対し、医師不足の状況、県内の受診動向及び医療機能の実態調査を行う。

Q 柳下議員

1 所沢地区における小児二次救急医療体制については、防衛医科大学校病院が実質的に引き受けてくれている。引き続き、医療体制の整備に向け努力してもらいたいが、いかがか。

2 医師確保対策のため、医学生や研修医に対する奨学金や研修資金の貸与制度について、東京都では奨学金の貸与額が40万円となっている。しかし、貸与額や貸与人数などを上げれば良いという問題ではない。貸与人数を増加するなどの取組は評価できるが、いかに埼玉県に定着してもらえるかという視点で施策を進めていく必要があると考えるが、いかがか。埼玉県の魅力を全国の医学生に伝える必要がある。県として、どのような対策を進めていくのか。

A 医療整備課長

1 空白を1日でも解消できるよう、来年度も、努力してまいりたい。

2 委員の御指摘のとおり、単に数を上げれば良いものではない。卒業後の研修医である臨床研

修医をどのような形で埼玉県に定着させるかといった視点を持って施策を講じる必要があると考えている。

県内の病院と臨床研修医のマッチング数が、昨年度に比べて40人程度増えた。これは、臨床研修病院の努力及び県の支援策の成果であると考えている。魅力ある臨床研修病院及び研修プログラム、さらには指導医の指導能力などに医学生は惹きつけられるので、今後もこうした視点から支援策を進めていく。

Q 柳下議員

女性医師の支援対策は、どのように取り組んでいくのか。

A 医療整備課長

医師国家試験合格者に占める女性の割合が3分の1となっていることから、女性医師支援対策は重要なものと認識している。このことから、昨年度において、女性医師支援センターを立ち上げたが、十分な機能を果たせていない状況にあると反省している。

今後は、女性医師のニーズを的確に把握し、ニーズに沿った形で支援策を講じてまいりたい。

Q 柳下議員

日本女医会が率先して、女性医師支援対策について努力している。県として、短時間勤務制度の整備促進や院内保育所の充実など、積極的に支援を行ってほしいが、いかがか。

A 医療整備課長

女性医師が仕事と家庭を両立でき、生きがいをもって働けるよう、また、育児後はスムーズに職場復帰できるよう支援に努めていく。

◆福祉部関係

Q 柳下礼子議員

〈第58号議案について〉

1 給与費減額の具体的な内容について教えても

らいたい。

また、精神疾患などが原因で長期間で休んでいる職員が増えている中、福祉部の状況はどうか。

さらに、児童虐待等が増加し問題が複雑化する中で、児童相談所の職員の負担も増していると思うが、状況はどうか。

2 保育所待機児童対策費について、保育所不足に伴い、就職は決まったが保育所に預けられないという相談が私のところにも多く寄せられている。預けるところはどこでも良いというわけではない。保護者としては、質・環境ともに良いところを望んでいる。そうした点を含めて、整備方針について伺う。

A 福祉政策課長

1 人事委員会の勧告に基づいて給与条例が改正された。内容は、毎月の給料については平均して0.1%の減額、期末・勤勉手当については4.15月から3.95月となり、0.2月の減額となっている。これにより、給与費の減額を行うものであり、減額補正の額は1億6,875万8千円である。

次に、福祉部で90日を超えて休んでいる職員は、平成20年4月1日現在で8名、平成21年4月1日現在で5名、平成22年4月1日現在で6名、現在は4名となっている。

また、同様に、児童相談所では、平成20年4月1日現在で2名、平成21年4月1日現在で1名、平成22年4月1日現在で1名、現在は2名である。

A 子育て支援課長

2 待機児童の解消については、保育サービスの受入枠の拡大を第一に考えている。従来、2,000人を目標としていたが、今年度はその1.5倍となる3,000人、来年度は更にその1.5倍となる4,500人を整備したいと考えている。

そのうち、3,000人分について、認可保育所での拡大を目指していくなど、質の向上にも努

めていく。

Q 柳下委員

この10年間で給与はどのくらい減っているのか。

民間もリストラやベースダウンが激しい。こういう時は逆に公務員の給料を上げて、購買力を上げ内需拡大をして景気回復に資するべきだと思う。公務員も給料やボーナスが減額となり、人数も減る中で仕事の量は増えて大変だと思う。民間への影響も考えると、むしろ給料を上げて職員の士気を上げるべきと考えるがどうか。

また、負担が増加している児童相談所については、余裕を持って仕事ができるようにする必要があると思うがどうか。

A 福祉政策課長

10年間の給与の減額については承知していない。

内需拡大のために給与を上げるべきとの御指摘だが、職員の給与は給与条例に基づき支給することになっている。給与条例が改正されたため適正に対応したものであり、今後も同様の対応となる。

次に、児童相談所に負担がかかっているとのことだが、児童相談所については、平成15年度から76名を増員し、現在277名体制で児童虐待などの問題に対応している。来年度は、南児童相談所に新たに一時保護所を設けるなど、12名を増員することとしている。引き続き、児童相談所の体制強化を図っていく。

A こども安全課長

児童相談所は体制強化を図っているが、相談状況が深刻化しており、厳しい状況に置かれている。職員のメンタルヘルスを守るため、複数で対応し、管理監督をきちんとするなど組織的対応を行っていく。また、すべての問題を児童相談所だけでは解決できない。このため、市町村や地域の子育て支援団体とも連携し、地域ぐるみで相談を行うことで、より良い相談体制を築いていく。

Q 柳下議員

1 奥武蔵あじさい館費について、指定管理期間が1年間となったが、平成23年度は利用率を高めるためどのように取り組むのか。

2 特別養護老人ホーム等整備促進事業費について、入所待機者を減らすため施設を整備しているが、認知症の方の介護など家族介護者は、出かけることもできず本当に苦勞している。対策を進めてほしいが、今後の見通しはどうか。

3 重症心身障害児施設整備助成費が計上されているが、まだまだ施設が足りないのではないかと。介護する家族の負担は相当なものである。今後の整備計画について伺う。

A 高齢介護課長

1 利用率を高めるためには、県、指定管理者、飯能市が相互に連携して取り組む必要がある。飯能市にはすでに協力をいただき始めている。県としてもミニコミ紙などによる広報を強化するとともに、指定管理者にも集客向上に向けた努力を求め、利用率の向上を図っていく。

2 特別養護老人ホームは、平成23年度には1,414人分が完成する。県高齢者支援計画の整備目標を達成できる見込みで、順調に進んでいる。

一方で、在宅介護においては医療的ケアが必要な方が増えている。例えば、たんの吸引が必要な方の家族は夜も眠れない状態である。そこで、平成22年度には、特別養護老人ホームの介護職員によるたんの吸引のための研修を実施した。また、平成23年度には、グループホームや訪問介護事業所のヘルパーに対するたん吸引の研修を実施する。さらに、24時間巡回型訪問介護・看護を検討するなど、今後も家族介護の負担軽減に努めていく。

A 障害者自立支援課長

3 重症心身障害児施設は県内に5施設あり、定員は582人である。また、短期入所を実施している事業所は8か所で、今回の整備計画の定員

は、入所41人、短期入所3人である。

県内の重症心身障害児は推計で2,100人であり、そのうち、在宅の方は約1,500人で、入所待機者は55人である。現時点では、今回の整備計画以外に具体的な計画の申し出は受けていないが、今後も積極的に相談に応じていく。

Q 柳下議員

在宅介護において医療的ケアが必要な方が増え、家族介護者の負担が増加している中、特に訪問リハビリを充実する必要があると考えるが、今後の見通しはどうか。

A 高齢介護課長

訪問リハビリは、老人保健施設等が提供することが多く、地域ケアの担い手として関心も非常に高く期待されている。また、医師会とも連携し、医療、介護、福祉に関する研修を実施しているほか、来年度予算では訪問看護ステーションの機能を充実させるためコールセンター設置の予算も計上している。今後も関係機関と連携・協力し、一層の充実を図っていく。

〈議案に対する討論〉

柳下議員

1 第52号議案について、秩父市など1市4町を秩父広域水道圏として広域的水道整備計画を立て、将来的に事業の経営統合を目指すには、1市4町の水道料金の格差があまりにも大きく、現在料金が低く抑えられている地域では経営統合によって水道料金の値上げが避けられない状況にある。住民に身近なサービスは市町村で、というのが知事の考えであるが、住民にとって最も身近な水道事業を、維持管理の効率化などを理由に広域化することは住民に与える影響が大きいと考え、反対である。

2 第58号議案について、職員に対する給与・ボーナス等の減額補正は、職員の士気や民間への影響を考えると反対である。

〈請願についての発言〉

柳下議員

採択を求める立場から発言する。

国保の滞納者の増加等により、現在、各市町村の国保財政は非常に厳しい運営が続いている。しかし、国保財政悪化の根本的な原因は、国が国庫負担を段階的に減らしてきたことにある。市町村国保の総収入に占める国庫支出の割合は、1984年の49.8%から2008年の24.3%へと半減し、このために国保税は全国平均で1984年の約3万9千円から、2008年の約9万6百円に高騰した。国庫負担の引き上げなしには、たとえ国保を広域化したとしても問題は解決しないばかりか、国保税の更なる高騰や滞納の増加を招くだけであり、国保の広域化には反対である。

以上の理由により、議請第3号については、採択とすることを求めるものである。

〈当初予算案に対する態度〉

柳下議員

第1号議案について、次のとおり、「否」とすべき意見を述べる。

- 1 在宅重度心身障害者手当の新規受給者から、65歳以上の高齢者を排除した予算となっていること
- 2 乳幼児医療助成制度の補助率を財政力によって差をつけ、戸田市など8市1町に負担増を強いていること
- 3 埼玉県後期高齢者医療広域連合から強い要望が出されているにも関わらず、これを無視して基本健康診査に対する県費補助を実施しない内容となっていること

3 産業労働企業委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）

2011年3月4日

◆産業労働部関係

Q 山川すみえ議員

- 1 平成22年度2月補正予算で、中小企業イノベーション支援事業費について多額の減額補正をしているが、理由は何か。
- 2 新事業創出支援事業費が減額となっている理由は何か。
- 3 県単独中小企業設備貸与事業貸付金が減額となっている理由は何か。中小企業者に利用されていないということか。

A 産業支援課長

- 1 中小企業イノベーション支援事業のうち、補正額の大きいチャレンジ経営普及促進事業の主な補正理由は、契約の入札差金が発生したことである。落札した業者は、既存の設備や事務所などの経費を削減することで、低価格の入札を行うことができたようである。

A 新産業育成課長

- 2 新事業創出支援事業は、国が運営するインキュベーション施設の入居者に対する賃料を補助するものであるが、対象者が見込みより少なかったため、減額したものである。

A 金融課長

- 3 県単独中小企業設備貸与事業貸付金については、一般会計から財団法人埼玉県中小企業振興公社に消費税相当額を補助することとしているが、公社における消費税の納税が年度内ではなく来年度5月となり、本年度は補助が不要となったため、この分の減額をするものである。

Q 山川議員

新産業支援のような新しいことを始めるのも大事だが、今は仕事がないという県内中小企業者の

声が大きいです。不況のときには、いろいろな仕事を拡大することが必要だ。住宅リフォーム、塗装業、街中の商店などの仕事を増やす方が有効ではないか。こうした中小事業者の仕事を増やし拡大する面では、何を行っているのか。

A 産業支援課長

中小企業振興公社では総合相談窓口を設けて様々な相談に当たっている。仕事が欲しいという中小企業の支援のため、県内5か所地域ミニ商談会を実施した。また、常時仕事の受注と発注のマッチングを行い、中小の事業者の仕事の拡大に努めている。

Q 山川議員

- 1 第77号議案について、埼玉県雇用創出基金の設置期間を延長することは理解できるが、基金の残額が多いのではないかと。
- 2 他県では自治体独自の雇用活動ができており、12月定例会の本委員会での質問に対し、「検討したい」との答弁だったが、本県で同じような制度を設ける考えはあるか。

A 就業支援課長

- 1 緊急雇用創出基金について、平成24年度までの残額が多いのではないかとのことだが、事業の掘り起こしに努めるなどして、基金の完了までには使い切るようにしたい。
- 2 県での直接雇用については、秋田県と宮城県でそのような制度があるが、本県はここまでは行わない。限られた財源の中、他を充実することで就業支援を図ることとした。

Q 山川議員

第81号議案では、東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者を指定することだが、この

施設に就職相談を実施するヤングキャリアセンターなどを入れる考えはあるか。

A 産業拠点整備課長

この施設は産業支援を目的としており、その中で可能であれば考えていきたい。

Q 山川議員

東部地域ふれあい拠点施設の指定管理者については、第1順位としていたものが指名停止となったため、第2順位がなつたと聞いていたが違うのか。

A 産業拠点整備課長

新設の施設であり、万が一の場合を考え、要領に基づき第2順位を予め定めておいた。今回、第1順位の企業が指名停止となったため、第2順位を繰り上げたものである。

Q 山川すみえ議員

平成23年度当初予算に関して、知事は、昨日の予算特別委員会で、ヤングキャリアセンター、中高年就職活動支援コーナー埼玉を移設し、女性キャリアセンターの就業支援拠点と統合することについての発言があった。事務方からは就業支援拠点の移転と特区によるハローワークの地方移管は全く関係ないと聞いていたのに、知事は民間に職業紹介事務を委託する理由として、特区によるハローワーク移管を準備しているからというようなことを言っていた。これで間違いなのか。

A 就業支援課長

就業支援拠点を移設し新都心に集約することと、ハローワークの地方移管が同じタイミングで行われているのでわかりづらいが、別のものである。浦和又は大宮のハローワークを一か所移管するという議論をしている中で、同じタイミングでそれに反するような就業支援拠点の一体的運営を行うのはどうかということである。

Q 山川議員

1 新聞記事によれば「ハローワークの地方移管も考えて3月に計画を出す」とされていた。そうすると、ヤングキャリアセンターをまずさいたま新都心に移そうと考えたと思わざるを得ない。別のものというのはおかしいと思うがどうか。

2 ヤングキャリアセンターのハローワークコーナーの10人の職員はどうなるのか。

A 就業支援課長

1 浦和又は大宮のハローワークを移管することについて、国は権限移譲を伴わない一体的運営を主張しているが、県はそうではなく特区申請という形で、浦和又は大宮、どちらか一つの権限移譲を3月中に要望しようと考えている。

2 ヤングキャリアセンターの中にあるハローワークコーナーは一体なので、国のハローワークコーナーの職員も一緒に新都心に移転してくる。

Q 山川議員

知事は「特区申請で何らかの形で一つにしたい。県に移管する準備をしている。共存できないかという仕組みを妙な形で例示してはいけない」という判断があって、このような形をとった」と言っているがどういう考えか。女性キャリアセンターと中高年就職活動支援コーナー埼玉の両方も、民間業者に委託して就職相談を行うのか。

A 就業支援課長

ヤングキャリアセンターは、国と一緒にジョブカフェというスキームの中で一体化して運営している。これに対して、女性キャリアセンターや中高年就職活動支援コーナー埼玉などは、そういった国の制度がない。そのため、仮にヤングキャリアセンターと同様に行おうとすれば、国が新たな制度を作るか、国に特別な要請をするということになる。そのような中、今の段階で一緒に職業紹介を行うと、一体的運営という国の主張する方針に乗ってしまうことになりかねない。そうした判

断で、暫定的に女性キャリアセンターと中高年就職活動支援コーナーは民間委託ということになった。

Q 山川議員

一体的運営という国の方針に乗ってしまうと言うが、私たち県民はハローワークという国の機関が、職業紹介やその内容について、また、雇用保険の失業給付について、責任を持って行ってくださることを大事だと思っている。一体的運営は大事なことだ。それなのに、民間委託になると全国的なデータがないとか、企業に補助金を出して人材確保の要請をしてもらうことができなくなるなど、国が責任を持って行うことが難しくなる。

女性キャリアセンターや中高年就職活動支援コーナー埼玉におけるハローワークによる職業紹介について、埼玉労働局は、県からの依頼があればいつでも協力すると言っていたが、県から要請は行ったのか。

A 就業支援課長

文書等による正式な要請はしていない。いろいろな場面で埼玉労働局とのやり取りをしているが、依頼してもすぐにはできるものではないと認識している。また、ヤングキャリアセンターの移転が決まったのがかなり遅い時期であったということもある。民間による職業紹介は暫定的なものである。

Q 山川議員

特区が先にありきで、一体的な運営に乗ってしまうからダメという方針があったのではないか。

A 就業支援課長

現場では、ハローワークと一緒に仕事をしている。そのような中で、まずは一回は移設というステップがあり、その先の議論ではないかという話はあった。ハローワークから断られたというより、すぐにハローワークに来てもらえる状況ではなかった。当初、移設の話をしている中では、「いつで

も協力する」ということまでの話はなかった。

Q 山川議員

民間委託による職業紹介に予算はいくらかかるのか。

A 就業支援課長

セミナーやカウンセリングも含むので、職業紹介だけの予算ではないが、女性では約6,400万円、中高年では約4,300万円である。

Q 山川議員

職業紹介はどの程度行うのか。

A 就業支援課長

開所日には職業紹介を行うので、月曜日から土曜日までの毎日である。

Q 山川議員

次世代産業参入支援事業について、中小企業の取組を支援することは重要であると考えているが、どの程度の雇用創出効果があったのか。

A 新産業育成課長

次世代産業参入補助金については、試作品等の研究開発を支援するものであり、その後事業化に向けた取組や取引が拡大することを通じて、その結果として雇用の創出を図ることを想定している。平成22年度は、合計6,000万円の1/2補助を行うことにより、約1.2億円の研究開発投資が行われた。まだ、試作品の開発を終えていないところもあるので、今後、具体的な雇用も含めた効果の検証を行っていく。なお、一番早く試作品開発に成功した企業では、所沢に工場を新設し、実際に7人の新規雇用が生まれている。

Q 山川議員

平成23年度の予算案のうち中小企業支援に関する部分はトータルでいくらぐらいか。

A 産業労働政策課長

知事が議会で答弁したとおり、地域振興ふれあい拠点施設の整備や企業誘致に係る事業など一部を除いて、産業労働部の予算はそのほとんどが中小企業支援の予算である。

Q 山川議員

若者の就職相談や自立支援の施設は各地域にはほしいが、西部地域振興ふれあい拠点施設では、そういう考えはあるのか。

A 産業拠点整備課長

産業支援の施設の中で可能であれば検討していきたい。

◆企業局関係

Q 山川すみえ議員

工業用水道事業会計、水道用水供給事業会計で繰上償還があると聞いているが、借入事業は何本あるのか。借り換えた後の金利はどれくらいで、結果としてどのくらいの節約ができたのか。

A 財務課長

工業用水道事業会計、水道用水供給事業会計とも複数本の繰上償還対象事業がある。水道用水供給事業会計については借換債を発行し、1%くらいの金利を想定している。現行金利の1/5から1/6くらいになり、試算すると10年間で33億円が節約できることとなる。工業用水道事業については内部留保資金で償還する予定である。

Q 山川議員

白岡瀬地区産業団地は財政計画どおり事業は進捗しているのか。

A 地域整備課長

平成22年度においては、用地の取得と詳細設計を予定している。用地買収に関しては、現在、買収の準備手続きをしている。全体での進捗率は金額ベースで1%程度となっている。

Q 山川議員

減額の給与条例改定を12月で行っているところだが、工業用水道事業会計、地域整備事業会計の人件費の補正状況はどうか。

A 財務課長

給与条例の改定により不用が見込まれるところだが、企業局は退職給与引当金が必要で、不用分は不足する引当金に充てる予定のため、給与の減額補正は行っていない。

Q 山川議員

海外での水ビジネス関連事業を展開する一方、浄水場の委託などにより、職員定数の削減も行っており、職員の持つ技術力を継承していけるのか心配である。技術力の継承については、どのように考えているのか。

A 管理担当部長

海外での水ビジネスが展開することになると、新たに水道の整備を進めていくことになる。計画策定や管路等の水道施設の整備を実際に行っていく過程で、国内ではできない経験を積めることから、職員の育成にもつながるものと考えている。

Q 山川議員

それは理解するが、民間委託が進み、職員が減らされる中で、どのように人材の保持をしていくのか。

A 管理担当部長

企業局では人材開発計画を策定しており、これに基づき企業局内部での研修を実施するほか、外部機関が主催する研修に職員を派遣するなどにより、職員の育成を行っている。また、厚生労働省などの4つの公的機関に各1人ずつ、計4人を派遣し、最新の専門的知識の習得を図るなど、人材育成に努めている。また、ヒヤリハットや事故、困難事案への対応事例をまとめた事例集を今年度中に策定する予定であり、来年度以降、研修等

活用していきたいと考えている。このほか、場長経験者を含む再任用職員を浄水場などの地域機関に配置し、若手職員と一緒に夜間勤務等の業務に従事させることにより、実践を通じて、若手職員への技術力の継承を図っているところである。これらの取組を通じて、技術力の継承を確実に行っていきたい。

Q 山川議員

海外ビジネスは重要であるが、国内での災害や事故に的確に対応するため、技術者の育成に力を入れてほしい。(要望)

〈議案に対する討論〉

山川すみえ議員

第58号議案「平成22年度埼玉県一般会計補正予算」に反対である。まず、再就職支援事業費の補正である。これは、訓練実施後に、その訓練の委託先に対し、就職できた場合に出される報奨金だが、就職率55%以下が60%もあり、支出額が少なかったことが補正の理由である。高等技術専門校の就職率が90%というときに、これでは困る。やはり、民間委託と公がやっているものとの違いではないか。また、職員給与の引き下げなどが今回の補正に盛り込まれていることもあるため、反対させていただく。

次に、第69号議案「平成22年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算」については、八ッ場ダム本体工事の予算が計上されているため、反対である。

〈調査依頼に対する意見〉

山川すみえ議員

第1号議案「平成23年度埼玉県一般会計予算」について、「否」とする立場から意見を述べる。予算特別委員会と今日の議論を通じてわかったのは、県民の利益よりさいたま新都心への移転が先にありきで、ヤングキャリアセンターの移転を決めてしまったことである。これは、知事がハローワークの権限移譲のために移転をさせたと言わざるを得ない。職業紹介を1億円も使って民間に委託するのは、ハローワークは無料なのだから、県民も納得しないだろう。リクルートなどの冊子で紹介された職の労働条件が、全く違っていたという苦情もたくさんある。雇用保険と切り離して職業紹介だけを実施することにも疑問があり、納得できない。よって、「否」とすべきである。

また、第17号議案「平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計予算」についても、八ッ場ダム関連事業の予算が計上されているため、「否」とする。

4 循環社会対策特別委員会における柳下礼子議員の質疑 (要旨)

2011年3月8日

〈循環型社会の構築に向けた取組について〉

Q 柳下礼子議員

1 資料4ページ、「エ廃テレビのリサイクルの促進」について、3Rの推進にはリユース(再使用)及びリサイクル(再生利用)とある。使えるものは長く使うべきである。しかし、テレビについては、使えるテレビであっても買い替える必要がある。製造メーカーは儲かるかもしれないが、このような仕組みはいかがなものか。

本年7月の地上デジタル放送完全移行に向け、ブラウン管テレビなど、旧式テレビが大量に不法投棄される懸念がある。今後、どのように廃テレビの不法投棄対策に取り組むのか。

A 資源循環推進課長

1 今年度、9都県市首脳会議において、廃テレビの適正なりサイクルの仕組みづくりについて国に要望するとともに、県としても家電販売店

や引越業者等を訪問し、廃テレビの適正なりサイクルについて、顧客に対して普及啓発をするよう働き掛けた。

また、今後、市町村の廃棄物担当者会議を通じ、市町村の広報などを活用し、県民に対しても、廃テレビの適正なりサイクルを働き掛けていきたい。

Q 柳下議員

2 テレビについては、ほとんどの部品がリサイクルできるはずである。製造メーカーは、テレビなどのリサイクルについてどのように対応しているのか。

A 資源循環推進課長

2 家電リサイクル法によると、消費者はリサイクル料を負担し、販売店に引き渡す必要がある。一方、製造メーカーは、再商品化することが義

務づけられており、メーカーは法の趣旨に則って、行動することとなる。

Q 柳下議員

3 今回は、国の施策により7月までにテレビを買い替えなくてはならず、不用なテレビが出てくる。テレビ難民も出てくると言われている。国の施策であるが、7月24日以降、どうなるのか。製造メーカーはテレビを作り続け、後始末は市町村、本人ということになる。このようなシステムはおかしいと考えるが、どうか。

A 資源循環推進課長

3 廃テレビについては、平成21年度、86%が回収され、再生されている。残りの14%のうち、一部が不法投棄などとなっている。県としては、再商品化しやすい仕組みをつくるように国に要望するなど強く働き掛けていきたい。

5 教育改革・文化・スポーツ振興特別委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）

2011年3月8日

Q 山川すみえ議員

1 4月20日に行われた全国学力調査に参加した学校と参加しない学校の間があった。その後の4月26日に行われた県の学力調査において、全国の調査に参加した学校と参加しない学校で成績の差があるか。

2 県、市町村教育委員会、学校には調査結果を知らせているが、公表の際は学校名を伏せていた。しかし、資料を見ると分かるという現場の声もある。教育委員会で順位を付けるようなことがあったのか。教育委員会の方針として、過度な競争がないように十分配慮するということがあったと思うがどうか。

A 義務教育指導課長

1 全国調査は小学校6年生と中学校3年生を対象、県の調査は小学校5年生と中学校2年生を

対象としているので、直接関係はないと思われる。そういったデータは持ち合わせていない。

2 公表の際の配慮事項としては、設問ごとの結果の公表という形をとっている。過度な競争といったときに一番気になるのは、学校全体にランクがついてしまうことへの懸念であるが、今回は全体の点数を出していない。この設問ではこの地域が強かったのでこの地域に学ぼうとか、この設問では自分たちの地域は弱いから今後どう補強していこうか、ということが考えやすくなるような形で提供している。したがって、序列化に結び付くような公表でなくて、自らの課題をしっかりと把握し、結果の良かった地域、成果を上げている地域に学ぶことができる形での資料提供をしている。

Q 山川議員

質問紙調査については、どのような調査で、どのようなことが分かったのか。

A 義務教育指導課長

県が推進している3つの達成目標に関連する事柄などについて、普段どのように過ごしているか、ということなどを聞いたものである。例えば、「宿題が出れば必ずする」と答えた子どもの割合は、元々9割を割っていたものが9割を超えてきた、「学校への持ち物を必ず確かめる」という子どもたちの割合は、前年度と変わらず9割程度である、という結果が出ている。

Q 山川議員

「勉強が好きか」という質問では、中学生の3割程度しか好きという回答がなかったという報道があったがどうか。

A 義務教育指導課長

学校や勉強に対する意識ということで、「勉強が好きだ」という質問がある。中学生では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせて約3割となっている。前年度に比べると、わずかながら伸びている状況である。

Q 山川議員

学力だけではなく、質問紙調査から分かったことの改善も大事だと思うが、どう取り組んでいるのか。

A 義務教育指導課長

義務教育ということを考えると、まず、勉強の中身を分かってもらいたいということがある。そうしないと、勉強が好きにならない。学習状況調査等で正答率が伸びなかった問題に対しては個別に対策をしたり、3つの達成目標で基礎が固まっていない子どもたちにはワークプリントを提供する、といった対応をしている。勉強への興味、やればできる、分かったら楽しいなどというところ

から、学校への興味をつないでもらいたいと考えている。「勉強が好きだ」をきっかけとして「学校が好き」につなげていくことを考えている。

Q 山川議員

学力調査結果の公表の件だが、設問別に公表するのであれば、市町村別でなく県の結果として公表すればよいのではないか。序列化につながることを心配している。この点についてはどうか。

A 義務教育指導課長

各市町村ではそれぞれが力を入れて取り組んでおり、それが成果につながっている例も多い。これまで、県全体に目が向いてしまい、国と比べてどうかという視点しかなかったが、県内の成果を上げている取組、特徴的な取組に目を向けることが必要と考えている。

あえて設問別に結果を示すことで、集中的に取り組んで成果を上げている例をあぶり出せるようになり、そういった事例を他の市町村が学ぶことができるようになった。各地域の課題はそれぞれであり、全体として結果のよいところであっても、個別の分野で見たときには、もう少し頑張らなければならない分野もある。そこで、他の市町村の取組に学ぶことができるようになる。

また、全県的には成果が上がっていないところでも、こういう取組は一所懸命やっていて、全県的に誇れる、モデルになることもある。それぞれの地域がそれぞれのニーズに応じて、必要なところから情報を得て、課題に応じてレベルアップを図っていくという形に進んでいると思う。単なる序列化ということを越えて、現在の設問別での公表を今後も続けていきたい。

Q 山川議員

- 1 現場での市町村教育委員会と学校の間を見れば、そう理想的にはっていない。私は、公表しない方がよいと考えている。(意見)
- 2 「東京大学 大学発教育支援コンソーシアム 推進機構」と、埼玉県教育委員会とはどのよう

な関係なのか。委託なのか。

- 3 教材開発した後の所有権はどうなっているのか。今後も教材開発が進むと思うので、整理しておいた方がよいのではないか。

A 高校教育指導課長

- 2 東京大学の小宮山前総長が、教育再生会議において、産学官の社会総がかりでの教育再生を提言し、平成20年7月に設立されたものである。埼玉県はそれに助けてもらっている関係である。
- 3 教材は共同開発をしており、各学校の授業で使ってもらえるように全国に広く発信している。所有権というよりは、よい教材は拡大し、現場で役立ててもらいたいと考えている。

Q 山川議員

- 1 推進機構ということなので、国の機関と考えて良いのか。
- 2 全国に発信するのはよいが、産学官となると教材が宣伝物にもなる。そのためにも所有権をきちんと整理しておくべきではないのか。

A 高校教育指導課長

- 1 コンソーシアムには東京大学だけでなく、京都大学なども参加しており、国からの予算も入っている。
- 2 教材は、生徒のために発信していきたい。

Q 山川議員

- 1 全国でコンソーシアムを利用している例はあるのか。
- 2 今年は、内向き思考を変え世界を目指すことを県の方針としているが、「世界を目指す『志』育成事業」とは、どういう事業か。

A 高校教育指導課長

- 1 全国では、宮崎県の上野原町が先進で、埼玉県はその次になっている。
- 2 「世界を目指す『志』育成事業」は、内向き

を解消するための事業である。具体的には、高校生30人をマサチューセッツ工科大学やハーバード大学に派遣したり、5人の教員を海外に派遣したりして、その成果を広く還元するものである。生徒が、志を高く持って卒業できるようにしたい。

Q 山川議員

スポーツ振興の取組の課題として「設立された総合型地域スポーツクラブの円滑な運営の支援」とある。確かに、設立から5年経つと補助金を受けられなくなって大変であり、ふじみ野市のクラブも、これからどうしたらよいか悩んでいる。具体的な支援とはどのようなものか。

A 市町村支援部副部長

現在65の総合型地域スポーツクラブが設立されているが、その中には、運営基盤が安定しているクラブもあれば、苦勞しながら運営しているクラブもある。委員御指摘のとおり、財政支援については、最長5年で打ち切られる。したがって、その間に安定的な基盤を形成する必要があるため、広域スポーツセンターの担当の者が、各クラブに出向き、成功しているクラブの例などを示しながら、様々な相談に応じたり、指導や支援を行っている。

クラブ数についてはある程度達成できたので、今後は、円滑なクラブ運営の支援を重点的に取り組んでいきたい。

Q 山川議員

スポーツ施設が少なく、財政基盤もないので活動に困っている。市が一所懸命施設の確保をしてくれてはいるが、やはり足りない。また、財政面でお金を徴収するにしても、あまり高い金額では人が来なくなってしまう。県としての財政支援は考えていないのか。

A 市町村支援部副部長

現在、スポーツ振興くじtotoによる助成金

を使っているが、各団体からも様々な形で支援をしていただきたいと言われている。現在の状況で、

どの程度のことができるのか検討していきたい。

6 予算特別委員会における柳下礼子議員の締めくくり総括質疑

2011年3月10日

Q 柳下礼子委員

日本共産党の柳下礼子です。

引き続き、ヤングキャリアセンター埼玉と埼玉県女性キャリアセンター、中高年支援コーナー埼玉の職業紹介事業の民間委託問題を取り上げます。

警察庁が3日、2010年の自殺者の動機や年齢を発表しました。その中で、就職失敗で自殺した人が2割増となり、特に20代の青年は153人に上ったとのことでした。

3日の予算特別委員会で、「なぜ女性キャリアセンターと中高年支援コーナーにハローワークの協力を要請しなかったのか」という私の質疑に対して、知事は、「共存してやれるじゃないかという仕組みを妙な形で例示してはいけないという判断」とお答えになりました。つまり、ハローワークとの連携がうまくいってしまうと、県へ移管の意味がなくなってしまうということですよ。

実は、私は埼玉県労働局職業安定部長とお会いいたしました。マザーズハローワークなどの出向を増やす要請があれば、前向きに検討したいとお約束していただいています。国の側は、女性のために協力は惜しまないと言っているんですね。

そこで、提案ですが、知事から協力要請を行い、女性キャリアセンターや中高年支援コーナーにも、ヤングキャリアセンターのようなハローワークコーナーを是非併設していただきたいのですが、いかがですか。

A 上田清司知事

そもそも国のガバナンスというのは、地方のガバナンスと比べると3倍悪いんですね。この10年間の行政改革を見ても、定数削減を見ても、地方は10%削減できているんですが、国は2.9%し

かできていないんです。そういうガバナンスの悪い国がやるよりも、ガバナンスのいい地方がやることのほうが、はるかに県民にとって、国民にとって幸せだということで、出先機関を廃止して私たちが運営しますよという議論をしているところですね。その一つとしてハローワークがありますということを私たちは提案しております。

今、ハローワークは、基本的にほとんどの地区で1時間から2時間待っています。でも、農水省は行きません。国土交通省関東整備局は行きません。関東財務局は助っ人に行きません。県であれば、産業労働部にいたメンバーがどんどん助っ人に行きます。そして、景気が良くて雇用状態が良いときはほとんど引き揚げて、ちゃんと需給を整理します。そういう意味で、県がしっかりとハローワークの機能を持つことのほうが重要であって、国にハローワークの機能を要請して、どんどんそれをくっつけましょうということであれば、正に私たちが言っている出先機関改革とは反対のことをやってしまうということになるので、御理解を賜りたいと思います。

Q 柳下礼子委員

今の知事のお答えで、ガバナンスが悪い国がやるより地方がやったほうがいいということですが、ハローワークのノウハウ、職業紹介、あっせんとか、それから実際に私も千葉とか埼玉県のハローワークを視察しましたがけれども、現在ワンストップでいろんな相談にも乗っているわけなんです。そういう面では、やはり県としては、ハローワークの持っているノウハウとか経験とか実践はないわけですね。その点については、知事の言っている、県にすぐ移管して、今の就職難に応える

ことができるのかどうか。

それと、女性キャリアセンターの民間職業紹介事業者の委託費用というのが6,417万円、それから中高年支援コーナーが4,300万円、合わせて約1億円なんです。ですから、これがハローワークに来てもらったら無料になるわけなんですね。そういう面で、この1億円があれば、私はヤングキャリアセンターを大宮から新都心に移さなくてもいいし、西武線や東武線の沿線に支所もつくれるというふうに思うんです。それで、女性キャリアセンターと中高年支援コーナーの民間職業紹介事業委託、これは撤回をして、ヤングキャリアセンターの移転を中止して、西部や東部や北部に支所をつくるべきだというふうに考えますが、併せてお答えください。

A 上田知事

国のハローワークの機能やノウハウの蓄積、そういうものは私ども今も活用しております。同じように、国は、例えばワンストップでなぜできるかということ、県が県営住宅だとかのお世話をしている、あるいは生活保護のお世話をしている。こういう機能は、実はハローワークにはないんです。だから、まず基本的には、職を失った人は、時と場合によっては住宅も失っています。そして、もうほとんど預金がないような人は、すぐ生活保護に駆け込まなくちゃいけないんです。そういう機能は、実は地方自治体が持っているんです。だから、職業紹介から就労までの過程の中に住宅あるいは福祉、生活保護、そうしたもろもろの部分を全部できるのは県なんです、あるいは政令市なんです。だから我々がやったほうがいいという議論なんです。したがって、国に、ハローワークを地方に移管したらいいかということをお私たちは言っております。

そして、人数に関しても、例えば景気がいいときハローワークの人数を減らすことはできません。しかし、県では必要な人材を必要なところにそれぞれ振り向けることができます。国は縦割りですから、そういうのを見ていただいて、総合的に判

断していただくのが私は大事じゃないかというふうに考えるところです。

Q 柳下礼子委員

知事のお答えは納得いきませんが、次の質問に移ります。

ハローワークの職業紹介事業の地方移管に関する特区申請についてです。

知事は、浦和や大宮のハローワークの一つを県に移管する特区申請を御検討されているようですが、なぜハローワークを県に移管する必要があるのか。千葉のジョブカフェもハローワークも、県が協力し合って、ここでは登録数が6万人、就業率5割以上を実現しています。このような協力の形ではなぜいけないのか疑問です。

知事会での報告も、私、読ませていただきましたけれども、今必要なのは、これは県がやるべき、これは国がやるべきとかという権限争いではなくて、協力して、力を合わせて青年たちの、そして女性たちの、中高年者の職業に対する紹介事業ですね、これをしっかりとやっていくことだと思います。知事は、今後民間にできるものは民間にということで、今回のように1億円も使って民間にやるわけでしょう。民間が、もうできませんよと言えどもどうなるんですか。そういう点では、職業紹介事業というのを民間委託したいというお考えか。特区申請して、そして県に戻ってきたら、今度はそれを全部民間にする考えなのかどうか、併せてお尋ねしたいと思います。

ワンストップで身近で便利になるということなんですけれども、現在でもハローワークは、市町村とも協力してワンストップでやっております。それについては認識が違うというふうに思うんですけれども、この点についてもお尋ねしたいと思います。

A 上田知事

現制度下で、県も市町村もハローワークと共同して一体的に可能なだけやっているんです。当然なんです。それは不便だからなんです。ハローワー

クだけで仕事をすると、先ほども言ったように、県営住宅、市営住宅のお世話ができない、あるいはまた生活保護の申請ができない。だから、私たちはお手伝いをしながら一体的にやっているんです。

であれば、最初から地方自治体に窓口を設けたほうがはるかに便利だと。また、ガバナンスもいいと。先ほどから言っていますように、スーパーのレジというのは、昼間は3人しかいなかったりします。夕方は10人ぐらいの列ができます。こ

のように柔軟に地方はできるんですけども、国はそれができない、こういうことを申し上げているんです。

それから、民間の委託の部分ですが、正に、なかなか渡してくれませんから、それであれば、もし浦和が大宮あたりでも一つ県にやらせてくださいと。そして競争させてくださいと。どちらが本当にうまくできるかどうか、そういうことを提案するために特区申請をする予定にしているんです。

7 予算関連議案に対する柳下礼子議員の反対討論

2011年3月15日

日本共産党の柳下礼子です。

まず、討論に入る前に、去る11日午後発生した東北地方太平洋沖地震、津波で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、負傷者や被災地の皆さんに心からお見舞い申し上げます。

それでは、日本共産党議員団を代表いたしまして、第1号議案、第17号議案、第58号議案及び第69号議案に対する反対討論を行います。

まず、第1号議案「平成23年度埼玉県一般会計予算」ですが、以下申し上げる理由により反対するものです。

第一に、利水上も治水上も建設の根拠が失われているハッ場ダム建設に、企業局の予算を含めて約55億円、完成の見通しが全く立たない利根川、荒川、江戸川のスーパー堤防建設のために38億6,000万円余の予算を計上するなど、無駄な大型公共事業に多額の予算をつぎ込んでいることです。今、県民から最も強く求められているのは、県営住宅の建設や住宅のリフォーム、耐震補強に対する助成、歩道の整備といった県民生活に密着した公共事業であり、今こそ公共事業の転換を図るべきであります。

第二に、子ども医療費の無料化を中学校卒業まで拡充している自治体が、昨年10月1日現在、入院で52市町、通院で30市町まで広がっている

にもかかわらず、県の乳幼児医療費助成制度の年齢拡大が図られなかったことです。また、乳幼児医療費助成制度を含む福祉医療制度に係る市町村に対する補助率が、富裕団体と言われる地方交付税不交付団体について、低率に抑えられたままとなっていることも重大です。

第三に、国庫負担率の削減によって市町村国保が厳しい財政運営を余儀なくされているにもかかわらず、2008年度以降、県費単独補助が打ち切られたままとなっていることです。また、後期高齢者医療広域連合から健康診査に対する県補助金の創設を求める要望が出されているにもかかわらず、これを無視して予算措置を講じていないことも問題です。市町村の財政負担の軽減や健診内容の充実と受診率の向上を図る上でも、県費助成を実施すべきであります。

第四に、在宅重度心身障害者手当について、同じ障害者でありながら、65歳以上の高齢者を引き続き新規支給の対象から除外し、差別していることです。介護保険の支給対象になるからといって、高齢の重度障害者から手当を取り上げることは、断じて許せません。

第五に、ヤングキャリアセンターと中高年就職活動支援コーナーを女性キャリアセンターのある男女共同参画推進センターに移転した上、中高年

と女性について新たに民間委託にする職業紹介事業を導入しようとしていることです。埼玉労働局が職員の派遣を前向きに検討するとしているにもかかわらず、中高齢と女性のコーナーの職業紹介事業を民間業者に約1億円もかけて委ねていることは、予算の無駄遣いであるだけでなく、職業紹介事業の公的責任を後退させるものであります。国からの権限移譲が職業紹介事業の民間委託化だとすれば、これは利用者本位のワンストップサービスを目的としたものではなく、単なる職業紹介事業を民間に開放するための方便だと言わざるを得ません。

第六に、再編整備の名で県立高校の統廃合計画を推進するものとなっていることです。知事が本心から人材への投資をお考えなら、大学や高校生の留学支援といった一部の生徒、学生に特化した施策ではなく、県立高校の統廃合計画を取りやめ、少人数学級によるきめ細かな授業によって全体の学力アップを図るべきです。

第七に、国の同和対策が終了したにもかかわらず、いまだに人権施策推進や人権教育の名で、同和対策事業を継続していることです。前例にとらわれずに事業を見直すというのが知事の考えではなかったのですか。同和対策事業こそ、真っ先に見直すべき事業であり、直ちに廃止すべきであります。

第八に、私立幼稚園の保育料に対する父母負担軽減補助について、家計急変世帯に対する補助単価を引き上げる一方で、11万人以上に上る一般世帯に対する年間4,000円の補助金を打ち切り、総額で4億円近い予算を削ったことです。保護者から毎年補助単価の大幅な増額を求める声があっ

たにもかかわらず、家計急変世帯への補助増額と引き換えにこの補助を打ち切ったことは、到底許されることではありません。

最後の反対理由は、知事部局の職員170人、教育局職員等61人など、引き続き職員定数を大幅に削減するものとなっていることです。住民の暮らしに密着した地方自治体の仕事と役割がますます大きくなっているにもかかわらず、公務員の削減を行うことは、結果として県民サービスの低下、職員の意欲や士気の低下につながるものと考えます。

以上申し上げた理由により、第1号議案に反対するものです。

次に、第17号議案「平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計予算」については、八ッ場ダム建設関連予算を計上していることから、反対するものです。

次に、第58号議案「平成22年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）」についてです。補正予算案では、知事の提案説明にもありましたように、県営公園や県立学校施設の維持改修や、試験研究機関や県立図書館の機能充実のための予算も計上されていますが、県一般職員の給与改定に伴う減額補正が含まれていることから、反対するものです。

次に、第69号議案「平成22年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）」は、八ッ場ダム建設関連予算の補正も含まれていることから、反対です。

以上で私の反対討論を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手起こる）

8 条例その他の知事提出議案及び請願の審査結果に対する山川すみえ議員の反対討論

2011年3月15日

日本共産党の山川すみえです。

日本共産党議員団を代表しまして、第21号議案、第23号議案、第29号議案、第31号議案、

第45号議案、第52号議案ないし第54号議案、第56号議案、第82号議案について異議申立てを認める討論、議請第2号ないし議請第5号、議請

第7号及び議請第8号について審査結果に反対し、採択を求める討論を行います。

最初に、第21号議案及び第45号議案は、関連しておりますので一括して討論いたします。

第21号議案は、事務事業の執行体制の見直しなどに伴い、知事部局や病院局などの職員定数を改定するものです。県立がんセンターの新病院の開設準備のために病院局職員を80人増員することには異存がありませんが、知事部局の職員定数を170人も削減することには賛成できません。同様に、第45号議案では、教育委員会事務局職員の定数を18人削減するものとなっております、反対です。反対理由については、既に柳下議員が第1号議案に対する反対討論で述べておりますので、繰り返しません。

次に、第23号議案は、部局長級職員の管理職手当を10パーセント減額する期間を更に1年間延長するとともに、新たに副部長級職員の管理職手当の10パーセント削減を来年3月31日まで実施するものです。今回新たに減給の対象に加えらる副部長級職員は146人に上り、県税事務所や保健所などの所長もおられます。職員は、定数削減で労働強化を強いられてきた上に、この10年間で給与は平均100万円も引き下げられています。残業手当に替わる管理職手当の削減は、中堅幹部職員の意欲や士気の低下につながるもので、到底認めるわけにはいきません。

次に、第29号議案は、浦和県税事務所と大宮県税事務所を統合する一方、自動車税を納期限内に納付する場合などに限定している収納事務の委託の対象を、全ての科目で可能とするための条例改正であります。しかし、収納事務の委託の対象を全ての税目に広げることは、個人情報保護の観点から問題があり、反対です。

次に、第31号議案「埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例」、同センター内に中高年就職活動支援コーナー埼玉及びヤングキャリアセンター埼玉を移転することに伴い、セミナー室5と、こころとからだの実習室を廃止するものであります。そもそもヤングキャリアセン

ター埼玉を、ターミナル駅の大宮から乗降客の少ないさいたま新都心へ移転すること自体、県民の利便性を損なうものです。同センターは、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援する目的で設置された施設である。女性の賃金は男性の半分、県議会の女性議員の割合は5パーセントというように、本県の男女共同参画の進捗状況は依然として遅れたままです。男女共同参画の推進のために、センターの役割がますます重要になり、機能強化が求められている今日、センターの縮小は納得がいきません。特に、こころとからだの実習室のように女性の健康問題に着目した独自の施設は、研究次第で様々な活用の可能性を持つ重要な施設です。この部分をヤングキャリアセンターの事務室に転用することは許されません。

次に、第52号議案「広域的水道整備計画を定めることについて」は、秩父市など1市4町を秩父広域水道圏として広域的水道整備計画を立て、将来的に事業の経営統合を目指すものですが、1市4町の水道料金の格差が余りに大きく、現在、料金が低く抑えられている地域では、経営統合によって水道料金の値上げが避けられない状況にあります。住民にとって最も身近な水道事業については、維持管理の効率化などを理由に、12ブロックへの統合先にありきで広域化するのではなく、各市町村の実情に沿った柔軟な対応に努めるべきです。

次に、第53号議案、第54号議案及び第56号議案は、関連しておりますので一括して討論を行います。

いずれの議案も、それぞれの事業に要する経費について関係市町の負担額を定めるものですが、我が党は、いずれの事業についても関連市町に負担を強いることなく、県の責任において事業を遂行すべきであると考えます。

最後に、第82号議案は、昨年3月から無断欠勤した所沢児童相談所主任を、情状も認めずに懲戒免職に相当する非違行為があったと認め、退職手当を全部不支給とする処分に対する異議申立て

を棄却するという処分庁の考えについて諮問を受けたものです。異議申立人の職員が勤務していた児童相談所は、御存じのように虐待案件の増加によって職員の荷重が以前から指摘されてきており、3月から鬱病を発症していたという本人の申立ては、十分根拠があります。また、異議申立てに対する是非を判断するには、処分庁から議会に提出された資料が極めて不十分な上、専門家の意見が付されていないなど、極めてずさんと言わなければなりません。したがって、退職金全部不支給という厳しい処分の妥当性が疑われているところであり、我が党は、職員の異議申立てについては認めるべきと考えます。

続いて、請願についての討論です。

議請第2号及び議請第5号は、いずれも環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPへの参加に反対する意見書提出を求める内容の請願であります。審査結果は不採択であります。我が党は採択を求めるものです。埼玉農協中央会から提出された議請第1号の請願でも述べられていますように、我が国が関税撤廃の例外措置を認めないTPP交渉に参加すれば、結果として、農林業をはじめ関連産業を含む地域経済、社会が崩壊することは必至であります。しかも、農産物などの関税撤廃にとどまらず、金融、保険、医療などあらゆる分野に関する我が国の仕組み、基準の変更につながるものであり、国家の安全保障の問題も含め、国の形が一変する可能性があります。よって、TPPへの参加は、日本の将来を危うくするものと言わざるを得ず、議請第2号及び議請第5号については、議請第1号同様採択すべきと考えます。

次に、議請第3号は、国民健康保険に対する国

庫支出金の負担率が削減されてきた結果、市町村国保の財政難と保険税の引き上げによる滞納者の増大を招来しているとして、一、市町村国保に対する国庫負担を増やして、高過ぎる国保税の引き下げを図ること、二、被保険者の負担を増やすことにつながる国保の広域化の押し付けをやめることの二点について、国への意見書提出を求めたものです。市町村国保の財政難を招いた最大の原因は、加入者の過半数が年金生活者などの無職者で、加入世帯の平均所得が低いにもかかわらず、1984年以来、国保に対する国庫負担を削減したのを皮切りに、国の責任を次々と後退させてきたことにあります。国保は、国の手厚い援助があって初めて成り立つ医療保険であり、憲法第25条の生存権規定を具現化したものです。よって、議請第3号については、審査結果は不採択ですが、採択すべきと考えます。

続いて、議請第4号は、消費税の増税は行わず、食料品を非課税にする意見書を国に提出することを求める内容です。審査結果は不採択ですが、我が党は採択を求めます。消費税は、低所得者ほど重い負担がのしかかる不公平税制であり、税制の抜本的改革は、負担能力に応じた応能負担の原則を堅持すべきです。大企業のもうけや内部留保が増加の一途をたどる中、勤労者の給与は10年前から減少をし続けています。景気対策としても、今は家計を温める施策こそ拡大すべきであります。

議請第7号及び議請第8号についても、審査結果は不採択ですが、我が党はいずれの請願も採択すべきと考えます。

以上で私の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手起こる)

9 議員提出議案（意見書・決議）に対する山川すみえ議員の反対討論

2011年3月15日

日本共産党の山川すみえです。

日本共産党議員団を代表しまして、議員提出議案に対する反対討論を行います。

最初に、議第4号議案は、教育基本法と学習指導要領の目標を達成するため、教科用図書選定審議会の答申を踏まえ、教育委員会委員や学校関係

者に、教育基本法及び学校教育法の改正、学習指導要領改訂の趣旨について周知徹底を図ることなどを県教育委員会に求めたものであります。

学校教育が、日本国憲法の理念の下、教育基本法や学校教育法など法の規定に基づいて行わなければならないのは当然であります。しかし、決議を上げるからには、過去の教科書採択において、こうした原則を逸脱して採択された事例があるかどうか、具体的な事実に基づいて論議されるべきものです。ところが、決議案には、教科書採択に当たって原則を逸脱したという事例を何一つ根拠として示しておりません。

また、決議案は、2009年に告示された教科書検定基準を引用するような形で、教科書は、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人育成のため、豊かな情操と道徳心、伝統と文化の尊重や我が国と郷土を愛することなどの教育基本法の目標と一致しなければならないと記述していますが、教科書検定基準は、あくまでも教科書検定の際の基準を定めたものであって、現場における教科書採択の基準を示したものではありません。現行制度の下では、教科書検定に合格しない教科書を採択するなどということは、あり得ないのであります。

しかも、教科書検定基準の中には請願が引用されているような記述はなく、教育基本法に規定された教育の目標も、引用された目標以外に、幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養うこと、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばすこと、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力といった多様な教育的価値を位置付けております。特定の価値のみを抽出して、教育基本法の目標と一致しなければならないと論じること自体、特定の政治的意図の下に出された決議案と言わざるを得ません。県議会が教科書採択の事務執行に当たる県教育委員会に対して、特定の教育的価値のみを取り上げて、最も適した教科書を採択するよう各市町村教育委員会を指導、援助しろと要求することは、教育行政に対する政治の介入を招く

ものであり、到底認めることはできません。

以上申し上げた理由により、議第4号議案には反対です。

次に、議第7号議案は、地上デジタル放送への円滑な移行のために、地上デジタル対応受信機の普及が低い地域に対する啓発活動を重点的に推進することや、デジタル放送に対応していない集合住宅に対するアンテナ設置や施設内配線などの支援策の推進などの施策を国に求めるものです。

政府は、今年7月24日をもって地上アナログ放送を打ち切ろうとしています。総務省の地デジ浸透度調査でも、年収200万円未満の世帯の2割以上が地デジに未対応であること、250万世帯に上る80歳以上の高齢者世帯が調査対象から外されているなどから見ても、地上デジタルへの移行に向けた国民の準備が整っていないのは明らかです。したがって、意見書案にあるような対策を講じたとしても、大量のテレビ難民の発生は避けられず、全国市長会も要望しているように、地上アナログ放送の打ち切りを、国民の準備が整うまで延長すべきであります。地上アナログ放送の延長を盛り込まない意見書には賛成できません。

次に、議第9号議案「万全の領域警備を求める意見書」は、尖閣諸島沖の海上保安庁警備艇に対する中国漁船衝突事件のような領海侵犯などを取り締まるために、万全な領海警備を行うための法整備を早急に実施するよう国に求めるものです。

意見書案では、国際法上の違法行為に対して刑罰権を発動することにより、法秩序の維持を図るとともに、海上保安庁の有する行政警察権限を拡大し、多様な法執行の選択肢を用意することで、機動的、効果的な対応をすべきであるとしていますが、中国漁船衝突事件では、海上保安庁が警察権限を行使して船長らを逮捕しており、現行法の下でも、警備体制の強化によって領海侵犯を厳しく取り締まることは可能であります。多様な法執行の選択肢を用意するなどして領海警備を行うための法整備を求めることは、結局、自衛隊の出勤まで行き着かざるを得ません。今、一部の政党には、領海警備強化の名で、領海警備に自衛隊が

即応できるように領海警備法の制定を主張する向きがありますが、海事事件には警察権限で対応し、軍事的な緊張を高めるような対応をすべきではありません。

以上の理由により、議第9号議案には反対です。

次に、議第11号議案は「教師を信頼し、教師はそれに応える、あたたかな教育環境を回復するための施策を求める決議」とうたっていますが、この決議案が意図するものが何であるのか、文面だけでは理解することができません。

決議案は、懲戒処分 の基準について、「教師の情熱を削ぐことのないよう、そこに至る指導の過程など諸条件をより勘案し、個別に判断して、見直すこと」と県教委に求めています が、具体的にどのような懲戒処分 の事例を問題にして見直しを求めているのか、この文面だけでは理解できませ

ん。

また、教育局に対して、教師を信頼し、教師はそれに応える、あたたかな教育環境を回復するために、あらゆる施策を講じるよう求めています が、これもまた極めて抽象的で、具体的にどのような施策を求めているのでしょうか。全く理解に苦しむものです。

議会として決議を提出するからには、県民の誰が見ても理解でき、内容の上でも県議会としての見識が示されるものでなくてはなりません。よって、議第11号議案は否決するのが相当と考えます。

以上で私の議員提出議案に対する反対討論を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手起こる)

10 高校授業料の実質無償化の見直しを求める意見書の提出を求める動議に対する柳下礼子議員の反対討論

2011年3月15日

日本共産党の柳下礼子です。

高校授業料の実質無償化見直しを求める意見書動議に対する反対討論をいたします。

本動議は、高等学校教育とは義務ではなく、自らの意思で学びたい者が参加する自己決定の場であるとして、高校授業料の無償化は、高等学校教育のあるべき姿ではないと断じておりますが、既に高校への進学率が98パーセントを超え、ほとんどの企業の採用条件が高卒者以上とされている現状を無視した暴論です。

世界に目を転じて見れば、日本も批准している国連人権規約の中で、中等教育と高等教育への無償教育の漸進な導入をうたった条項を留保してい

るのは、日本とマダガスカルのみであります。今や、高校の授業料無償化は世界の流れです。

高校授業料の無償化の以前には、授業料滞納が多額に上り、意欲を持って入学した高校を家庭の事情でやむなく退学しなければならない子供が毎年多数生まれていました。現在でも、私立学校等にはそういった事例が後を絶ちません。保護者の経済力によって子供が学業を断念するような事態は、断じて許されません。我が党は、県立高等学校授業料無償化を堅持した上で、さらに私立学校の授業料無償化に進むべきだと考え、本動議には反対するものです。(拍手起こる)

11 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度（会派で態度が異なるもの）

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	
第1号	平成23年度埼玉県一般会計予算	×	○	○	○	○	○	原案可決
第17号	平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	×	○	○	○	○	○	原案可決
第21号	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	×	原案可決
第23号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決
第29号	埼玉県税条例及び埼玉県県税事務所設置条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決
第31号	埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決
第45号	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決
第48号	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決
第52号	広域的水道整備計画（秩父広域水道圏）を定めることについて	×	○	○	○	○	○	原案可決
第53号	県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について	×	○	○	○	○	○	原案可決
第54号	水辺再生事業等に要する経費の関係市町の負担額について	×	○	○	○	○	○	原案可決
第56号	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係市町の負担額について	×	○	○	○	○	○	原案可決
第58号	平成22年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）	×	○	○	○	○	○	原案可決
第69号	平成22年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）	×	○	○	○	○	○	原案可決
第82号	異議申し立てに関する諮問について	×	○	○	○	○	○	※

※処分庁からの情報が十分でなく、判断できない。しかしながら、処分庁の認定が事実であるならば、本件異議申し立ては、棄却すべきである

議員提出議案に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度					採決結果	
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会 社民党		
議第1号	埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	×	×	○	原案可決
議第2号	東北地方太平洋沖地震の犠牲者に対する哀悼及び被災者に対する見舞い決議	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第3号	埼玉県議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第4号	教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める決議	×	○	○	○	○	×	原案可決
議第5号	外国資本による土地売買等に関する法整備を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第6号	介護職員処遇改善交付金制度の改善及び恒久化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第7号	地上デジタル放送への円滑な移行を求める意見書	×	○	○	○	○	○	原案可決
議第8号	公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第9号	万全の領域警備を求める意見書	×	○	○	○	○	○	原案可決
議第10号	環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への対応に関する意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第11号	教師を信頼し、教師はそれに応える、あたたかな教育環境を回復するための施策を求める決議	×	○	○	○	○	○	原案可決

請願に対する各会派の態度

○採択 ×不採択 ▲継続審査

請願番号	件名	各会派の態度					採決結果	
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会 社民党		
議請第1号	環太平洋連携協定(TPP)への対応に関する請願書	○	○	○	○	○	○	採 択
議請第2号	「TPP参加反対の意見書」提出を求める請願	○	×	×	×	×	○	不 採 択
議請第3号	国民健康保険制度の改善のため、国への意見書の提出を求める請願	○	×	×	×	×	○	不 採 択
議請第4号	消費税の増税を行わず、食料品を非課税にする意見書を国に提出することを求める請願	○	×	×	×	×	○	不 採 択
議請第5号	TPP(環太平洋パートナーシップ協定)へ参加しないことを求める請願	○	×	×	×	×	○	不 採 択
議請第6号	「夫婦別居・離婚後の親子の面会交流の法整備と支援」について国に意見書の提出を求める請願書	▲	▲	○	▲	▲	▲	継続審査
議請第7号	ハッ場ダム建設を中止し、地元住民のための生活再建、地域再生を求める請願	○	×	×	×	×	○	不 採 択
議請第8号	埼玉県議会の運営等の課題については議会の正規の機関で審議することを求める請願	○	×	×	×	×	○	不 採 択
議請第9号	県政調査費の領収書等証拠書類の全面添付を求める請願	○	×	×	×	×	○	不 採 択

要望書・申し入れ

2010年5月19日

埼玉県教育長
前島 富雄 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳下 礼子

県立高校定時制不合格者問題についての申し入れ

県内公立高校定時制課程の2010年度入試で、後期試験の合格発表後に募集する「欠員補充」の不合格者が昨年の約2倍、70人以上にのぼったとの報道がありました。定員超過は県南東部の学校に集中し、越谷高校2.42倍、春日部高校2.31倍、川口市立県陽高校1.71倍と高い志願倍率に達したそうです。

報道では「経済的に県立高校に絞らざるを得ない生徒が増加し、全日制高校を不合格になって定時制を受験した生徒が少なくない。」とある県立高校教諭のコメントが紹介されていますが、経済危機がこのような高校生に多大な影響を与えています。

定時制高校は全国的に志望者増加傾向にあるといい、東京都は4月に300人の追加募集を行ったと聞きます。しかし、埼玉県教委は「学校ごとに随時欠員募集をしているので、最終的に生徒の行き場がないということはない」と、改めて追加募集はしませんでした。北部の普通科や一部工業・商業科は、5月時点でも欠員を残していますが、夜間定時制には長距離通学をすることは不可能です。東部や南部の学校の高倍率をみると、果たして、この地域で行き場がない生徒が本当にいなかったのかどうか疑問であり、追跡調査が必要です。

また、このような情勢下でありながら、昨年、県教委は全日制6校、定時制5校を廃校にする「後期再編整備計画」を決定しました。1999年に31校あった夜間定時制は2013年度までに17校に削減されます。これは時代の流れへの大きな逆行といえます。

「15の春を泣かさない」というのはかつての埼玉県の中心政策でした。格差社会の中で、保護者の経済力によって15歳の子供が泣かされる、そんな時代を再来させるべきではありません。したがって、以下の内容を申し入れるものです。

- 一、定時制不合格者の進路追跡調査を行うこと。
- 二、来年度入試において、県南東部の定時制の十分な定員増を図ること。
- 三、県立高校の再編整備は当分の間行わないこと。

以上

2010年5月25日

埼玉県知事
上田 清司 様

日本共産党埼玉県委員会
委員長 小松崎 久仁夫
日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳下 礼子

口蹄疫対策の強化に関する申し入れ

4月20日に確認された宮崎県の口蹄疫は、その後被害を広げ、これまでに口蹄疫に感染または感染の疑いがある家畜が見つかった農場などは200か所、処分の対象となった牛や豚などの家畜は14万5358頭にのぼり、わが国の畜産史上、経験したことのない非常事態となっています。

手塩にかけて飼育してきた家畜の殺処分を受ける被害畜産農家の苦渋は筆舌に尽くせないものがあります。関係市町村、宮崎県の懸命な防疫措置にもかかわらず、被害は拡大する一方で、政府は22日、被害の拡大阻止に向けて発生の集中した一定地域を対象に、全頭殺処分を前提にした家畜へのワクチン接種を開始していますが、周辺地域農家の不安は解消されていません。また、殺処分対象家畜の補償や今後の経営再建に対する支援など被害農家に対する支援措置も未だ十分とは言えません。

現在のところ被害は宮崎県内に限られていますが、今日の深刻な事態の広まりを踏まえ、本県としても県内への感染を防止するため監視体制の強化をはかるとともに、万が一被害が発生した場合に迅速なまん延防止対策や畜産農家への支援等が講じられるよう、下記の項目について申し入れるものです。

記

1. 口蹄疫被害の拡大防止と県内への病原体侵入を防ぐため、発生原因、感染経路の早期解明を国に強く求めるとともに、県内で牛・豚を飼育する全農家（646戸）に消毒薬や消毒槽などの消毒機材が行き渡るよう万全の対策を講ずること。
2. 感染予防対策による経済的負担で農家経営に支障がでないよう必要に応じて農家に対する公費助成を検討すること。
3. 農家の相談にのりながら、家畜の衛生管理や防疫に関する適切な指導・助言を行えるよう家畜防疫員の増員など家畜保健衛生所の体制を強化すること。
4. 県内での被害発生に備え、各部局間の連絡・調整を密にするとともに、被害発生を前提にしたまん延防止対策や畜産農家への支援策について検討すること。特に、埋却処分の土地の手当てについて事前の調査を行い、被害発生と同時に対応できるようにすること。
5. 口蹄疫に関する正確な情報の広報・普及に努め、風評被害を未然に防止すること。
6. 県内での被害発生にとどまらず、関東近県で被害が発生した際には知事を本部長にした対策本部を直ちに立ち上げ、全庁をあげて対策に取り組むこと。
7. 家畜伝染病予防法の枠内では対応できない被害農家の経営再建等を支援するため、「口蹄疫問題特別措置法」（仮称）の早期制定を検討するよう国に強く求めること。

以上

2010年5月25日

埼玉県知事
上田 清司 様

日本共産党埼玉県議団
団長 柳下 礼子

子宮頸がんワクチンに関する要望書

子宮頸がんワクチンの公費助成を新年度から始める自治体が、35団体に上ったことがマスコミより報じられています。埼玉県では志木市が全額、北本市が一部助成を行っています。

子宮頸がんは性交渉によるウイルス感染で発症するため、10代前半のワクチン接種によって7割が予防できるとされています。日本では昨年ワクチンが発売開始されましたが、総額4万円から6万円という自己負担が発生するため、普及は進んでいません。国立がんセンター中央病院の土屋了介院長は「ワクチン接種は住んでいる地域によって差が出るべきではなく、国民が等しく受けられる利益であるはずだ」と指摘しています。

このワクチンで予防できるウイルスは2種類にすぎず、子宮頸がん罹患の可能性をゼロにすることはできませんが、ワクチン接種と検診の普及によって、よりそれを低くしていくことができます。

オーストラリアやイギリスでは12から13歳の女子が学校で無料で接種できると伺っています。無料接種できる国では、がんやワクチンについて教える授業もあり、性交渉にリスクがあることも学べるといいます。杉並区も「中学進学を機に性の事を考え、体を大切にすることを知ってもらう機会にしたい」と全額助成を決めています。

よって県におかれましては、子宮頸がんワクチン接種を普及するためにも、以下の対策を講じるよう要望いたします。

- 一、子宮頸がんのワクチン予防接種や検診について、さらに広報啓発を強めること。
- 二、国に対して、子宮頸がんワクチン予防接種を任意接種から定期接種とするよう要望すること
- 三、県として、接種に助成を行う自治体への支援制度を創設すること。

以上

2010年9月17日

埼玉県議会
議長 小谷野 五雄 様
埼玉県議会各会派代表 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下 礼子

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区等の改定に関する申し入れ

二元代表制の下で地方議会は議事機関として行政機関とともに民主的自治の根幹を担っています。従って、有権者の意思が最も民主的に反映できる定数と選挙区を定めることは、県政の充実と発展にとって不可欠なものと言わなければなりません。

しかし、本県の県議定数は1978年（昭和53年）の12月定例会で94（当時の法定数100）とされて以来、日高市の市制施行に伴う定数1増（1995年）を除いて94と据え置かれたままです。この間、本県の人口は1979年の482万人から2005年の国勢調査では705万人へと223万人も増加しています。これにより県議1人当たりの人口も51,290人から75,045人へと大幅に増加しています。

またわが国の憲法は、主権者である国民に平等な選挙権を保障していますが、本県では1票の格差が2倍以上の選挙区が長年にわたって放置されており、選挙の公正さに対する有権者の信頼を欠いたものとなっています。

前回県議選（2007年）では、議員1人当たりの人口が最少の西第13区（川島町・吉見町）と東第15区（杉戸町・松伏町・旧庄和町）との「1票の格差」が2.524倍、同じく南第15区（旧鴻巣市・旧吹上町）との格差が2.473倍となるなど、格差2倍以上の選挙区が12選挙区にのぼっています。

選挙区の「1票の価値」が、他の選挙区の2倍を超えることは、1人が2票を行使することに等しく、憲法の平等原則に反するものです。東京都議選に関する東京高裁の判決（86年2月）は「法の趣旨は、できる限り1対1の数値であるべきことを要求している」「人口比例原則の緩和の程度は、1対2を超えることは許されない」と、格差を1対2未満にすべきことを明瞭に示しています。（この判決は、87年2月の最高裁判決で確定）

また、人口の多い選挙区の定数が、人口の少ない選挙区の定数より少ない「逆転現象」も3通りあり、選挙の公正を著しく害するものとなっています。このような逆転選挙区の解消は、定数の増減や選挙区の変更なしにも可能であり、これ以上放置することは絶対に許されません。

よって、わが党議員団は本県議会議員の総定数、選挙区及び各選挙区への配分定数について下記の原則に沿って早急に見直すよう提案するとともに、見直しのために一人会派も含めた超党派による「埼玉県議会議員定数・選挙区問題協議会」を早急に立ち上げるよう議長並びに各会派に申し入れるものです。

記

- 一、議員総定数については、「行政改革」の名で法定上限数を大幅に下回る定数は合理化できず、この間の人口増を踏まえ適切に見直しを図ること。
- 一、1票の格差を2倍未満に抑えるとともに、人口に基づく比例配分を厳格に行い、逆転現象を解消すること。
- 一、選挙区は「郡」・「市」を基本とし、市町村合併した自治体について特例を設けて分断することはしないこと。
- 一、飛び地の選挙区をつくらないため任意合区の対象となる選挙区については、隣接する市の選挙区との合区を図ること。

以上

2010年10月6日

埼玉県議会
議長 小谷野 五雄 様
埼玉県議会議会運営委員会
委員長 島田 正一 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳下 礼子

埼玉県議会議員定数・選挙区検討協議会の運営に関する申し入れ

県議会議員の改選を約半年後に控えて本県議会は本日の議会運営委員会において、県議会議員の定数・選挙区等について検討するため各会派の代表からなる「埼玉県議会議員定数・選挙区検討協議会」の設置を決めた。

しかし、同協議会の定数は議会運営委員会と同数の17名とされ、議会運営委員会に委員を出していないわが党や社民党などの少数会派を排除するものとなっている。議員定数や選挙区割などに関する決定は議会制民主主義の根幹をなす問題であり、議会を構成する全ての会派からなる協議会を設置して検討するのが本来のあり方でなければならない。わが党はそういう立場から9月17日に議長並びに各会派代表に対して、「一人会派も含めた超党派による協議会の設置」を申し入れてきたところであるが、議会運営委員会がわが党の申し入れを全く顧慮することなく少数会派を排除した協議会の設置を決めたことは極めて遺憾である。

かかる状況のもとで、わが党は協議会の運営にあたっては、少数会派にもオブザーバー出席を認めるとともに、一般県民公開のもとで議員定数・選挙区等の問題を検討・協議するよう強く申し入れるものである。

以上

2011年2月3日

埼玉県知事
上田 清司 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳下 礼子

ヤングキャリアセンター埼玉の拡充について

厚生労働、文部科学両省が18日まとめた今春卒業予定の大学生の就職内定率（昨年12月1日時点）は68.8%で、調査を始めた1996年以降で最低となりました。これまで最低だった前年同時期を4.3ポイントも下回っており、悪化は3年連続です。高校生の就職率も70.6%と厳しい状況が続いています。社会人としての第一歩が失業者というのは特別に深刻な事態です。「就職氷河期」が繰り返されていますが、それは企業にとっても、産業日本経済と社会にとっても大きな打撃です。いま、自治体や教育関係者、企業・経済界がこの危機を打開するために真摯な取り組みを行うべき時です。

問題は今年度の新卒者に限った事ではありません。連続している就職難、派遣労働者の派遣切りなど、安定した雇用を求める青年が県内に多数存在しています。

大宮にあるヤングキャリアセンター埼玉は、新卒者はもちろん、青年たちの一人ひとりにカウンセリングやセミナーや合同面接会の開催などきめ細かい支援を行い、開設以来4万人以上の登録者のうち、把握しているだけで1万4千人の就業を実現してきました。同センターには「ヤンキャリなど周囲の人たちの支えのおかげでがんばれました」など感想が寄せられ、同センターがづらい就職活動の支えとなっていることが分かります。

しかし、同センターの1日の利用者が増加の一途をたどり、端末、相談窓口が新設されているため、フロアが非常に狭くなっており、これではプライバシーにも配慮できませんし、待合室もなく、「狭い」という感想も寄せられています。

また、大宮は大変便利な場所ですが、利用者の多くが高崎線沿線に集中し、特に西武線沿線からの利用が少なくなっております。ジョブナビのように、出張カウンセリングやセミナーは大変有効ですが、各地の青年に平等に支援を行うためにも、ヤングキャリアセンターは複数必要です。したがって、県内青年の就職難を少しでも打開するために、以下の点を申し入れます。

- 一、ヤングキャリアセンターの近隣のあきスペースを確保し、フロアを広げること。
- 二、市町やハローワークと協力し、当面同センターの支所を、県の東西北に新設すること。
- 三、同センターと同様の規模を持つセンター新設を検討すること。

以上

2011年2月14日

埼玉県議会

議長 小谷野 五雄 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下 礼子

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）参加反対の意見書に関する申し入れ

菅直人首相は1月24日招集された通常国会の施政方針演説で、「平成の開国」を掲げ、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉に向けた協議を表明しました。

ＴＰＰは、農産物を含めて全ての品目の関税をゼロにする協定です。「関税がゼロ」となれば、食料自給率は40%から13%に急落し、コメ生産の90%が破壊され、農林水産物の生産は4兆5千億円も減少することが農水省の試算でも明らかになっています。埼玉への影響額も農林部の試算で587億3千万円にのぼります。政府は昨年3月に、食料自給率を40%から50%に引き上げる「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定していますが、「自給率50%」と「関税ゼロ」は絶対に両立しません。

また、ＴＰＰへの参加は、農林水産業に打撃となるだけでなく、食品製造業や輸送などの関連産業にも大打撃となり、雇用と仕事を奪い、地域経済全体に計り知れない被害を及ぼすことは必定です。

地球的規模での食料不足が大問題になり、また国土・環境保全への影響など農業の多面的な役割が重視されているときに、市場原理一辺倒の「国際競争」にさらして、豊かな発展の潜在力をもっている日本農業を無理やりつぶし、食と安全の外国依存をさらに高めるなどというのは「亡国の政治」以外の何ものでもありません。

日本経団連など財界は、「乗り遅れるな」などとＴＰＰへの参加を煽りたてていますが、この「恩恵」を享受するのは自動車、電機などの一部の輸出大企業だけです。一部の輸出大企業のために、日本農業を破壊し、国民生活に多大な犠牲を負わせることは断じて許されません。

自国の食料のあり方は、その国で決めるという「食料主権」—関税など国境措置の維持強化、価格保障などの農業政策を自主的に決定する権利を保障する貿易ルールこそが、いま日本にも、国際社会にも求められています。

いま全国の自治体では、ＴＰＰ参加に反対する意見書・決議の採択が相次いでおり、都道府県段階では、意見書・決議をあげていない県は本県など数県にすぎません。埼玉のすぐれた農業を守るためにも、ＴＰＰ反対の声を埼玉からあげる必要があります。

そこで、議長におかれましては、わが国と本県の農業・食料を守り、地域経済の振興をはかる立場から今定例会においてＴＰＰ参加に反対する意見書を議決できるよう積極的な役割を發揮されますよう申し入れるものです。

以上

2011年3月15日

埼玉県知事
上田 清司 様

日本共産党埼玉県議会議員団

東日本大震災への緊急対応に関する申し入れ

東北地方太平洋沖地震・津波による震災は未曾有の事態となっており、被災者救助・救援のために埼玉県も総力をあげることが求められています。

また、県内でも、震災による直接の被害をはじめ、東京電力の原子力発電所の被災による電力供給量低下による計画停電などが、県民生活に重大な影響を及ぼしています。余震や原子力発電所の事故への不安も県民に広がっており、改めて震災対策の強化が求められています。

そこで、こうした事態を受けて、県として当面以下の対策に緊急に取り組まれるよう申し入れます。

- 一、被災者救援のため、国及び関係機関と連携し、必要な人的、物的支援をはじめ総力をあげること。
また、公営住宅など県内の住宅の受け入れ可能状況を早急に調査し、住宅を失った被災者受け入れ態勢を準備すること。
- 二、県内の震災被害に対して、正確な状況把握の上で必要な対応を行うこと。
- 三、県内の放射能レベルの測定を実施し、測定結果を県民に公表すること。
- 四、計画停電について
県として、東京電力や関係機関と連携して医療や公共交通の確保などをはじめ万全の態勢をとること。特に人工呼吸器を必要とする障害者や患者など、停電によって生命への危険が予想される県民については、早急に県として支援方針を明確にすること。
計画停電にかんする情報はホームページだけに頼らず、あらゆる広報媒体を通じて、県として市町村と協力して迅速な周知徹底をはかること。
- 五、ガソリンなど物資の供給不足に対して、正確な状況を把握し、医療機関、福祉施設、高齢者・障害者などへの優先供給など支援方針を明確にするとともに、国に対しても万全の対策を求めること。
- 六、震災情報に関して、県のホームページを抜本的に充実し県民への適切かつ正確な情報提供に努めること。
- 七、県として直ちに総合的な相談窓口を設置すること。

以上

2011年3月30日

埼玉県知事
上田 清司 様

日本共産党埼玉県委員会東日本大震災対策本部
本部長 小松崎 久仁夫
日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳下 礼子

県民生活の安定と安全の確保、被災者の生活支援に関する申し入れ

東日本大震災と福島原発事故は、死者・行方不明者が約3万人を数え、避難者も20万人以上にのぼるなど、戦後未曾有の被害をもたらしています。

わが党は去る15日に、県議団として、被災者救援対策や計画停電に対する対応など7項目の緊急対応について申し入れたところですが、その後、福島第一原発事故で放出されたとみられる放射性物質が、地元福島県や北関東地方の農産物や水道水から相次いで検出されるなど新たに対応すべき問題が発生しています。また、被災地からの本県への避難者は3200人を超えていますが、今後、住宅や仕事の確保や子供たちの教育の保障など、避難生活の長期化に備えた新たな対応策が求められているところ です。

そこで、わが党は事態の新たな展開を受けて、県民生活の安定と安全の確保、避難者の生活支援をはかるため、以下の対策を講じるよう申し入れます。

1. 農作物への放射能汚染の調査と風評被害への対応について

- ①福島原発事故の今後の推移によっては、本県産の農産物にも暫定基準値を超える放射能が検出されることが懸念される。農作物の検査を広範囲にわたって実施し、安全性についての正確な情報を公表すること。
- ②暫定基準値を超え農作物が出荷停止などの被害を受けた場合、農家に対して東京電力や国の責任で損失補償を行うよう政府に申し入れること。また、風評被害の防止のため、テレビ等の広報活動を強化し正確な情報の提供に努めるとともに、風評被害による損失についても補償の対象にすること。
- ③被害農家に対し運転資金を無利子で貸し付けること。

2. 水道水の安全確保と正確な情報の提供について

- ①川口市新郷浄水場の水道水から乳児摂取の暫定基準値を超える放射性ヨウ素131が検出されるなど、県内の水道水の安全性に対する県民の不安が広がっている。県として県営浄水場等における常時監視態勢を強化するとともに、その検査結果を市町村が実施している検査結果とあわせて県民に公表すること。
- ②県内の水道水から乳児摂取の暫定基準値を超える放射性物質が検出された場合に備え、ペットボトル水を乳児のいる家庭や保育所、小児病院等の施設に提供できる体制を整えること。また、水道水に関する情報を乳児のいる施設等に提供するよう市町村を指導すること。

3. 計画停電による影響から県民生活と営業を守ることに ついて

- ①震災や計画停電によって生産や営業に支障がでている中小商工業者のための無利子または低利の緊急融資を実施するとともに、中小商工業者の相談窓口を設置すること。
- ②医療機関とりわけ救急医療機関の電源を確保するため、自家発電設備の燃料の確保や電源車の配置など万全の対策を講じること。
- ③在宅療養を支える訪問看護や往診などに従事する車両に対するガソリン等の確保を優先できるように石油販売店を指導すること。
- ④中高層マンション等、停電で断水となる住宅に対する給水対策を十分講じるよう市町村を指導すること。

4. 避難者に対する支援対策の強化について

- ①福島原発周辺の自治体からの避難者のなかには原子力災害対策特別措置法や災害救助法の対象にならない方々も多くいるとみられるため、民間賃貸住宅への入居にあたっては家賃を減免するよう政府に要請するとともに、当面、県や市町村が家賃を立て替えること。
- ②避難者に対して、学校の給食センターなどから食事を提供できるようにすること。
- ③ハローワークによる職業紹介とは別に緊急雇用対策事業などを活用して、仕事を求めている避難者に対して当面の仕事を確保すること。また、農業を希望する避難者に対して休耕地を斡旋するなどの便宜をはかること。
- ④被災者が活用できる国や県の支援制度などを一覧にしたガイドブックを作成し、避難所や親類宅などに身を寄せている避難者に配布し、制度を活用できるようにすること。
- ⑤交通が不便な避難所については、自転車の提供や鉄道駅とを結ぶ定期バスの運行など、避難者の足の確保をはかること。
- ⑥人工透析患者など日常的な医療ケアが必要な避難者に対して医師会や公的医療機関の協力も得て医療サービスの提供をはかること。また、避難者のメンタルヘルスに対するケアについても専門医を派遣するなど対策を講じること。

以上

声明・談話

記者発表

2010年8月5日

日本共産党埼玉県議会議員団

団 長 柳下 礼子

2010年6月県議会の閉会にあたって（談話）

- 一、6月定例会には知事より62億1千万円余の今年度一般会計補正予算案など19件の議案が提出され、4日の本会議で閉会中の継続審査となった公営企業決算認定を除く18件の議案を可決・承認・同意して閉会した。わが党は、県立学校医、学校歯科医、薬剤師等の公務災害補償に係る条例改正」の1件について反対した。

可決された補正予算は、緊急雇用創出基金を活用した雇用創出事業の追加と、地域活性化・公共投資臨時交付金を活用した公共事業の追加が中心である。雇用創出事業では、県事業として生活保護受給者の自立支援や介護施設における実務研修を活用した人材確保など13億2500万円余が計上されたが、これらの事業を通じて継続雇用につながるような対策の強化が求められている。

- 一、今定例会には、6件の請願が提出されたが、自民党が紹介議員となった1件が採択されたものの、「県政調査費の領収書等証拠書類の全面添付を求める請願」と「八ッ場ダムの建設を中止し、地元住民の生活再建、地域再生を求める請願」など3件が不採択、「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」と「子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願」の2件は継続審査となった。

自民、民主、公明などの賛成多数で採択された「『借家人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適性化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律（案）』の条文案を是正するよう国に対して意見書提出を求める請願」は、法律案の61条から賃貸住宅の賃貸事業者を除外することを求めたものである。法律案は、家賃保証会社による常軌を逸した債権取り立てが社会問題となり、これを規制することを目的としたものだが、家賃保証会社にとどまらず賃貸事業者といえども悪質な家賃取り立てが法によって規制されるべきことは当然である。個人経営の賃貸住宅家主から法の拡大解釈について懸念や不安の声が出ていることについては、この法律案が今年4月の参議院で全会一致で可決された際に、正当な取り立てと違法行為を明確化するガイドラインの作成が国交相より約束されており、規制対象から賃貸事業者を除く理由がないと考える。

なお、わが党議員団は、残る5件の請願についていずれも採択を主張し、4日の本会議で山川すみえ議員が討論を行った。

- 一、「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」を審査した文教委員会の審査結果の報告で藤本正人委員長は、同委員会を構成するどの会派の委員にも請願者や紹介議員からも何の説明も説得もなかったことは遺憾であるなどと、紹介議員になったわが党と請願者を攻撃する内容の報告を行った。こうした攻撃は、請願を継続審査にするための口実として行われたもので、全く為にする議論と言わなければならない。同委員会として請願者及び紹介議員から詳しい説明を求めたいのであれば、委員会に

参考人として召致すればいいことで、委員会として「義務教育費国庫負担制度の維持・拡充を求める意見書」を議決する一方で、こうした理由で同趣旨の請願を継続審査にした委員会の良識こそ疑われるものである。

- 一、議会最終日の4日には9件の議員提出議案が提出され、わが党は、「消費税を含む税制の抜本改革」などを求めた「財政の健全化を求める意見書」や「八ッ場ダム本体工事の早期着手を求める意見書」など4件の議案に反対した。これらの反対議案に対しては、柳下議員が討論を行ったが、この討論に対して、自民党の藤本正人議員より「通告のない議案について討論で取り上げるのは問題」として発言の一部削除を求める動議が提出された。小谷野議長は休憩を求める柳下議員の動議を無視して、藤本議員から提出された発言の削除を求める動議を直ちに議題として採決に付し、これを多数で可決した。

本来であれば、動議が成立し、日程に動議を議題として追加した段階でいったん休憩をとり、発言内容を速記録に照らして精査するのが正常な議会運営であり、こうした手続きを欠いたまま、多数決で発言の削除を求める動議を直ちに議題として採決に付したことは、議長の明らかな不手際である。わが党議員団は閉会后、小谷野議長に会い、これらの問題点について質したうえで、厳重に抗議した。

なお、議案に対する討論において、通告になくとも関連して他の議題に触れることはこれまでも行われており、藤本議員の指摘は全く言いがかり以外の何ものでもない。

以上

記者発表

2010年10月15日

日本共産党埼玉県議会議員団

団 長 柳下 礼子

9月県議会の閉会にあたって（談話）

一、今定例会には19件の知事提出議案が提出され、閉会中の継続審査となった「平成21年度一般会計及び特別会計決算の認定」を除く18件と6月議会で閉会中の継続審査となっていた「平成21年度公営企業会計決算の認定」を可決・認定・同意して閉会した。

わが党は、県職員及び学校職員の給与を県人事委員会の勧告通り給与月額で平均0.1%、期末手当を0.2月引き下げる給与案件2件と公営企業会計決算認定の合わせて3件の議案に反対した。県職員及び学校職員などの公務労働者の賃金を引き下げるとは、来年の春闘にも影響を及ぼして民間給与のさらなる引き下げをもたらす、その結果として内需の縮小をもたらす景気の回復にも逆行するものである。公営企業会計決算については、水源施設整備事業費として八ッ場ダム建設関連の支出が35億2千万円余ることから、この認定に反対した。八ッ場ダム建設については利水上も治水上もその必要性の根拠が失われており、水源地域の復興・再生のための対策を十分講じたうえで早期に工事を中止すべきである。

一、今定例会の委員会審議では、猛暑の影響で大半が規格外となっている県産ブランド米「彩のかがやき」問題が、環境農林委員会や循環社会対策特別委員会などで取り上げられ、大幅減収が予想される生産農家に対する救済策などで活発な質疑が行われた。

柳下議員は循環社会対策特別委員会の審議のなかで、大規模農家ほど打撃が大きい実態を示し、価格下落に対する補てん、販路の拡大、農業災害に対する県の支援措置や農業共済制度を品質低下による損失にも適用することなどの対策を求めた。これに対し県当局は異常高温による品質低下についても特別災害に指定できるよう検討していることや、特例措置として農業共済制度を適用できるように国に要請するなど答えた。党県議団は今年18日に、この問題で生産地を訪れ実態調査を行うことにしている。

産業労働企業委員会で山川すみえ議員は緊急雇用創出事業について質疑を行い、「多額の事業費を投入しているが、正規雇用に結びついているのか調査すべきではないか」と当局をたどした。緊急雇用創出事業については、その事業効果についてしっかりとした検証が求められている。

一、来年春の県議会一般選挙を半年後に控え、今定例会に議運に委員をもつ会派で構成する議長の私的諮問機関「埼玉県議会議員定数・選挙区検討協議会」が設置され、12日開かれた協議会に各会派が改定案を持ち寄ったものの、ほとんど一本化にむけた話し合いもないまま、各会派の案を併記して議長に答申することで決着した。

わが党は12日の協議会にオブザーバー参加が認められ、党の改定案を提出し意見を述べた。わが党の提案は、総定数を現行の94に据え置いたうえで、①1票の格差を「1対2未満」に抑える②人口の多い選挙区定数が人口の少ない選挙区定数より少ない「逆転区」を解消する③合併特例などで複数の選挙区に分断されている市をなくす、などの原則を踏まえて59ある選挙区を51選挙区に再編するというものである。

しかし、22日の同協議会では自民党が1票の格差と逆転区について「判例に照らして違法状態とは言えない」などとして、現状維持を主張し、民主党も市域の選挙区が複数に分断されているふじみ野市と春日部市については分断を解消し必要な合区を行う以外は現行通りとするなど、1票の格差の是正や逆転区の解消などに背を向けた見直し案を示した。また公明党は総定数を90に削減したうえで、市域の分断を解消する案を示しながらも1票の格差2倍以上の選挙区を10選挙区も残すものであった。

有権者の意思を民主的に反映し、県民に平等な選挙権を保障することは議会制民主主義の根幹をなす問題であり、1票の格差や逆転区を放置することは、それ自体選挙の公正さに対する県民の信頼を損なう行為と言わなければならない。

- 一、6月定例会で継続審査となっていた「子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願」は、10月8日開かれた福祉保健医療委員会で可否同数（自民党が反対）となり、委員長の裁定で再び継続審査となった。

また、今定例会には、「所得税法第56条の廃止を求める請願」が3万9,868筆の署名を添えて提出されたが、自民、公明などの反対で不採択となった。（民主党、社民党は不採択に反対）

日本共産党は山川すみえ議員が討論に立ち、「白色申告の業者の家族の働き分を正當に認めないやり方は、家族従事者の人格人権を認めない差別である」として請願の採択を主張した。請願運動に取り組んでいる全国商工団体連合会によると、同請願を採択した議会は宮城県議会など6つの県議会を含め283議会（10月7日現在）にのぼっており、埼玉県内でも川口市や所沢市、本庄市、秩父市など8市4町の議会が採択している。

以上

記者発表

2010年12月22日

日本共産党埼玉県議会議員団

団 長 柳下 礼子

2010年12月県議会の閉会にあたって（談話）

- 一、今定例会県議会には42億7,500万円余の今年度一般会計補正予算案など54件の議案が知事より提案され、わが党は閉会中の継続審査となっていた2009年度一般会計並びに特別会計の決算認定、「農林業・農山村振興ビジョンの策定」など7件の議案に反対した。「農林業・農山村振興ビジョン」については、食料自給率や農振農用地の確保について目標が定められていない点を指摘し反対した。
- 一、今定例会でわが党は、山川すみえ議員が一般質問に立ち、子ども医療費助成制度の拡充や小児救急医療体制の整備、県立病院の地方独立行政法人化問題、国保に対する財政支援、住宅リフォーム助成制度の創設、埼玉農業の振興などの問題について取り上げた。
山川議員はこの中で、県立小児医療センターの早期建て替えを求めるとともに、同センターに産科と母体集中治療病床を併設して、総合周産期母子医療センターとして拡充を図るよう提案した。また、住宅リフォーム助成では、県内23市町村で助成を行って大きな経済波及効果をうんでいるとして、県として助成制度を設けて市町村事業の拡大を図るよう求めた。これに対し、上田知事は「広域自治体である県はなじみにくい」としながらも「担当課に検討させる」と答えた。
- 一、自民党は今定例会に9月定例会では提出を見送った「防災航空隊の緊急運航業務に関する条例」を提案した。自民党は13日の本会議で、7月25日に秩父山中の山岳遭難の救援活動中に不幸にして起きた防災ヘリコプターの墜落事故の再発を防止するという目的で同条例案を提案したと説明した。しかし、同条例案の附則には、山岳救難に係る緊急運航に要した費用を遭難者等の負担にするなどの方策を県に求めており、再発の防止どころか、命に関わる緊急事態にあっても救難要請をためらったり断念するような事態がうまれる危険性がある。また、防災ヘリの出動に要した費用を遭難者が負担しなければならないとなると、本県の山岳スポーツ・レクリエーションの振興にとっても有害であり、わが党は条例案に反対の立場から討論を行った。
- 一、今定例会の最終日、公明党議員団が県議会議員の定数・選挙区等の改正を求める条例案を提出した。公明党案は、逆転現象の解消や選挙区を「郡・市」とし、市町村合併特例や衆議院議員小選挙区特例の適用を外した点では評価できるが、1票の格差2倍以上の選挙区を10選挙区も残していること、また、現行でも法定上限数に対する削減率が全国2位であるにも関わらず定数をさらに4議席削減する内容となっていることから反対した。逆転現象や1票の格差を是正する努力を怠り、長年にわたって「平等の原則」に反する状態を放置している自民党の責任はもとより重大だが、議案提案権がありながら独自の改正案1つ提案しない民主党の姿勢にも憤りを禁じ得ない。
- 一、今定例会では、新規9件、継続1件の請願が審査され、「適格消費者団体に対する資金面での支援を国と埼玉県に求める請願」と「発達障害児に対する現行制度の見直しを求める請願」の2件が採択された。また、わが党が紹介議員となり継続審査となっていた「子宮頸がん予防ワクチン接種の公費

助成を求める請願」は全会一致で趣旨採択となった。これは新日本婦人の会などの県民運動が力になったもので、心から喜ぶたい。

一方、「環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への加入に反対する請願」は、委員長報告では「国に対し、拙速に判断することなく、慎重を期すよう強く求めていくべき」としながらも請願を不採択とした。ＴＰＰへの参加問題については、県農協中央会も断固反対を知事や県議会議長に申し入れており、不採択に賛成した自民、民主、公明などの責任が問われる。

以上

記者発表

2011年3月15日

日本共産党埼玉県議会議員団

団 長 柳下 礼子

2011年2月県議会の閉会にあたって（談話）

一、任期満了前の最後の議会となった今定例会には、総額1兆6,899億円余の平成23年度埼玉県一般会計予算案や今年度一般会計補正予算案など82件の知事提出議案が提案され、全ての議案を可決・同意・答申して閉会した。わが党議員団は、平成23年度一般会計予算案について、①利水上も治水上も建設の根拠が失われているハッ場ダム建設に企業局会計を含めて約55億円も計上していることや、完成のめどがたたない利根川・荒川等のスーパー堤防建設に38億円余の負担をしていること、②県下で子ども医療費が入通院とも中学校卒業まで拡大する市町が増えているにもかかわらず、県制度が小学校就学前に据え置かれたままとなっていること、③大宮駅西口にあるヤングキャリアセンターや中高年就職活動支援コーナーをさいたま新都心にある県男女共同参画推進センターに移したうえで、中高年就職活動支援コーナーと女性キャリアセンターの職業紹介事業を民間事業者へ委ねようとしていること、④私立幼稚園の保育料軽減補助を家計急変世帯への増額と引き換えに一般世帯に対する補助を打ち切り総額4億円近い予算を削減したこと、など9点にわたる理由を示して反対した。

一、3日間にわたって開かれた予算特別委員会ではわが党から柳下議員が質疑に立ち、総括質疑、締めくくり総括質疑ともわずかに10分間という制約のなかで、ヤングキャリアセンターの移転問題や、女性キャリアセンターと中高年就職活動支援コーナーへのハローワーク・コーナーの併設などについて上田知事の見解を質した。このなかで柳下議員は県が埼玉労働局と協議もしないまま女性と中高年向けの職業紹介事業を民間事業者へ委託しようとしている問題を取り上げ、「なぜハローワークに協力を要請しなかったのか」と追及した。これに対して上田知事は、ハローワークの職業紹介機能を県に移管する特区申請をしているとして「(ハローワークと)共存してやれるじゃないかという仕組みを示したくなかった」と答えた。しかし、特区申請による職業紹介機能の県への移管が、民間事業者の活用では、民間委託の実績づくりとしか言えず、不利益を被るのは利用者である。この問題は、産業労働企業委員会でも山川すみえ議員が取り上げ、「ハローワークは民間にはない蓄積があり、1億円もだして職業紹介を民間に任せるべきでない」「特区ありきの民間委託は認められない」と主張した。

一、今定例会には、環太平洋経済連携協定（TPP）への参加問題で3件の請願が提出され、埼玉農協中央会から提出された「環太平洋連携協定（TPP）への対応に関する請願」が全会一致で採択され、今日の本会議で意見書が議決された。

請願は、「我が国が、関税撤廃の例外措置を認めないTPP交渉に参加すれば、結果として、農林業をはじめ、関連産業を含む地域経済・社会が崩壊することは必至」「農産物等の関税撤廃にとどまらず、金融、保険、医療などあらゆる分野に関する我が国の仕組み・基準の変更につながるものであり、国家の安全保障の問題も含め、『国のかたち』が一変する可能性」があるとして、国内農業の振興や食料安全保障をはじめ経済全体に与える影響を十分配慮し対応するよう求めた内容となっている。TPPへの参加に反対とはうたっていないものの、国民合意を得る論議を十分しないままTPP参加を表明している政府・民主党に対する厳しい批判となっており、本県議会がこの請願を全会一致で採

択した意義は大きい。

- 一、県議会の会期中である3月11日、宮城県沖を震源地とするマグニチュード9.0という巨大地震が発生し、三陸海岸など東北・関東の太平洋岸に大津波が押し寄せて2500人を超す死者・行方不明者を出す大被害をもたらした。地震の被害は本県でも発生し、住宅の半壊・一部損壊などが3,128棟、火災11件、死者1名、重軽傷者89名にのぼった。また、地震の影響で県内の公共交通機関がストップし、交通渋滞や多くの帰宅困難者がうまれるなど県民生活にも大きな影響が出た。

日本共産党埼玉県委員会は震災の翌日から地方議員を先頭に主要駅頭で被災者救済のための救援募金に取り組み、この間、一般県民から100万円を超す募金が寄せられている。柳下礼子、山川すみえ両議員も救援募金活動に取り組むとともに、本日、県議会閉会后、上田知事に宛てて『東日本大震災への緊急対応に関する申し入れ』（別紙参照）を行ったところである。

本県議会は本日の本会議で、「東北地方太平洋沖地震の犠牲者に対する哀悼及び被災者に対する見舞い決議」を全会一致で挙げたが、わが党は被災者の速やかな救済と被災地の早期復旧、生活再建のために引き続き全力をあげるものである。

以上

県政資料・第111号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2010年6月・9月・12月／2011年2月定例県議会

住 所 〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)
直通電話 048(824)3413
F A X 048(825)1048
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>
Mail：jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp